

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
1	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	1	業務要求水準書	No.128							「回答127のとおり。」とあるのは、回答120の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおり。
2	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	1	業務要求水準書	No.128							「回答127のとおり。」とありますが、現地に敷地境界を示す標識等が表示されているという理解でよろしいでしょうか。そうでなければ、この回答は不適切ですので、判断材料となる台帳等の資料の開示をお願いいたします。	浄水場は旧炭鉱会社からの譲り受け施設であるため古く、資料は完備しておりませんが、図面は出来るだけ開示いたします。
3	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	1	業務要求水準書	No.128							「回答127のとおり。」とありますが、敷地の形状を示す測量図がないと、計画する建築物が建築基準法等の関係法令を満たしているかどうかの検証ができませんので、測量図が提示されていないことに起因するリスクは実施方針資料2リスク分担表No.2入札説明書リスクに該当するという理解でよろしいでしょうか。	測量図は現存しません。測量は事業者で実施願います。
4	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.19							「回答18のとおり。」とありますが、回答18には入札説明書と業務要求水準書の関係が示されているだけで、事業契約書(案)との関係が示されておりませんので、改めてご教示くださいますようお願いいたします。	当該業務の表記は全て整合をとるよう訂正します。
5	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.19							「回答18のとおり。」とありますが、事業契約書(案)別紙1定義の5に示された維持管理業務の9業務の名称と、回答18に示された業務の名称には相違があります。これらの違い及び対応関係についてご教示下さいますようお願いいたします。	回答4のとおり。
6	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.30							「協力会社は応募グループに含まれません。」とありますが、No.32では「協力会社としての参加は可能です。」と回答されており、齟齬が生じていると思料いたします。適宜平仄を合わせていただきますようお願いいたします。	協力会社は応募グループに含まれず、協力会社が複数の応募グループより業務を受注する予定を妨げるものではありません。なお、入札説明書(改訂版)第3章1(1)の記述を訂正します。
7	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.32							「協力企業としての参加は可能です。」とありますが、No.52では協力会社として応募グループに参加する事は認められない旨の回答をされており、齟齬が生じていると思料いたします。適宜平仄を合わせていただきますようお願いいたします。	回答6のとおり。
8	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.37							「・・・入札参加資格確認申請時において、代表企業及び構成員だけでなく、協力会社についても企業名及び業務分担を明らかにすべきと考えますが如何でしょうか。」との質問に対して、「ご理解のとおり。」との回答ですが、入札参加資格確認申請時における協力会社の定義が示されておりません。本事業に関しどのような関わりを持つ企業を協力企業として明らかにしなければならないか、ご教示下さい。	入札参加資格確認申請時に明らかにする企業名及び業務分担は構成員のみとします。協力会社は事業契約締結時に明らかにし、必要な資格を確認するものとします。詳細は入札説明書(第2回改訂版)第3章2を参照ください。
9	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.37							「・・・入札参加資格確認申請時において、代表企業及び構成員だけでなく、協力会社についても企業名及び業務分担を明らかにすべきと考えますが如何でしょうか。」との質問に対して、「ご理解のとおり。」との回答ですが、No.30では「協力会社は応募グループに含まれません。」との回答になっています。協力会社は応募グループに含まれないにもかかわらず、入札参加資格確認申請時に明らかにする必要があるのでしょうか。その理由をお示し下さい。	回答8のとおり。
10	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.41							「事業契約書(案)別紙1定義19及び、(改訂版)入札説明書を参照ください。」とありますが、回答588において、「別紙1.19は削除します。」となっていますので、参照先として不適切なのではないかと思料いたします。この扱いについてご教示下さい。	入札説明書(第2回改訂版)を参照ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
11	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札参加の構成等	No.5 NO.4							「一社のみで対応する場合も想定しています」とありますが、実施方針2(4)2の「工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。」の規定及び入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)No.48の「工事監理企業を構成員とする内容に変更します」との回答があることから、一社のみでの対応というのは事実上不可能なのではないかと思料いたします。具体的にはどのような場合を想定されているかご教示下さい。	ご理解のとおり、一社のみでの対応は不可能です。
12	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.50							「本施設とは、本事業で建設する旭町浄水場並びに場外施設及び、清水沢浄水場並びに場外施設を指します。」とありますが、回答15では事業契約書(案)が入札説明書に優先する、との事ですので、事業契約書(案)別紙1定義99と相違する回答では無効となってしまいます。例えば「本施設及び本施設の場外施設の工事を行う企業」などとすれば定義が一致しますので、記載内容の修正をご検討願います。	事業契約書(案)別紙1. 定義99を訂正します。
13	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	1	入札説明書	No.58							「本施設とは、本事業で建設する旭町浄水場並びに場外施設及び、清水沢浄水場並びに場外施設を指します。」とありますが、回答15では事業契約書(案)が入札説明書に優先する、との事ですので、事業契約書(案)別紙1定義99と相違する回答では無効となってしまいます。例えば「本施設及び本施設の場外施設の工事を行う企業」などとすれば定義が一致しますので、記載内容の修正をご検討願います。	回答12のとおり。
14	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	2	業務要求水準書	No.136							「回答127のとおり。」とあるのは、回答120の誤りではないでしょうか。	回答1のとおり。
15	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	2	業務要求水準書	No.136							「回答127のとおり。」とありますが、現地に敷地境界を示す標識等が表示されているという理解でよろしいでしょうか。そうでなければ、この回答は不適切ですので、判断材料となる台帳等の資料の開示をお願いいたします。	回答2のとおり。
16	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	2	業務要求水準書	No.136							「回答127のとおり。」とありますが、敷地の形状を示す測量図がないと、計画する建築物が建築基準法等の関係法令を満たしているかどうかの検証ができませんので、測量図が提示されていないことに起因するリスクは実施方針資料2リスク分担表No.2入札説明書リスクに該当するという理解でよろしいでしょうか。	回答3のとおり。
17	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	2	事業契約書(案)	No.372							「今後検討します。」とありますが、いつまでに回答していただけるのか見直しをお示し下さい。少なくとも入札までにはご回答いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第2回改定版 第4条を参照ください。
18	入札説明書等に関する質問への第1回回答	2	債務負担行為	質問No.12							債務負担行為の承認には起債に係る承認も含まれていますでしょうか。	債務負担行為は、事項・期間及び起債限度額について、夕張市議会の議決を得ています。
19	入札説明書等に関する質問への第1回回答	2	債務負担行為	質問No.12							起債が含まれている場合、その金額枠をご教示いただきたく。補助金の減額や、建設費用の増加の際には起債にて充当するとされていますが、いずれも事業契約締結後に発生する事象ですので万一の資金調達への影響を鑑み確認させて下さい。	回答18を参照ください。
20	入札説明書等に関する質問への第1回回答	2	債務負担行為	質問No.12							債務負担行為の承認と起債の所管官庁の同意の関係につきご教示ください。将来に亘る財政支出計画に起債を含むとすると、債務負担そのものに総務大臣同意が必要となるのでしょうか。若しくは起債のみ別で承認されるのでしょうか。	債務負担行為は夕張市議会の議決を得るもの、起債は「地方債同意等基準」によって総務大臣の同意又は許可によって行われるものと理解しています。
21	入札説明書(変更案) 入札説明書等の質問回答(第1回)	2	対象施設及び対象業務	第2章 No.257 No.326	6		②③				第1回質問回答(No.257及び326)によると、必要に応じて、場外系施設の門扉・フェンスの修繕も対象業務とのことですが、該当する業務名をご教示願います。	要求水準書の場外施設に該当しますので、本事業の範囲とします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
22	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	3	事業契約書(案)	No. 380							維持管理費に関しては、契約保証金は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
23	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	3	事業契約書(案)	No. 390							「ただし、第三者委託を除きます。」とありますが、これは第13条第1項の最後にあるとおり、乙の出資者である業務受託企業に限られるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
24	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	4	事業契約書(案)	No. 390							回答588では事業契約書(案)別紙1定義19協力を削除しているため、本質問中の業務の委託先または請負先として、「協力会社」はそもそも存在せず、従って本項の回答も回答588と同様に、「別紙1. 19は削除します。」という理解でよろしいでしょうか。	回答10のとおり。
25	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	4	事業契約書(案)	No. 398							補助金内示があった場合には、事業者に対し速やかに、当該内示があった事実及び当該補助金の交付額をもって建設一次(時?)払金に当てる事を証明する書面を提出していただけますでしょうか。	建設一時払金として支払うことを確約します。また、当該補助金を事業者へ支払うことは、事業契約書(案)第15条第3項及び事業契約書(案)別紙5にも記載しています。
26	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	4	事業契約書(案)	No. 398							補助金内示があった場合には、事業者に対し速やかに、当該内示があった事実及び当該補助金の交付額をもって建設一次(時?)払金に当てる事を約する、何らかの手続きをとっていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	回答25のとおり。
27	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	4	事業契約書(案)	No. 398							「参考資料を提示します。」とありますが、いつ、どのような方法で提示していただけるかご教示下さい。	質問の番号が不明のため、回答できません。
28	入札説明書	4	予定価格	第2章	11						予定価格は、特定事業の選定の第2の2(1)③で示された、「PFI事業として実施する場合」の現在価値換算での指数：94に相当するという理解でよろしいでしょうか。	VFM算定前の金額です。
29	入札説明書	4	予定価格	第2章	11						予定価格に対する入札価格の比率が、特定事業の選定で示されたVFM6%以上の低減とならなければ、PFI事業として市の財政負担低減に効果がなく、従って当選案として認められないという事になるのでしょうか。	VFMが一定の水準に達しない場合は特定されない場合があります。入札説明書第2回改定版第5章3.を参照ください。
30	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	5	業務要求水準書	No. 174							「市道の除雪は師が行いますが、降雪の度に除雪はしないので、」とありますが、これまでの市の除雪作業の実績と同等の作業は実施していただけたらという理解でよろしいでしょうか。	市道は、夕張市が除雪します。
31	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	5	業務要求水準書	No. 174							「市道の除雪は師が行いますが、降雪の度に除雪はしないので、」とありますが、これまでの市の除雪作業の実施状況のデータを開示願います。	別紙のとおり出勤日数のデータを開示します。
32	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	5	業務要求水準書	No. 174							「市道の除雪は師が行いますが、降雪の度に除雪はしないので、」とありますが、市が除雪する・しないの判断基準をご教示下さい。(例：降雪何回毎に実施、積雪何cm以上で実施、など)	本市の除雪基準は、午前2時から2時30分の観測時間において、降雪10cm以上が見込まれる場合、午前3時から除雪車が出動します。
33	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	5	業務要求水準書	No. 174							「浄水場運転管理に支障のない範囲で事業者の方で除雪を実施願います。」とありますが、一般の交通への支障のあるなしに関わらず、除雪業務の判断基準及び作業範囲・方法等は、事業者が自らの浄水場運転管理業務に支障があるかないかに基づくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
34	入札説明書	5	応募者の構成等	第3章	1	(2)					入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No.30において、「協力会社は応募(者?)グループに含まれておりません。」と回答されており、入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No.588においても事業契約書(案)別紙1定義19の協力企業の甲が削除されていますが、その一方で本項においては協力会社が追記されています。入札参加申請に係わる重要事項ですので、早急に整合を取っていただき公表願います。	回答8のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
35	入札説明書	5	応募者の構成 等	第3章	1	(6)					入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No.30において、「協力会社は応募(者?)グループに含まれておりません。」と回答されており、入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No.588においても事業契約書(案)別紙1定義19の協力企業の甲が削除されていますが、その一方で本項においては協力会社が追記されています。入札参加申請に係わる重要事項ですので、早急に整合を取っていただき公表願います。	回答8のとおり。
36	入札説明書	5	応募者の構成 等	第3章	1	(8)					本項の規定は構成員について定めたものであり、協力企業の変更及び追加は認めない、という理解でよろしいでしょうか。	本項の規程は協力会社に適用しません。
37	入札説明書	5	応募者の構成 等	第3章	2	(1)	①				一の応募グループの構成員が2以上の応募グループの協力企業として同一の入札に参加する事は可能でしょうか。	不可とします。入札説明書の該当部分を訂正します。
38	入札説明書	5	応募者の構成 等	第3章	2	(1)	①				一の応募グループの協力企業が2以上の応募グループの構成員として同一の入札に参加する事は可能でしょうか。	不可とします。入札説明書の該当部分を訂正します。
39	入札説明書	5	共通の資格要件	第3章	2	(1)	⑤				夕張市のホームページに公表されていることとありますが、夕張市水道施設運転管理は、H23.3月末まで、荏原エンジニアリングサービス(株)北海道支店が包括業務として実施しています。また、その業務の中に「施設更新基本計画策定業務」も含まれており、荏原エンジニアリングサービス(株)は、「本事業の事業者選定支援業務に関与している」ということになるのでは考えますが、夕張市のご判断をお伺いします。	当該「基本計画書」は、アドバイザー側で内容は大幅に変更しておりますので、実質的には全く関与していないとご理解ください。
40	入札説明書	5	共通の資格要件	第3章	2	(2)	②				膜ろ過装置製造企業について、変更前の入札説明書では技術認定を有する旨の条件がりましたが、変更後の入札説明書ではその条件は記載されていませんが、認定されていない膜ろ過装置製造企業でも良いという理解でよろしいでしょうか。また、入札参加資格確認申請時の書類rとして「財団法人水道技術研究センターの浄水用設備等認定登録書の写し」は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	選定基準の対象とはしませんが、膜ろ過装置の認定証の添付をお願いします。
41	入札説明書	5	応募者の構成	第3章	1	(6)					協力会社の名称と業務内容を入札参加表明書により明らかにすることとありますが、協力会社に関しては価格交渉含めこれから決定していくものがあります。入札参加表明書提出の時点で決定しているもののみ提示するという理解でよろしいですか。	回答8のとおり。
42	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	6	事業契約書(案)	No.429							質問の後段の「また、」「乙の負担」としている理由について合理的な説明を御願ひ致します。」に対する回答をお願いします。	原文のとおりとします。
43	入札説明書	6	応募者の構成 等	第3章	2	(1)	①				応募グループの構成員又は協力会社で、入札執行日以降に夕張市から入札参加資格の停止処分を受けた者がいても、入札者の応募要件を失わないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書改定版第3章2 を訂正します。 なお協力会社は事業契約時点で資格を満たさない場合は、協力会社にはなれません。
44	入札説明書	6	応募者の構成 等	第3章	2	(1)	①				応募グループの構成員又は協力会社で、入札執行日以降に夕張市から入札参加資格の停止処分を受けた者がいた場合、その事実を以て基本協定の締結に至らない理由にはならないという理解でよろしいでしょうか。	回答43のとおり失格となります。
45	入札説明書	6	応募者の構成 等	第3章	2	(1)	①				応募グループの構成員又は協力会社で、入札執行日以降に夕張市から入札参加資格の停止処分を受けた者がいた場合、その事実を以て基本協定(案)第5条第4項に規定する事由には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	回答43のとおり。
46	入札説明書	6	応募者の構成 等	第3章	2	(1)	①				応募グループの構成員又は協力会社で、入札執行日以降に夕張市から入札参加資格の停止処分を受けた者がいた場合、その事実を以て事業契約の締結に至らない理由にはならないという理解でよろしいでしょうか。	回答43のとおり。
47	入札説明書	6	共通の資格要件	第3章	2	(1)	④				入札参加資格確認基準において、国税、道税及び市税に未納の税額がある者が応募グループの協力企業となる事ができる、という理解でよろしいでしょうか。	回答43のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
48	入札説明書	6	共通の資格要件	第3章	2	(1)	⑤				本事業の事業者選定支援業務受託者、受託者の関連会社及び事業者選定支援業務に関与した者が、本事業の事業者選定に係る応募グループの協力企業の協力企業となる事ができる、という理解でよろしいでしょうか。	協力会社とはなれません。 入札説明書改定版第3章2. (1) ⑤を訂正します。
49	入札説明書	6	設計業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	①				変更前の入札説明書では「設計企業（グループを含む）」となっていたが、グループの部分がなくなっています。設計業務を複数の企業で担当する事はできないのでしょうか。	複数の企業で担当できます。 入札説明書第2回改定版第3章1. (1)を参照ください。
50	入札説明書	6	設計業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	①	イ			「建築設計及び工事監理を担う者は」とありますが、本稿は建築設計と工事監理それぞれの業務についての要件であって、一の企業が建築設計と工事監理の両方を兼ねて担わなければならないという事ではない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
51	入札説明書	6	設計業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	①	イ			「建築設計及び工事監理を担う者は」とありますが、変更案にて「③工事監理業務の実施を担う者」の項が設けられましたので、「及び工事監理」は削除願います。	該当箇所を削除します。
52	入札説明書	6	設計業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	①	イ・ウ			イの建築設計とウの浄水場設計の業務区分が明確でないので、両者の担当業務範囲を具体的にお示し下さい。	今回設計の浄水場構造物は、そのほとんどが建築設計対象となると考えます。
53	入札説明書	6	設計業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	①	イ・ウ			イの建築設計とウの浄水場設計の業務区分が明確でないのですが、建築設計業務は建築基準法の建築物に係る部分の設計、浄水場設計はそれ以外の構造物の設計、という区分でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
54	入札説明書	6	設計業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	①	イ・ウ			イの建築設計とウの浄水場設計の業務区分が明確でないのですが、設計業務について建築のみを担当し、浄水場設計の担当は別の企業が担当する場合、当該構成員の入札参加資格に技術士（上下水道及び工業用下水道）の在籍証明は不要という理解でよろしいでしょうか。	必要となります。
55	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.74							説明会席上で起債にて施設整備費の2/3を予定しているとの御説明でしたが、入札時点で起債が確実であることが確認できますでしょうか。起債には総務大臣の同意が必要と推察されますので資金調達にも影響するためご教示ください。	補助対象事業の採択となることが見込まれるため、補助対象内事業の補助金以外は起債を予定しております。
56	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.74							財政再建計画に織り込まれていないとの御回答ですが、特別会計（水道事業）として別に何等かの計画承諾を所管省庁から得ているのでしょうか。	特に得ておりませんが、現在、関係機関と協議中です。
57	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.74							万一起債が満額調達できない場合の代替措置はありますでしょうか。引渡し直前に変更となると資金調達が不可能となりますためご教示いただきたい。	起債が充当されると想定しているため、代替措置はとっておりませんが、市の責任において資金を調達します。
58	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.74							財政再建計画に織り込まれていなければ、起債が制限されるとの理解ですが、財政再建計画外の本事業での起債手続はどのようになるのか、その時期等、若しくは明示されている資料等ご教示ください。	財政再建計画に織り込まれていなくても、起債の制限は無い旨、関係機関と協議済みです。
59	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.74							貴市が財政再建団体として総務省の管理下にある現実を鑑みますと、本事業における支出（公営企業債・水道事業補助金・並びにこれらを含む20年に亘る債務負担行為）に関して、総務大臣の同意（承諾）が必要であるように解されます。然るに「財政再建計画に含まれていな」との回答等、所謂支出を担保する記載が見受けられませんが、その理解で宜しいでしょうか。仮に支出が担保されているということであれば、どのような資料より判断することが出来るのか、ご教示下さい。	今回の事業は総務大臣の認可は必要ではありません。関係機関との協議においては補助対象事業が採択された時点で財源は確保されると見なして良いとの回答を得ております。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
60	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.75							想定できない旨の御回答ですが、これは「水道事業会計の資金不足」という事態を想定外としているとの理解で宜しいでしょうか。若しくは一般会計などからの繰入を想定していないということでしょうか。前段の場合は、水道会計に不測の事態が生じてもサービス対価は変更しない、後段の場合は想定外の事態となった場合、事業契約（案）別紙6の6が適用されるという理解で宜しいでしょうか。	資金不足は想定しておらずサービス対価は変動しない、という理解です。一般会計からの繰入は条件が整う必要がありますので、現段階では不確定と考えます。想定外の事態となった場合の規程は別紙6の6は適用せず、事業契約書（案）の条文のうちの甲の責による各条項が該当すると考えます。
61	入札説明書等に関する質問への第1回回答	7	予定価格（入札書比較価格）	質問No.75							本事業は貴市の債務負担によるサービス対価を原資とする事業であり、水道事業会計（需要変動等の要因）に係るリスクは市の負担であると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
62	入札説明書（改訂版）	7	入札参加資格	第3章	2	(2)	④	ア			『維持管理業務の実施を担う者は、夕張市契約規則第2条による夕張市競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されており〜』とありますが、新たに追加された要件ですので、登録確認日は、10月5日の入札参加資格確認申請書の提出期限日ではなく、11月26日の事業提案書の受付日として下さい。	随時受付しておりますので、入札参加確認日までに至急手続きをお願いします。
63	入札説明書	7	工事業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	②	ア			変更前の入札説明書では「膜ろ過装置製造企業」の項がなくなっています。膜ろ過装置製造企業は応募グループに含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
64	入札説明書	7	工事業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	②	ア			変更前の入札説明書で「膜ろ過装置製造企業」の項がなくなっています。応募グループのいずれかの企業に膜ろ過装置製造企業の資格要件が含まれるのでしょうか。	含まれません。
65	入札説明書	7	工事業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	②	ア			変更前の入札説明書で「財団法人水道術研究センターの膜ろ過装置の技術認定を有すること。」との条件がなくなっています。応募グループの資格要件として、当該認定は不要になったという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
66	入札説明書	7	予定価格	第3章	4						本事業費に関して、今後人口減が予想されておりますが、給水人口減に伴い、料金収入減となった場合においても、企業債原資は確保されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
67	非公表											
68	入札説明書	7	予定価格	第3章	4						本事業費に関して、財源のうち、企業債の認可においては（協議等）一切の制限はないと理解してよろしいでしょうか。	起債の充当は、本事業が補助対象事業に採択されることが条件となります。
69	入札説明書	8	応募者が資格要件を喪失した場合の取り扱い	第3章	4	(2)					「応募者グループの構成員が入札参加資格要件を喪失した場合」とありますが、応募者グループの協力企業が入札参加資格要件を喪失した場合には、本項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	協力会社は事業契約時点で資格を満たさない場合は、協力会社にはなれません。
70	入札説明書	8	応募者が資格要件を喪失した場合の取り扱い	第3章	4	(3)					「応募者グループの構成員が入札参加資格要件を喪失した場合」とありますが、応募者グループの協力企業が入札参加資格要件を喪失した場合には、本項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	回答69のとおり。
71	入札説明書	8	応募者が資格要件を喪失した場合の取り扱い	第3章	4	(4)					「応募者グループの構成員が入札参加資格要件を喪失した場合」とありますが、応募者グループの協力企業が入札参加資格要件を喪失した場合には、本項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	回答69のとおり。
72	入札説明書	8	応募者が資格要件を喪失した場合の取り扱い	第3章	4	(4)					入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）No.71において、「基本契約（案）を事業契約（案）に訂正します。」との事ですが、訂正されていませんので改めて訂正願います。	訂正いたします。
73	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その2）	9	業務要求水準書	No.231							「回答127のとおり。」とあるのは、回答120の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
74	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	9	業務要求水準書	No. 231							「回答127のとおり。」とありますが、現地には3年以内に設置されたものであるかどうかを判断する事ができるような、表示等があるということでしょうか。そうでなければ、この回答は不適切ですので、判断材料となる台帳等の資料の開示をお願いいたします。	判断できる資料を提示するものとします。
75	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	9	業務要求水準書	No. 234							貸与の実施時期及び方法等をご教示ください。	随時現地にて貸与します。
76	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	9	事業契約書(案)	No. 449							「回答229のとおり。」とありますが、回答229は参照先として適切でないと思われるので、改めて回答をお願いします。	回答229は回答429の間違いと料料します。訂正版原文のとおりとします。
77	入札説明書(改訂版)	9	入札のスケジュール	第4章	1	(1)					入札説明書等に関する質問受付(第2回)平成22年9月21日～9月28日となっていますが、質問回答の内容により質問事項がある場合があります。再度質問受付する機会を設けていただけますでしょうか。	質問は第2回で終了とします。
78	入札説明書	9	入札スケジュール	第4章	1	(1)					入札スケジュール表について、実施事項は”(予定)”の表記が追加されていますが、日程については、”(予定)”の表記はありません。これは「実施事項の変更はあるが、日程は変更しない」との理解でよろしいでしょうか。特に第2回質問の締め切りが9/28に対して、回答が9/30となっていますが、回答をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	(予定)を追加します。
79	入札説明書	9	現地見学会の追加実施	第4章	1	(3)	①				入札説明書等に関する質問について、第1回と第2回に分かれています。第2回目の質問の締め切りは9/28(9/21より変更)となっています。しかし、11/26の入札及び提案書提出までには2ヶ月の期間があり、より良い提案、より安価な見積を提出するためには、質問事項が9/28以降も出てくるものと考えます。つきましては、質問受け及び回答の追加実施についてご検討のほど宜しくお願い致します。	回答77のとおり。
80	入札説明書	9	入札スケジュール	第4章	1	(1)					当初スケジュールに対し、第1回質問の回答が1週間遅れております。状況を考えますと、第2回回答も9/30日は難しいものと理解しております。この場合、設計作業も着手できないため、通常は発注者側の遅延日数分、提案書の受付日も延期するものと考えます。ご検討下さい。	入札スケジュールは市ホームページに記載のとおり、変更しております。
81	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 450							「回答229のとおり。」とありますが、回答229は参照先として適切でないと思われるので、改めて回答をお願いします。	回答76のとおり。
82	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 451							「許可権者と協議願います。」とありますが、市としては事業者による清水沢国有地の無償使用許可について国との事前協議を行っていないという事でしょうか。	ご理解のとおり。
83	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 451							「許可権者と協議願います。」とありますが、協議の窓口をご紹介いただけますでしょうか。また、入札前に入札参加予定者の事前協議として応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
84	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 451							「許可権者と協議願います。」とありますが、清水沢国有地の使用許可が得られるかどうかは事業実施を左右する重要事項ですので、国との事前協議を行って内諾をいただけないでしょうか。	協議先の窓口を照会しますので、事業者で協議いただくようお願いします。
85	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 451							「許可権者と協議願います。」とありますが、清水沢国有地の使用許可が無償かどうか、有償ならば幾らになるのかは入札金額算定上の重要事項ですので、国との事前協議を行って内示をいただけないでしょうか。	回答84のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
86	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 455							「事業契約後の設計期間中に開示した情報以外の埋設物については市の負担とします。」とありますが、事業実施上及び入札価格算定上の重要事項である埋設物について、事業契約後に情報開示されたにも係わらず市が負担しないというのは、著しく片務的であると思料いたします。本回答につきご再考いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
87	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 455							「事業契約後の設計期間中に開示した情報以外の埋設物については市の負担とします。」とありますが、事業契約前並びに建設期間中及び維持管理期間中に発見ないし情報開示された埋設物は、市の負担対象という理解でよろしいでしょうか。	回答86のとおり。
88	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 455							「事業契約後の設計期間中に開示した情報以外の埋設物については市の負担とします。」とありますが、事業契約後の設計期間中に市が開示した情報によらず発見された埋設物は、市の負担対象という理解でよろしいでしょうか。	回答86のとおり。
89	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 455							「事業契約後の設計期間中に開示した情報以外の埋設物については市の負担とします。」とありますが、当該埋設物が図面等により明示された情報以外は、本条にいう「情報」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	書面及び図面で明示したものを以外は情報に該当しないものとします。
90	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	10	事業契約書(案)	No. 456							「負担については甲乙の協議とします。」とありますが、第35条3項の「入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていた」というのは明らかかな市の過失であるにも係わらず、それでも負担について協議が必要というの、著しく片務的であると思料いたします。本回答につきご再考いただけないでしょうか。	第1回回答のとおりとします。
91	入札説明書	10	質問書	第4章	1	(3)	①				第2回質問書提出の期間は9月28日17時まででよろしいでしょうか。また、24日に変更案の公表がされてから質問提出期限まで時間がなくなるから、第3回目の質問受付を行う予定はありませんか。	回答77のとおり。
92	入札説明書	14	契約の締結	第5章	2	(3)					「・・・また、本事業に係る契約締結は、変更認可後に行うことになる。」とありますが、ここでいう変更認可後とは何を指すのでしょうか。	入札説明書(第2回改定版)第5章2.(3)を参照ください。
93	入札説明書	15	事業計画書の提出	第5章	2	(2)	②				「翌事業年度の3ヶ月前に翌事業年度の事業計画書を提出」と記載されていますが、H23年度の事業計画書提出については、落札者の決定が1/18(予定)、事業契約が3/22(予定)であり、早くとも3月末～4月上旬となるかと思料いたします。よって、H23.4月からの事業(特に既設浄水場の維持管理業務)開始には間に合わないのではないかと考えますが、夕張市のお考えをご提示願います。	平成23年度の事業計画書は、事業契約後速やかに提出願います。
94	入札説明書	15	入札説明会等	第5章	2	(3)					「また、落札者決定後、基本契約までの間に、市での水道法上の手続きが必要となるため、基本契約の締結時期は変更になる場合がある。」とありますが、この条文は原文より変更されていますので朱書きに訂正願います。	ご指摘のとおり訂正します。
95	入札説明書	15	入札説明会等	第5章	2	(3)					「事業基本契約書」とありますが、これは事業契約書の事を指すのでしょうか。そうである場合は訂正願います。	入札説明書(改定版)第5号2(3)の「事業基本契約」を「事業契約」と訂正します。
96	入札説明書	15	入札説明会等	第5章	2	(3)					本項の2ヶ所に「基本契約」とありますが、これは事業契約書の事を指すのでしょうか。そうである場合は訂正願います。	回答95のとおり。
97	入札説明書	15	入札説明会等	第5章	2	(4)					落札者が市と契約を締結しない場合の扱いは、入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No. 108のとおり基本協定書(案)第6条のとおりとされており、市は損害賠償金を請求することができる。」とあるのは「基本協定書(案)第6条に従う。」等と修正願います。	入札説明書(改定版)第5章2.(4)は、落札者が正当な理由なく契約に至らない状況を想定しております。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
98	入札説明書	15	入札説明会等	第5章	2	(4)					落札者が市と契約を締結しない場合の扱いは、入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No.108のとおり基本協定書(案)第6条のとおりとされているにも係わらず、「市は損害賠償金を請求することができる。」とあるのは、基本協定書(案)第6条で処理できないような場合があるのでしょうか。どのような場合か例示願います。	回答97のとおり。
99	入札説明書	15	入札説明会等	第5章	2	(5)					「契約に要する費用は全て落札者の負担とする。」とありますが、これは民間事業者として必要な費用の事を指すのであって、市側の弁護士費用等の経費については、市の負担という理解でよろしいでしょうか。そうである場合は、その旨修正願います。	市側の弁護士費用等の経費については、市の負担とします。 文面は原文のとおりとします。
100	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	17	事業契約書(案)	No.493							工事監理業務を担う者である工事監理者及び工事監理統括者については実施方針2(4)2のとおり、工事業務を担う者との兼務は認められませんが、主任技術者については建設工事の元請者である建設企業が配置すべきものであり、認めていただかなければ建設業務を実施する事ができません。認めていただけますよう、ご再考願います。	事業契約書(案)改定版第53条5.に規程する主任技術者は建設企業が配置するものとします。
101	入札説明書等に関する質問への第1回回答	17	水道法に基づく第三者委託	質問 No.525							「現場業務責任者」は「水道業務技術管理者」を兼ねることが出来ないとありますが、事業契約書(案)68条2、7項には兼ねることが出来ると思います。どのように考えれば宜しいのでしょうか。	「現場業務責任者」が「水道業務技術管理者」の資格を有する場合のみ、兼務が可能と理解願います。
102	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	18	事業契約書(案)	No.516							「該当箇所を「不可抗力以外による災害・事故」に条文を変更します。」とありますが、不可抗力以外による災害・事故であっても復旧作業は必要と思料いたしますので、例えば「この場合」を「このとき、不可抗力以外による災害・事故の場合」とする等の修正をお願いいたします。	事業契約書(案)改定版の原文どおりとします。
103	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	18	事業契約書(案)	No.525							「「現場業務責任者」は「水道業務技術管理者」を兼ねる事ができないため」とありますが、第68条7項には「受託水道業務技術管理者は現場業務責任者を兼ねることができる。」と規定されており、相違があると思料いたします。再度整理していただけますようお願いいたします。	回答101のとおり。
104	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	18	事業契約書(案)	No.539							「乙の提案内容を盛り込むことによる費用の増加を想定します。」とありますが、乙は提案内容に基づく維持管理費用を算定して入札価格を設定していますので、提案内容を盛り込むことによる費用の増加はあり得ないと思料いたします。従って、「事業契約締結後の乙の提案等に基づく要求水準書の変更による費用の増加」等と整理していただけますようお願いいたします。	原文のとおりとします。
105	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	18	事業契約書(案)	No.540							「業務契約書(案)」は「事業契約書(案)」の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。
106	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	24	事業契約書(案)	No.598							回答598の趣旨は、別紙1.51の「施設整備業務」を「施設の設計及び建設に関する業務」に変更するという事でしょうか。その場合、「施設整備業務」は別紙1.50で定義されており、これを変更する事になります。別紙1.50及び第78・79条の「施設整備業務」についても「施設の設計及び建設に関する業務」に変更していただけますようお願いいたします。	別紙1-51を訂正します。
107	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	24	事業契約書(案)	No.598							「施設整備業務」は業務の名称、別紙51(2)1は費用の名称であり、両者が指し示す意味は異なっています。別紙1.50の定義のとおりとするのが適切と思われまいかでしょうか。	別紙5. 1. (1)(2)を訂正します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
108	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	24	事業契約書(案)	No.606							事業契約書(案)別紙1定義66「新設対象施設」の定義について、「業務要求水準書第2編2.①と③に示す施設をいいます。」ととの回答ですが、①は「旭町浄水場」、③は「清水沢浄水場」となっています。一方、事業契約書(案)別紙1定義99「本施設」には「・・・「旭町浄水場」及び・・・「清水沢浄水場」をいう。」となっています。両者の定義は同じと思われるのですが、その違いについてご教示下さい。	「本施設」と「新設対象施設」の定義を削除し、「対象施設」の定義を別紙1.に加えます。
109	入札説明書等に関する質問への第1回回答	25	直接協定	質問No.609							以下、3点につきご教示願います。 ①施設整備費相当額の殆どが建設一時金での支払となると、残りの整備割賦払金は小額となるのが予想されます。この場合、当該金額を金融機関からプロジェクトファイナンス方式で調達する必然性が無く、事業者資金で構築したほうがコストメリットが大きくなる可能性もあります。金融機関からの融資及び直接協定を必須とする理由をご教示ください。 ②質問回答No.397では、プロジェクトファイナンス以外の資金調達手法を選択することは入札の失格要件にはならないとありますが、No.397とNo.609との整合性、解釈をご教示願います。そもそも事業者がどのようにして資金調達するかについては、入札者の提案によるものなのではないでしょうか。 ③金融機関から借入を行ったとしてもプロジェクトファイナンスに拠らない場合は、金融機関の関与の仕方が変わってくると思料致します。この場合に、直接協定では何を取り決めるのでしょうか。	本事業では、資金調達方法はプロジェクトファイナンスに限ります。
110	入札説明書等に関する質問への第1回回答	26	維持管理期間中の損害分担	質問No.623							民間事業者がコントロール不可能なリスクとして不可抗力時の負担割合が定められているものと理解しておりますが、本内容ですとSPCの安定継続に重大な支障が生じます。不可抗力は構成員に転嫁できるリスクでもないため、同一年度の回数に制限を設ける等、再考をお願いします。	原文のとおりとします。
111	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	事業契約書(案)	No.629							「事業者のリスクとしてお考え下さい。」とあるのは、いかなる方法によっても甲が支払原資を調達・手当てできないような事態が起き得る、またその場合には乙に損害が及ぶ、ということを指しているのでしょうか。	回答25のとおり。
112	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	事業契約書(案)	No.636							ここでいう「利息と手数料」とは、別紙5 1(2)1(ウ)～(ロ)を指すという理解でよろしいでしょうか。また、それが3)ア割賦元金に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。別紙5.の該当部分は第2回改定版を参照願います。
113	入札説明書等に関する質問への第1回回答	28	サービス対価の支払方法 入札時の基準金利	質問No.646							入札時に使用する基準金利は平成22年8月1日のレートとのことですが、これは、入札説明書等が公表される前の基準金利であり、しかも、第1回質問回答公表からすると約2ヶ月前の金利ということから、正確なレートの入手は困難といえます。今後の金利(例えば11月初旬)を参照するか、又は入札者間の公平を帰すために金利の公表をお願いします。因みに、平成22年8月1日は日曜日ですので、レートが取れません。	入札時の基準金利は平成23年11月1日のレートとします。なお、レートは速やかに市ホームページに記載します。
114	入札説明書等に関する質問への第1回回答	28	サービス対価の支払方法 入札時の基準金利	質問No.646							また、入札時のレートは7年と10年ものを使用するとありましたが、どのように適用すればよいのでしょうか。1年目～10年目までが、10年もののレートを使用し、11年目以降に7年目のレートを使用するというのでしょうか。ご回答からすると、これらの金利をどのように使用すればよいか判断としません。 なお、質問No.659には64回の整備割賦払い金は全て同額とするとのことですが、仮に上記方法により算定した場合、1年目～10年目までと11年目以降の金額は異なるレートを使用するため、64回同額とはなりません。	前段：事業契約書(案)改定版別紙5.を訂正し、基準金利に係る規程を記載します。 後段：ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
115	入札説明書等に関する質問への第1回回答	28	サービス対価の支払方法 入札時の基準金利	質問 No.646							入札時の基準金利とH27年4月2日の基準金利見直し時の参照レートが期間が相違しています。前者は質問回答により10年ものと7年ものとされ、後者は15年もの（事業契約別紙5より）とされています。事業資金の調達条件を整備割賦払金と整合させるために、条件の再提示をお願いします。	訂正し、再提示します。
116	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	29	事業契約書（案）	No. 636							「支払いは国庫補助金及び起債借入金調達後となります。」とありますが、最終的な支払期限を定めていただけないと資金調達計画を立てられません。例えば、一般的な補助金交付時期（新たに公表された業務要求水準書(案)別紙45にも明記されていません。）を乙による請求書提出日とし、そこから40日間の支払期限を設定しておけば、市としても特段の問題はないかと思われませんかでしょうか。	建設一時金の最終支払い期限日は、現段階では平成28年3月とお考えください。
117	入札説明書等に関する質問への第1回回答	29	サービス対価の支払方法 維持管理費	質問 No.656							維持管理費は年度単位でも平準化とされていますが、既存施設の維持管理期間と引渡し後の維持管理期間、夫々に分けて平準化するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
118	入札説明書等に関する質問への第1回回答	29	サービス対価の支払方法 整備割賦払い金	質問 No.657							四半期毎に業務実施の確認が必要とありますが、維持管理に係る業務確認は別として、整備割賦払金についてどのような業務実施確認が必要となるのでしょうか。	事業契約書（案）改定版の精査を行った結果、必要とないものとなります。別紙5 を訂正します。
119	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	事業契約書（案）	No. 636							「支払いは国庫補助金及び起債借入金調達後となります。」とありますが、国庫補助金の額は実際の交付日より数ヶ月前には内示があることから、当該金額を起債により調達する時間的猶予は十分にあると思われるので、起債による調達が補助金交付よりも遅れることはないという理解でよろしいでしょうか。	回答116のとおり
120	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	事業契約書（案）	No. 661							「国庫補助金や起債額が変更になるのであれば建設一時払金、そうでなければ割賦払金での対応となります。」とありますが、建設一時払金に変更になれば当然ながら割賦払金も連動して変更になりますので、「そうでなければ」というのは正しくないと思料いたします。再度適切な整理をお願いいたします。	施設整備費の変動に対しては建設一時払い金の変更となります。
121	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	事業契約書（案）	No. 667							「別紙1（2）3）です。」とあるのは、別紙5 1（2）3）②の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおり。
122	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	事業契約書（案）	No. 667							「旭町浄水場創設以来最大規模」とありますが、それを判定するための基準となる、旭町浄水場の気象データはあるという理解でよろしいでしょうか。またその場合は、入札資料として開示願います。	回答674についての質問としてお答えします。資料は夕張市気象庁データ（昭和51年以降が気象庁ホームページに記載）を参照願います。
123	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	事業契約書（案）	No. 676							「関係機関と協議し確認ください。」とありますが、事業実施上の重要事項ですので、入札前に確認しておく必要があります。計画地の所有者である国の窓口をご紹介下さい。また、それ以外に必要な関係協議先をご教示下さい。	関係機関の窓口は次のとおりです。 ・空知森林管理署 ・空知総合振興局産業振興部林務課
124	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	提出書類作成要領及び様式集	No. 701							「業種名」とありますが、当該企業の担当業務を記載して、入札説明書第3章2（2）の資格要件をどの企業が満たすのかを明らかにすればよいのでしょうか、それとも単に当該企業の業種を明らかにすればよいのでしょうか。	入札説明書第2回改定版第3章2（2）に示す業務名を記入し、以下必要事項を記入ください。 例： 業種名 設計業務（建築設計） ～ 業種名 設計業務（土木設計） 代表企業以下の構成員は①設計業務～④維持管理業務の順に記入
125	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	30	提出書類作成要領及び様式集	No. 701							「等」とありますが、これではどの業種名を記載しなければならないか分からないので、記載すべき業種名を全て明示して下さいようお願いいたします。	回答124のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (イ) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (イ) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
126	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	30	提出書類作成要領及び様式集	No.701							「等」とありますが、それ以外に記載すべき業種名は、「建築設計」「浄水場設計」「工事監理」「膜ろ過装置製造」「維持管理」のみという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第2回改定版第3章2.(2)に示す①～④の業種名を記入願います。
127	入札説明書等に関する質問への第1回回答	30	整備割賦払金	質問 No.673							起債対象外は、(ク)、(ケ)、(コ)とありますが、(サ)は起債対象項目でしょうか。	内容により、起債対象となります。
128	入札説明書等に関する質問への第1回回答	30	長期収支計画における消費税	質問 No.708							消費税等は除くとありますが、より実体に近い収支計画、資金計画を算定しようとする、織り込む必要があると考えます。例えば、収支計画には消費税相当分の借入利息、資金計画には消費税相当額の借入額、返済額、消費税等納税額です。これらについては、提案によりその他(注2)に記載するという理解で宜しいでしょうか。	収支計画は消費税抜き、資金計画は消費税込みとします。様式IV-8-①B(注1)の記載を変更します。
129	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	33	提出書類作成要領及び様式集	No.701							「業種名」欄に記載すべき業種名は、入札説明書第3章2(2)にある「建築設計」「浄水場設計」「工事監理」「膜ろ過装置製造」「工事」「プラント設備(機械)」「プラント設備(電気)」「維持管理」のみという理解でよろしいでしょうか。	回答124及び126を参照ください。
130	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	33	提出書類作成要領及び様式集	No.701							「機械設備」「電気設備」とあるのは、入札説明書第3章2(2)②ウのプラント設備企業(機械)及びプラント設備企業(電気)をそれぞれ指すという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第2回改定版を参照ください。
131	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	33	提出書類作成要領及び様式集	No.706							国庫補助金対象額と非補助金額をそれぞれ算定するための方法をご教示願います。	国庫補助金交付要綱を参照し、補助対象・対象外の区分を行ってください。なお、様式IV-4Aは、①補助対象②補助対象外③合計の3葉を作成してください。
132	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	33	提出書類作成要領及び様式集	No.714							「必要でない」と判断した場合は、添付を要しません。」とあるのは、清水沢浄水場においても要否を応募者の判断に委ねることでしょうか。	ご理解のとおり。
133	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	34		No.716							「埋設深さは現地を確認ください。」とありますが、実際に掘ってみないと分かりませんので、作業を行うことを許可願います。また、当該作業に要する費用は事前調査業務費に含めるという理解でよろしいでしょうか。	別紙資料20及び現地排水柵を確認し算定ください。算定可能と判断します。
134	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	01	事業者の設立	No.357							施設の貸与契約の締結時期について「基本協定の締結時とします。」との御回答ですが、基本協定の締結時期は『入札説明書(改訂版)』9頁の入札のスケジュールに拠れば平成23年1月28日となっており、落札者の決定・公表(平成23年1月18日)から当該日程の間にSPCを設立することは不可能と思料致します。貸与契約は貴市と落札者との間で締結されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
135	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	02	事業期間	No.24							「基本契約を事業契約に訂正します」との御回答ですが、9月24日付で公表された入札説明書(改訂版)では訂正されていないようなので、御対応を戴きますよう御願い申し上げます。	該当箇所を訂正します。
136	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	02	事業期間	No.27							「入札説明書のとおり」との御回答ですが、事業契約の締結(平成23年3月)と運営・維持管理期間が始まるまで(平成23年4月)との間の期間は、どのような取扱いになるのでしょうか。3頁の7項では「事業契約締結の日から・・・事業期間とする。・・・全期間を維持管理期間とする。」となっており、事業契約の締結から直ぐに運営・維持管理業務が始まるかのように思われるため、確認を御願います次第です。	入札説明書第2章7.を訂正します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
137	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	02	事業期間	No. 28							「重複期間の業務内容は市と協議・・・維持管理に係る責任は発生しません」との御回答ですが、貴市の協議対象相手（運転管理業務を現在受託している業者か、本事業の事業者か）を御教示下さい。「維持管理に係る責任が発生しない」とは、本事業の受託企業は何ら業務を行う必要はなく、当然に当該期間に係る運営・維持管理費用は必要ない、との理解でよろしいでしょうか。また仮に本事業の受託企業が当該期間に業務を行う場合には、明らかに提案の範囲外であり、追加費用は貴市の負担と思料致しますがよろしいでしょうか。	前段：現在の委託者と新受託者と市の3者による協議を想定します。 中段：ご理解のとおり。 後段：本事業は4月1日から開始しますので、3月末までは業務は発生しません。入札説明書第2章7. を訂正します。
138	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	03	協力企業の参加	No. 30							「協力会社は応募グループに含まれません」との御回答ですが、入札説明書（改訂版）5頁の第3章1.(6)では「応募グループの代表企業及び構成員並びに協力会社の・・・」と記載されています。改めて協力会社は応募グループに含まれるか否かについて御教示願います。	回答6のとおり。
139	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	03	履行保証	No. 381							「事業契約書(案)のとおり」との御回答ですが、事業契約の締結と同時に” 履行保証保険の契約締結を行うことは不可能であることを御理解戴けないでしょうか。事業契約の締結（平成23年3月予定）が設計・建設期間の開始（平成23年4月～）前であること及び損害保険会社は遡及申込を受付けない現状を鑑み、「事業契約締結後速やかに」等への修正を御願ひ致します。	事業契約締結前に事業契約書案を履行保証保険会社へ提示することにより、事業締結日に同日付で履行保証保険契約を締結することは可能と考えます。
140	01入札説明書（改訂版）	03	事業期間	第2章	7						事業期間は平成43年3月まで、落札者決定後、基本契約までの間に、市が実施する水道法上の手続きで基本契約の締結時期が変更（延期）となる場合は、どの様な手続きを想定され変更（延期）等が起きることを想定しているのでしょうか、ご教示願います	事業変更届出をいいます。现阶段では関係機関との協議の結果、変更となる可能性は低い状況となっております。
141	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	04	乙の資金調達	No. 395							「建設一時金及び整備割賦金から減額」との御回答ですが、国庫補助金は建設一時払金として支払われる（事業契約書(案)1(2)2項）ものであり、当該減額も建設一時金から減額されるべきと考えますが如何でしょうか。	一時払い金と割賦払い金の双方からの減額が可能と考えますが、現実には一時払い金からの減額となることを想定します。
142	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	04	乙の資金調達	No. 395							「建設一時金及び整備割賦金から減額」との御回答ですが、整備割賦払金の減額とは割賦元金を減額するとの理解でよろしいでしょうか。	回答141のとおり。
143	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	04	乙の資金調達	No. 396							事業契約書(案)第15条4項は「乙の責めに帰す場合の規程」との御回答ですが、乙の責めに帰さない場合については、『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNo. 91が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
144	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	05	乙の資金調達	No. 401							「減額する10%のベースは国庫補助金ではありません」とは、仮に20億円の補助申請に対して（乙の責めに帰すべき事由により）1億円が減額された場合には、施設整備費から1000万円（国庫補助金が減額された額の10%）が施設整備費から減額されるとの理解でよろしいでしょうか。（上記の例で、仮に20億円の10%に相当する額を施設整備費から減額すると、国庫補助金の減額額1億円を超過する2億円が施設整備費から減額されることになり、乙に過大な負担を強いることになるものと思料致します。）	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
145	01入札説明書（改訂版）	05	応募者の構成等	第3章	1	(1)					「設計業務の実施を担う者、工事業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者」は構成員となる必要が有るとの理解でよろしいでしょうか。また、複数の企業で業務を実施する場合には、そのうちの1社が構成員となることでよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおり。 後段：ご理解のとおり。構成員とならない者は協力会社としての扱いとなります。
146	01入札説明書（改訂版）	05	応募者の構成等	第3章	1	(2)					「第三者委託を受託するものは構成員になることを要する」とありますが、入札説明書等に関する質問への第1回回答（その1）No.48では「工事監理企業を構成員とする内容に変更します。」、同No.53では「設計企業が協力企業として参加することは不可」と回答されています。工事監理企業及び設計企業は何れも構成員になることを要する、との理解でよろしいでしょうか。	回答145のとおり。
147	01入札説明書（改訂版）	05	応募者の資格要件	第3章	2	(1)	①				「入札執行日までの間」とは、参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付日（平成22年10月5日）から事業提案書の受付日（平成22年11月26日）までの間、との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書改定版第3章2. (1)①を訂正します。
148	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	06	国庫補助金の交付	No.409							国庫補助金の入金時期についての御回答が無い様なので、再度の御回答を御願い致します。	回答116を参照ください。
149	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その1）	07	予定価格（入札書比較価格）	No.74							「本事業費は市の財政再建計画に織り込まれておりません。」との御回答ですが、万が一、本事業期間中に水道事業会計に資金の不足が生じた場合には、貴市の一般会計から不足資金の繰り入れが行われるとの理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、市の財政再建計画の変更に必要な協議が関係機関と行われるとの理解で宜しいでしょうか。	回答25を参照ください。
150	01入札説明書（改訂版）	07	工事業務の実施を担う者	第3章	2	(2)	②	ウ			「それぞれ750点以上」とは、イ項に示される各工事（土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事、電気工事）について750点以上との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
151	01入札説明書（改訂版）	08	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	第3章	4	(4)					入札説明書等に関する質問への第1回回答（その1）No.71では「基本契約(案)を事業契約(案)に訂正します」との御回答でしたが、訂正されていないようなので、御対応を戴きますようお願い申し上げます。	該当箇所を訂正します。
152	01入札説明書（改訂版）	08	入札参加に関する条件	第3章							本項にみられる「構成員」は、SPCに出資する企業のことであり、これに協力企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
153	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	10	著作権	No.450							質問と御回答（回答429のとおり）が合致していないように思われますので再考願います。	原文のとおりとします。
154	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	10	著作権	No.451							許可権者との協議には、事業主体として本事業を実施・推進する立場として貴市も同席されるとの理解でよろしいでしょうか。また、協議の不調（当該協議における事業者の明らかな不備等に起因するものを除く）は事業者の帰責事由とならない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
155	入札説明書等に関する質問への第1回回答（その3）	10	事前調査業務	No.456							「負担については甲乙の協議」との御回答ですが、「入札説明書で規定されていないなかった」地中埋設物に関しては、一義的には乙の帰責事由ではない、との認識で協議されるものと理解してよろしいでしょうか。	回答87を参照ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
156	入札説明書等に関する 質問への第1回回答 (その3)	13	登記事務手数料	No. 485							事務手続き手数料には、登録免許税（一般に登記名義人の負担と思量致します）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
157	01入札説明書（改訂 版）	13	著作権	第4章	3	(4)					本記述では、失注グループの提案内容を公開利用だけではなく、落札グループが建設や運営に実務使用が無償で可能と読み取れます。「利用」とは応募者の許可のもとに記述の転記のみと限定して頂きたい。	原文のとおりとします。
158	01入札説明書（改訂 版）	14	事業者の決定	第5章	2	(4)					入札説明書等に関する質問への第1回回答（その1）No. 108において、契約交渉不調時のリスク配分については、「基本協定書(案)第6条のとおり」との回答をいただいておりますが、入札説明書変更案においても、「落札者が市と契約を締結しない場合は、市は損害賠償金を請求できる」との記載が残されております。落札後の落札者と市との債権債務関係は、基本協定書(案)第6条のとおりであり、事業契約の契約協議が不調となっても市は落札者に対する損害賠償請求権を有しない、という考え方に変わりはないでしょうか。	回答97のとおり。
159	01入札説明書（改訂 版）	15	契約を締結し ない場合	第5章	2	(4)					「落札者が市と契約を・・・」とありますが、落札者をSPCと読み替えてよろしいでしょうか。	落札者がSPCへ移行する前の段階を含めた条文とご理解ください。
160	01入札説明書（改訂 版）	15	出資金の下限	第5章	2	(2)	①				出資金は、前回5000万円以上であったものが、今回1000万円以上となった理由について、施設の整備費は補助金、起債、民間資金との理解です。本来PFI/BTO事業方式であれば提案事業者の裁量で決定することから審査評価への影響を含め出資金の考え方を示してください。	事業規模を考慮した金額と考えます。出資金の多寡は審査評価には影響しません。
161	01入札説明書（改訂 版）	15	契約を締結し ない場合の損 害賠償	第5章	2	(4)					市は損害賠償請求が出来るようになっていきます。基本協定第6条に事業契約不調の場合相互に債権債務が発生しない事と矛盾します。市と契約しないことでどの様な損害が市に発生するのでしょうか、次点者と市は契約協議が出来る建付けとするなど工夫が在るのではないのでしょうか、総合評価一般競争入札である以上非価格での評価で考え方の相違や誤解が無いことを前提とするのであれば、適正な時間を確保し、適正な公募資料の提示が必要と考えます。お示ください	回答97のとおり。
162	01入札説明書（改訂 版）	16	事業者を選定 しない場合	第5章	3						財政負担軽減の達成が見込めない等の理由で事業者を選定しない場合は、具体的にどの様な場面を想定しての記述でしょうか、予定価格が公表されている物件で、どの様な提案を不可とするかお示ください	回答29を参照ください。
163	入札説明書等に関する 質問への第1回回答 (その3)	18	施設整備業務 のモニタリン グ	No. 540							御回答の「業務契約書(案)」は、事業契約書(案)と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
164	入札説明書等に関する 質問への第1回回答 (その3)	18	施設整備業務 のモニタリン グ	No. 540							事業契約書(案)に基づき、具体的詳細事項は甲乙の協議で定めるとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備業務のモニタリングは、事業契約書改定版第78条の規程に従い、市が実施するものとします。
165	01入札説明書（改訂 版）	18	金融機関と市 の協議	第7章	3						市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い直接協定を結ぶ予定であるとの事ですが、資金供給とは施設整備の民間融資並びに維持管理運営期間での出資若しくは劣後融資を含む支援と理解すれば宜しいでしょうか、また直接協定に記載すべき事項（条項）があればお示ください。	出資および劣後融資による資金提供者は、直接協定の当事者にはなりません。理由は、主たる資金提供者のためのものであること、優先ローン以外を当事者に含めると大変複雑な内容になることを想定します。直接協定に記載すべき事項は附則第2条を参照ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
166	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	19	違約金	No. 548							「認めません」との御回答ですが、維持管理業務に係る履行保証保険契約にて違約金を充当できない場合、維持管理費の残額の100分の10に相当する額を違約金とする規程に対応するためには、SPCが多大な自己資金を準備する必要が生じるため、再考を御願い致します。	「契約に関するガイドライン - P F 1 事業契約における留意事項について - (H15.6.23民間資金等活用事業推進委員会)」P-120に準じた規程です。原文どおりとします。
167	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	21	乙の帰責事由による契約解除の効力	No. 571							「引渡し「前」と「後」の相違です。」との御回答ですが、引渡し「前」と「後」で出来高に相応する代金が異なる理由について詳細な御説明を御願ひ申し上げます。	施設が未完成・完成の相違があるため、出来高に相応する代金が異なります。
168	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	21	乙の帰責事由による契約解除の効力	No. 571							引渡し前に違約金に加えて出来高部分について100%の支払いが行われないことについては、プロジェクトファイナンス組成の大きな妨げになるものと思量致します。現状のままではSPCに過大な自己資金が必要となり、結果として事業費の増大とVFMの低下に繋がることと想定されます。かかる状況に鑑み、引渡しの前・後にかかわらず、出来高部分について100分の100の支払いを御願ひ致します。	「夕張市契約規則第39条第2項」の規程により、引渡前は出来高の90/100を超えて支払うことは出来ないことから、事業契約書(案)改定版のとおりとします。
169	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	22	乙の帰責事由による契約解除の効力	No. 572							御回答の「甲の規程」を御教示願ひします。	夕張市契約規則第39条第2項の規程に準じます。
170	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	22	乙の帰責事由による契約解除の効力	No. 574							買受対象とならない100分の10と解除違約金との相殺ができない、との御回答ですが、プロジェクトファイナンスの組成に際しては、金融機関から当該100分の10をSPCの自己資金とすることを求められるものと思量致します。この場合、SPCが多大な自己資金を抱えることとなり結果的にVFMを低下させる懸念が生じます。当該条項の変更を重ねて御願ひ致します。	変更する予定はありません。
171	非公表											
172	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その1)	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	3	④			新設浄水場建設にあたり、第1回回答にあります、既設緩速ろ過池が残置していた場合、その数量については想定できないため、撤去費用を算出出来ません。既設緩速ろ過池の撤去に伴う費用は、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	別紙20に示す既存資料により積算し、事業提案に含めてください。
173	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	25	直接協定	No. 609							御回答の「認めません」とは、「資金調達を伴わない提案」を認めないのか、「直接協定を締結しない」ことを認めないのか御教示願ひします。	「資金調達を伴わない提案」及び「直接協定を締結しない」は認めません。回答109を参照ください。
174	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	25	不可抗力	No. 617							「異常降雨とは、過去の例から見て、予想範囲を超えているもの」との御回答ですが、「過去の例」及び「予想範囲」について具体的にお示し下さい。応募グループ間で不可抗力の認識に差が生じることは官民双方の不利に繋がると思料致しますので、可能な限り詳細に御回答願ひします。	回答122を参照ください。
175	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	26	建設一時金	No. 629							御回答の「事業者側のリスクとしてお考えください」とは、水道事業者(即ち貴市)が負担するリスクとの理解でよろしいでしょうか。	「事業者」は「SPC」を指します。
176	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	26	建設一時金	No. 629							「支払う予定」とありますが、質問回答No. 406では「建設一時払金と整備割賦払金は、国庫補助金の有無にかかわらず、その全額が甲から乙に支払われる」となっています。御回答の「予定」を削除戴きたく御願ひ申し上げます。	建設一時払金と整備割賦払金は、国庫補助金の有無にかかわらず、全額を支払います。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
177	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)について	26	建設一時金		628						「国庫補助金等」又は「起債等」については、北海道～(後略)の質問回答に対し、事前相談を行っております。とのことですが、事前調整は済んでいないとの理解でよろしいでしょうか。	回答58及び59を参照ください。
178	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	建設一時払金と整備割賦払金	No. 633							「補助対象事業費は全額が建設一時払い金となります。」との御回答ですが、施設的设计及び建設に関する業務に係る費用には、補助対象”外”事業費が含まれ、当該費用が整備割賦払金となるのでしょうか。	起債対象となる補助対象外事業費は建設一時払い金に含まれます。
179	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	建設一時金の額	No. 634							「事業者提案時の事業費設定後、「国庫補助金の交付要綱」に示す資料により算出」とありますが、事業者提案内容と前記算出の結果により確定する国庫補助金の額が異なる場合でも、建設一時金として支払われる額に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。	回答25を参照ください。
180	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	サービス対価の構成	No. 636							「利息と手数料は16年間の分割支払いで支払われる」との趣旨で御回答戴きましたが、割賦払いとなるのは「利息と手数料だけ」でしょうか。「手数料」の定義の上で、事業契約書(案)別紙5-1(2)3)にも上記事項を明記願います。	サービス対価の構成を事業契約書(案)第2回改定版別紙5-1(1)に示します。施設整備割賦払金は同(2)2)に示します。また施設整備割賦払金の支払い年数は同別紙5-2(2)に示すとおりです。
181	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	整備割賦払金	No. 640							「割賦元金が増加することではなく、「割賦元金については、起債等により確実に調達することとします。」との御回答ですが、万が一、甲の資金調達が不調になり割賦元金が増加する場合には、事業契約書(案)(改訂版)第85条に基づき本契約を解除できる、との理解でよろしいでしょうか。	回答25及び57を参照ください。
182	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	27	整備割賦払金	No. 641							「料金値上げ分と直接的な関係はありません。」との御回答ですが、平成22年7月15日付『第8期拡張事業に伴う水道料金値上げについて』では、更新費用の財源として「更新費用を確保するためには・・・適切な料金体系を早急に設定する」とされ、水道料金値上げについて「今の水道料金を据え置いたままだと・・・水道財政が破綻」と述べられています。今一度、本事業と水道料金の値上げの関係について情報の開示を御願ひ致します。	平成21年度策定の「夕張市水道事業第8期拡張事業計画」では水道事業の持続と施設の健全性確保を念頭に置き、施設整備計画を策定しております。水道事業の収入原資は、水道料金、補助金、起債借入金で構成されています。補助金と起債借入金は制度上、額が確定されています。調整可能となる収入源は、水道料金であり、単価アップによる収入の増額を考えているところです。その時期と増額率については、今後慎重に検討を行います。
183	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	28	運営委託料	No. 644							「利息と手数料は16年間の分割支払で支払われる」との質問に対して、「ご理解のとおり。」との御回答が示されています。分割支払いの対象(即ち、整備割賦払金の割賦元金)となるのは、別紙5-1(2)1)の(7)建中金利、及び(8)金融手数料に限られるのでしょうか。その他に「施設的设计及び建設に関する業務に係る費用の内訳」で整備割賦払金の割賦元金になる費目が有れば御教示願います。	回答180のとおり。
184	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	28	建設一時払金	No. 645							金融機関との協議に必要となりますので、「国庫補助金及起債借入金調達後」の時期を明確にし、事業契約に反映して戴きますよう御願ひ致します。	回答116を参照ください。
185	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	29	サービス対価の支払い方法 整備割賦払金	No. 657							整備割賦払金の支払に必要な「業務実施の確認」とは、どのようなものでしょうか。具体的に御教示戴きますよう御願ひ申し上げます。	回答118のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答																																																
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など																																																		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など																																																		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)																																																						
186	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	30	市場実勢価格等の変動によるサービス対価の変更	No. 669							「類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格」や「その他新製品の導入等諸般の事情」について、「変更します。」との御回答が示されておりますが、事業契約書(案)(改訂版)に変更が見られません。改めて当事者間の認識に齟齬が生じないよう、より具体的な規定を定めることを御願い申し上げます。	原文のとおりとします。																																																
187	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)	30	整備割賦払金	No. 673							念のための確認ですが、整備割賦払金の割賦元本は、別紙5 1 (2) 1)の(ウ)建中金利、(ク)開業費、(コ)金融手数料の合計金額として応札することよろしいでしょうか。	回答180のとおり。																																																
188	01入札説明書(改訂版)	全	DRAFT								DRAFT版の入札説明書(改訂版)は夕張市長 藤倉肇とした公文書として有効との理解でしょうかお示してください。	ご理解のとおり。																																																
189	入札説明書等に関する質問への第1回回答(その2)	表紙									第2回回答は9月30日を予定しています」とありますが、全ての質問に対する回答が公表されるという理解でよろしいでしょうか。少なくとも、入札参加申請に関わる事項については全てお答えいただきたく、質問いたします。	市ホームページを参照ください。																																																
190	入札説明書等に関する質問への回答		清水沢浄水場敷地境界	No. 136							No. 120にて旭町浄水場の敷地境界は資料提示するとありますが、清水沢浄水場の敷地境界に関する資料はご提示いただけないのでしょうか。	清水沢浄水場の敷地境界に関する資料を提示いたしますので、市で閲覧願います。なお旭町浄水場については第1回回答を訂正し、「資料なし」とします。																																																
191	入札説明書等に関する質問への回答		清水沢浄水場敷地境界	No. 136							配置計画に必要ですので、清水沢浄水場における使用可能なスペースをご提示願いたい。(現地確認しか手段は無いのでしょうか。)	現地確認をお願いします。																																																
192	入札説明書等に関する質問への回答		地質調査	No. 177							地質調査において想定外の結果が得られたときの費用負担に関しましては協議事項とさせていただきませんか。	前回回答のとおりとします。																																																
193	入札説明書等に関する質問への回答		既存施設	No. 268							新設施設の補修工事は事業者、既存施設の補修工事は貴市の負担とありますが、「既存施設」を具体的にご教示下さい。また、No. 257にて現在破損している門扉などの更新、補修は事業者範囲と記載されており、矛盾が生じています。	既に存在している施設で、本事業において継続使用する施設を指します。																																																
194	入札説明書等に関する質問への回答		既存施設	No. 268							貴市が負担する既存施設の補修と事業者の業務範囲との分担表は下図のよう理解しておりますがよろしいですか。	既存施設の補修は甲乙協議の上、実施の可否を判断します。事業者が実施する場合の費用は市が負担するとします。																																																
											<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>場外施設項目</th> <th>請負者</th> <th>夕張市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>フェンス</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>門扉(入口)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>建屋 扉</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>建屋 窓</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>建屋 雨漏り</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建屋 躯体破損</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>配水池 躯体破損</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>更新機械設備</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>更新電気設備</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>更新外機械設備</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>更新外電気設備</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	場外施設項目	請負者	夕張市	1	フェンス		○	2	門扉(入口)		○	3	建屋 扉		○	4	建屋 窓		○	5	建屋 雨漏り		○	6	建屋 躯体破損		○	7	配水池 躯体破損		○	8	更新機械設備	○		9	更新電気設備	○		10	更新外機械設備		○	11	更新外電気設備		○	
No.	場外施設項目	請負者	夕張市																																																									
1	フェンス		○																																																									
2	門扉(入口)		○																																																									
3	建屋 扉		○																																																									
4	建屋 窓		○																																																									
5	建屋 雨漏り		○																																																									
6	建屋 躯体破損		○																																																									
7	配水池 躯体破損		○																																																									
8	更新機械設備	○																																																										
9	更新電気設備	○																																																										
10	更新外機械設備		○																																																									
11	更新外電気設備		○																																																									
195	入札説明書等に関する質問への回答		埋設物の撤去費用	No. 455							事業契約後の設計期間中に開示した情報以外の埋設物については貴市の負担とありますが、「事業契約前」の誤記ではありませんか。	誤記ではありません。原文のとおりとします。																																																
196	業務要求水準書	2	管理橋設計	第1編	2	(5)	①	ア	(キ)		管理橋設計とはどのような橋のことでしょうか。P32の「仮設橋を設置又は改修更新を行い・・・」のことを示すのでしょうか。	旭町浄水場へ至る市道に架かる5つの橋を指します。																																																
197	業務要求水準書	2	管理橋設計	第1編	2	(5)	②	(オ)			「その他これらを実施する上で必要な業務」とは具体的にはどのような事項があるのでしょうか。	打合せ協議、各種申請業務、関係者説明会開催など																																																

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答																																						
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (4) など	a、 b など																																								
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (4) など	a、 b など																																								
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)																																												
198	業務要求水準書	3	敷地面積	第1編	2	(6)					敷地境界について、質問回答No.120では、旭町浄水場の敷地境界の関係図面は提示する旨の回答ですが、質問回答No.128及びNo.136では旭町浄水場・清水沢上水場共現地で確認することの旨の回答です。どちらの回答が正しいのでしょうか。	回答190を参照ください。																																						
199	業務要求水準書	4	清水沢浄水場	第1編	3	(6)					表中に「建築面積」の項が追記されましたが、これは既存建物の数値を表示したのでしょうか。そうである場合、当該数値を証明する資料を開示願います。	建築確認申請受付台帳の数字です。申請書はありません。																																						
200	業務要求水準書	4	清水沢浄水場	第1編	3	(6)					表中に「建築面積」の項が追記されましたが、これは本事業の計画建物の建築面積を要求水準として規定したのでしょうか。	現在の建築面積として考えられる数値を示したものとご理解ください。																																						
201	業務要求水準書	4	清水沢浄水場	第1編	3	(6)					表中の「建築面積」の下に空白の項が追加されましたが、これは別の条件を追記するためのスペースとして設けられたのでしょうか。そうである場合、いつ開示いただけるのかご教示下さい。	当該スペースは不要です。削除します。																																						
202	業務要求水準書	5	清水沢浄水場	第1編	3	(10)					「本施設」が「新設施設」に変更されましたが、「新設施設」の定義をご教示下さい。（「本施設」は事業契約書(案)別紙1定義99と理解しております。）またこの「新設施設」とは、事業契約書(案)別紙1定義66「新設対象施設」とは異なるのでしょうか。同じでしたら定義の整理をお願いいたします。	第2編1. (2)に示す旭町浄水場系及び清水沢浄水場系一覧表の「設計及び工事」の欄に「○」を記した施設を指します。																																						
203	提出書類作成要領及び様式集	6	指定ソフト	第3章	2	(2)					指定ソフトはWordと記載がありますが、現在公表されている様式集はExcelになっております。どちらが正ですか。最終的な様式集を公表下さい。	全てExcelとします。																																						
204	業務要求水準書	6	セルフモニタリング	第1編	3	(4)	②				「事業者は、セルフモニタリングを実施すること。」とありますが、事業契約書(案)第5章「モニタリングに関する事項」では、セルフモニタリングに関連する記載が見受けられません。ここでいうセルフモニタリングとは、あくまで事業者提案に基づき実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり																																						
205	業務要求水準書(変更案)	7	補修・修繕	第1編	4	(1)	②③				「補修」と「修繕」の違いについて、ご教示願います。例えば、壁の塗装が劣化し手直しを行うことは「補修」「修繕」のいずれでしょうか。	業務要求水準書に記載のとおり。再塗装は補修、壁の構築は修繕と考えます。																																						
206	業務要求水準書(変更案)	7	修繕と補修の事業者範囲の明確化	第1編	4	(1)	②③				修繕と補修の相違・業務範囲を明確化するために質疑いたします。 質問①：修繕と補修については、市・事業者の負担範囲が異なるとの理解でよろしいでしょうか。 質問②：これまでの実施方針、入札説明書等の内容を整理すると修繕・補修の事業者・市の負担範囲は下表のとおりと理解してよろしいでしょうか。 <table border="1" data-bbox="1041 1093 1556 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">事業前修繕</th> <th colspan="2">市負担</th> <th colspan="2">新設施設</th> <th colspan="2">修繕施設</th> <th rowspan="2">浄水配水管</th> </tr> <tr> <th>新設施設</th> <th>修繕施設</th> <th>場内施設</th> <th>場外施設</th> <th>場内施設</th> <th>場外施設</th> <th>場内施設</th> <th>場外施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		事業前修繕		市負担		新設施設		修繕施設		浄水配水管	新設施設	修繕施設	場内施設	場外施設	場内施設	場外施設	場内施設	場外施設	修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	×	補修	○	○	×	×	×	×	×	×	×	① 実施者は事業者で、費用負担は市です。 ② 回答194を参照ください。 ③ ご理解のとおり。
	事業前修繕		市負担		新設施設		修繕施設		浄水配水管																																									
	新設施設	修繕施設	場内施設	場外施設	場内施設	場外施設	場内施設	場外施設																																										
修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	×																																									
補修	○	○	×	×	×	×	×	×	×																																									
207	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問回答(第1回)	7	補修・修繕	第1編 No.154	4	(1)	③				第1回質問回答(No.154)によりますと、修繕には、「機器更新は含まない」と回答されていますが、要求水準書の修繕の定義に記載されている「新しい物に取り替えること」は機器更新とどのように違うのでしょうか。	対象物が明確なものを機器更新、それ以外を修繕とお考えください。																																						
208	業務要求水準書	7	浄水場計画水量	第2編	4	(3)	①				浄水場計画水量の表には「平成27年度計画水量」とありますが、将来的に変動することはあるのでしょうか。別紙43の推計結果を参考にすれば宜しいでしょうか。	前段：変動する可能性はあります。 後段：現段階では別紙43の推計結果を参考としてください。																																						
209	業務要求水準書	7	原水水质引渡条件	第2編	4	(3)	②				万が一、原水水质が引渡条件外となり浄水水质要求水準を満たすことができないと判断した場合は貴市のリスクとして考えて宜しいでしょうか(例えば、措置として貴市に連絡の上、浄水処理を停止)。	ご理解のとおり。																																						

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
210	業務要求水準書	8	耐震性能	第1編	4	(3)	③				L2とはレベル2地震動と同義との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおり。
211	業務要求水準書	8	耐震性能	第1編	4	(3)	③				夕張市において指定するL2地震動がありますか	ありません。
212	業務要求水準書	8	耐震性能	第1編	4	(3)	③				L2地震動（レベル2地震動）の設定方法は耐震工法・指針と解説に示された方法1～方法4のいずれでも良いとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおり。
213	業務要求水準書	8	土木構造物と 建築構造物の違い	第1編	4	(3)	③				土木構造物と建築構造物と分けて耐震性能基準を分けていますが、土木構造物と建築構造物の定義について、ご教示下さい。	水道施設耐震工法指針2009を参照ください。 質問回答53も参照ください。
214	業務要求水準書	8	耐用年数	第1編	4	(3)	④				「事業期間終了後1年以内に……本書に示された性能を下回った場合は、……修繕する。」と記載されていますが、どのような判断基準で「性能を下回った＝例えば、事業終了後6ヶ月後、耐用年数60年の土木構造物について、耐用年数が50年と判断」と判断するのでしょうか。また、事業契約書（案）第65条には瑕疵担保に関する条項がありますが、上記の記載内容は瑕疵担保とは別の意味で記載しているのでしょうか。	前段：水道施設更新指針等に基づく診断を行い判定結果が健全であることや、機器取り扱い説明書に記載される基準を下回らないことなどを、事業期間中の保守点検記録等も総合して作成した証明書を事業者が事業期間終了時に市へ提出し、市が機能を確認するものとします。 後段：瑕疵担保とは別に20年間の事業期間終了後、5年以上性能を保持することが可能なことを求めるものであり、前段に示した内容を確認するものとします。なお、使用可能期間が事業終了後5年間とされているものについても、性能を維持する期間は事業期間終了後1年を想定しています。
215	業務要求水準書	8	構造物及び設備の耐用年数	第1編	4	(3)	④				「なお、事業期間終了後1年以内に……事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、本項の規定を履行するため、SPCは事業終了後も最低1年間は存続させなければならないという事でしょうか。	施設の性能を維持する期間は事業期間終了後1年を想定していますが、対応方法によりSPCが解散できないということではありません。例えば維持管理業務を委託する企業に事業終了後1年間の施設の性能を維持することを引き継ぐなどが考えられます。
216	業務要求水準書	8	構造物及び設備の耐用年数	第1編	4	(3)	④				「なお、事業期間終了後1年以内に……事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、本項の規定を履行するためにSPCを事業終了後も最低1年間は存続させなければならず、そのための諸経費が入札価格に上乘せられてしまいます。例えば、本規定については事業終了後に修繕業務の担当企業に引き継がせる規定にすればコストを低減できると思いますがいかがでしょうか。	前段：回答215を参照ください。 後段：ご意見として承ります。
217	業務要求水準書	8	設備の使用期間	第1編	4	(3)	⑥				受変電設備等については、「使用期間25年（備考欄には事業期間終了後5年以上と記載）」と記載されていますが、施設の引き渡し時期は平成27年3月であり、設備の引き渡し後（供用開始）から25年間の使用期間は、事業終了後5年ではなく9年となりますが、どちらが正しいのでしょうか。また、事業契約書（案）第65条には瑕疵担保に関する条項がありますが、上記の記載内容は瑕疵担保とは別の意味で記載しているのでしょうか。	前段：「使用期間を21年」に変更します。 後段：回答214の後段を参照ください。
218	業務要求水準書	8	設備の使用期間	第1編	4	(3)	⑥				電気設備等については、使用期間が受変電設備等より短く設定されていますが、2つの設備群の仕訳（具体的な設備名で2種類に分類）をお願いします。	受変電設備以外の設備：機側盤、動力盤等
219	業務要求水準書	8	清水沢浄水場	第2編	1	(3)					表中の維持管理・保守点検業務に「除雪業務（浄水場に限る）」が新たに規定されましたが、浄水場敷地に至る道路の除雪については市側業務という理解でよろしいでしょうか。	必要箇所の除雪は事業者が行い、費用は市が負担します。実施方法をご提案ください。
220	業務要求水準書	10	対象施設及び対象業務	第2編	2-1	(2)					対象施設及び対象業務範囲に関する旭町浄水場系の表のうち、旭浄水場の「その他」とは具体的にどのような項目があるのでしょうか？	場内整備などの小規模施設を指します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
221	事業契約書(変更案) 入札説明書等の質問 回答(第1回)	12	事前調査業務	第3章 第1節 No.455	第35条	4					第1回質問回答(No.455)の回答内容では、入札後に開示される情報に対する費用負担が事業者側になります。間違いではないでしょうか。	間違いではありません。
222	業務要求水準書	13	対象業務	第2編	1	(3)					旭町及び清水沢浄水場外施設の測量及び地質調査は対象業務の範囲外との理解でよろしいでしょうか	範囲内とします。
223	業務要求水準書	14	対象業務	第2編	1	(3)					窓口業務における窓口及び電話対応を行う場所の指定はありますか	市役所本庁舎です。
224	業務要求水準書	14	清水沢浄水場	第2編	1	(3)					表中の給水装置管理業務に「(貸与量水器を含む)」が新たに規定されましたが、貸与量水器とは何かの記述がありません。どのようなもので貸与条件(量水器の取扱い、貸与に係る料金等)をご教示下さい。	貸与量水器とは給水申請・使用時に市が市民に貸し付けるものです。市が貸し付けますので給水装置に含まれます。料金については料金表中の量水器使用料がこれにあたります。
225	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問 回答(第1回)	14	地質調査	第2編 No.177	2-1	(2)					第1回質問回答(No.177)において落札後に行う地質調査が想定外の結果であった場合、それに伴う工事費の増加は事業者負担である回答がなされていますが、ダム近隣であるという特殊条件もあり公表データのみでは想定しかねる面があることから、事業者の負担ではなく市の負担ではないでしょうか。	提示データと大きく異なることはないかと想定しておりますので、第1回回答のとおりとします。
226	業務要求水準書	14	管理橋	第2編	2-1	(1)	①	キ			設計業務のうち「キ 管理橋」と記載がありますが、要求水準書p.17「旭町浄水場施設概要」ではその他の項目に「工用仮設橋」との記載があります。ここでいう「管理橋」と「工用仮設橋」は同じ施設との理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、管理橋を工用仮設橋に統一するなど用語の整合をお願いします。	管理橋は維持管理段階で使用する道路橋を指し、工用仮設橋は施工段階において工事車両が通行する道路橋を指しております。なお用語は仮設橋で統一します。
227	業務要求水準書	14	既設浄水池改修及び浄水場解体設計	第2編	2-1	(1)	①	ク			設計業務の業務内容うち「ク 既設浄水池改修及び浄水場解体設計」と記載がありますが、要求水準書p.29,2-4,(1),①の工事業務の業務内容には「キ 浄水場(既設浄水池改修、既設浄水場解体撤去、管理橋含む)」とあります。①設計業務と工事業務で別の記載方法がなされている点につき、何か理由があつてのことでしょうか。②用語の定義として、既設浄水場改修及び浄水場解体は浄水棟に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。もし、既設浄水場改修及び浄水場解体が浄水棟に含まれるのであれば、国庫補助金の対象となるのでしょうか。項目によっては国庫補助金の対象になるならない等に関連してきますので、記載方法の整合をお願いします。	キは浄水場ではなく浄水棟です。ご配慮ください。 ①上記により、特別な理由はありません。 ②前段：ご理解のとおり。 後段：施工項目毎に全てを国庫補助対象・国庫補助対象外の区分とすることは困難です。例えばA工事の内、国庫補助対象額〇〇、単独額△△、内訳は別紙参照とといった記載になると想定されます。なお、解体工事は現段階では補助対象外を想定しております。
228	業務要求水準書	14	事前調査業務	第2編	2-1	(1)					両浄水場の事前調査に測量業務がありません。測量データ(平面図、横断面図、縦断面図)は貸与頂けるのでしょうか。また、敷地境界についてもご明示下さい。	測量業務は要求水準書(改訂版)に記載しておりますので、必要に応じ、実施願います。現状の資料は別紙資料10及び20以外にはありません。敷地境界は回答190を参照ください。
229	業務要求水準書	14	建築確認申請	第2編	2-2	(1)					建築確認申請の申請者、建築施主は貴市でしょうか、事業者でしょうか。	所有権移転登記前の工事ですので、建築施主は事業者となります。
230	業務要求水準書	15	本業務の内容	第2編	2-2	(1)	②				機能増設する既設置のメーカ、連絡先を教示ください。新設するテレメータ装置の伝送方式は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、機能増設とせず更新としてもよろしいでしょうか。	前段：既設置のメーカは「北海道富士電機株式会社」。後段：ご理解のとおり。
231	業務要求水準書	17	計画給水量	第2編	2-2	⑤?					設計条件の一覧表の計画給水量について、清水沢浄水場は、浄水能力4100m3/日に対して8%減の3770m3/日となっていますが、旭町浄水場は浄水能力3100m3/日に対して約9%減の2810m3/日(8%減では2850m3/日)となっています。2850m3/日の間違いではないでしょうか。	浄水能力に示した水量は、給水量÷0.92で算出し、100m3/日で整理したものです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
232	業務要求水準書	17	設計水位	第2編	2-2	(1)	④				旭町浄水場の設計水位は、着水井水位が+373.17mと示されていますが、これは既設着水井水位を示していると思われます。本計画において着水井を新設する場合、この設定水位は運用に支障がなければ、事業者側の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
233	業務要求水準書	17	設計水位	第2編	2-2	(1)	④				旭町浄水場の既設着水井水位は+373.17mと示されていますが、一方で旭町第1ダムのLWLは+371.0mです。よって、現在自然流下で原水を導水しているなか、ダムがLWLになった場合は原水を利用できません。本計画において、新設着水井設定水位に対するダムの運用水位は、ダム運用実績を踏まえるなどをして、事業者側の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	旭町第1ダムのL.W.371.0mは、ダムの堆砂レベルとご理解願います。旭町第1ダムから取水口は、上段384.5m、中段382.0m、下段377.0mの3カ所であり、中段から取水しています。(過去に中段以外の取水実績なし。)現在のダムの運用水位は上述のとおりであり、着水井水位設定は事業者提案によるものとお考え下さい。なお本回答で提示した標高は、回答362で回答する(旧)資料によるものです。
234	業務要求水準書	17	浄水棟	第2編	2-2	(1)	④				旭町浄水場施設概要に示されている浄水棟は敷地制約があるため分棟にしてもよろしいでしょうか。	構いませんが、その場合、連絡通路を設置してください。なお現在の提示案は地下1階地上2階ですが、複層階とすることも構いません。
235	業務要求水準書	17	排水処理施設	第2編	2-2	(1)	④				両浄水場の概要に排水処理施設とありますが、排水を行う上での制約はありますか。また、既設の排水処理方法、排水量、排水水質をご教示ください。	前段：水質汚濁防止法に抵触しない排水量・水質を維持してください。また排水に高濃度塩素水が含まれる場合は、一旦排水槽へ貯留し、排水流量を調整するなどの方法を提案願います。粉末活性炭を使用する場合は特段の配慮を願います。 後段：旭町浄水場は排水槽経由で放流、清水沢浄水場は直接放流としております。
236	業務要求水準書	17	旭町浄水場施設概要	第2編	2-2	(1)					「市庁舎での監視」とありますが、事業者によるものでしょうか。	市庁舎にて維持管理業務を事業者が行うとしておりますが、その他市の施設など事業者が提案する施設内で行う場合は、提案願います。
237	業務要求水準書	18	原水水質の件	第2編	2-2	(2)	⑨				「原水水質の引き渡し条件内において、原水水質が変化しても、浄水水質要求水準を事業期間に渡り達成すること」と記載されていますが、原水水質の引き渡し条件より悪い原水水質となった場合には、条件変更による設計変更対象(費用は甲負担)とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
238	業務要求水準書	18	計画浄水量	第2編	2-2	(2)	③				「膜の薬品洗浄時・・・、計画浄水量を浄水可能・・・」とありますが、計画浄水量とは同P7浄水場計画水量の表にある「計画一日最大水量」、同P17設計条件表にある浄水能力と同じ3,100m3/日のことでしょうか。	ご理解のとおり。
239	業務要求水準書	19	管廊上屋・流入渠上屋	第2編	2-2	(2)	⑩				既存の管廊上屋及び流入渠上屋は、現在、どのような目的で使用しているのでしょうかご教示願います。(または、使用していないのでしょうか)また、この上屋を更新補修する目的についてご説明願います。	旭町浄水場では当該上屋は維持管理上必要となっております。現在管廊内にある開閉台、換気塔、操作盤の維持管理に支障を与えないよう配慮する場合は上屋の撤去が可能ですが、市としては支障を与えるとの判断から更新補修を考慮しております。
240	業務要求水準書	19	浄水水質要求水準値	第2編	2-2	(2)	⑧				別紙29とありますが、浄水水質要求水準値は別紙30の間違いではないでしょうか。なお、別紙30に示されている最高値、最低値、平均値が示されていますが、最高値を満たせばよろしいのでしょうか。	前段：ご理解のとおり。要求水準書(改定版)で修正済です。 後段：別紙資料30(修正)を参照ください。
241	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(2)	⑩				旭町、清水沢とも、見学者の来訪について、場外道路の改良は範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。ただし、更新・改修工事のために場外道路に通行支障が生じることは認めません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
242	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(2)	⑪				「質問への第1回回答(その2)について」のNo.201~203に対し、既存資料で不明な既設埋設物を現地確認にて全て把握することは困難と考えられます。これらで把握できなかった埋設物が発見された場合は不可抗力と考え、貴市の費用負担による撤去と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
243	業務要求水準書	19	既設浄水池の防水	第2編	2-2	(2)	⑬				内部防水は新設浄水場完成後となっているが、完成前に実施することでもよろしいでしょうか。	ろ過装置の逆洗水量を確保できる場合は、新設浄水場の完成前に実施することは可能です。
244	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問回答(第1回)	19	管廊上屋部	第2編 No.199	2-2	(2)	⑯				第1回質問回答(No.199)において、別紙10の14/16の廊下は取り壊すものとなっていますが、更新補修の対象となっている管廊上屋部・流入渠上屋は図面上でどの部分を指すのでしょうか。	管廊上屋部・流入渠上屋とは2階平面図に示すポンプ室、洗砂場、廊下と室名記入していない部屋です。なお回答239のとおり、取り壊しは決定事項ではありません。
245	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問回答(第1回)	19	既設杭	第2編 No.206	2-2	(2)	⑪				第1回質問回答(No.206)の内容についての解釈ですが、「既存杭の存在の有無については事業者側で現地を確認しなさい。その結果、存在すれば全て撤去しなさい。」との意味でしょうか。	既存資料より杭は無いと判断しております。施工中に杭が発見された場合は対応を甲乙協議といたします。
246	業務要求水準書	20	仮設橋	第2編	2-2	(2)	⑰				現道路橋の管理者は夕張市でしょうか。また、道路の管理者も夕張市でしょうか。また、夕張市のどの部署が協議先でしょうか。なお、夕張市でない場合はどこの管理者なのでしょうか。	いずれも夕張市建設課です。
247	業務要求水準書	20	仮設橋	第2編	2-2	(2)	⑰				既設橋梁を改修補強する場合は、設計計算書等の添付が必要と記載されていますが、仮設橋の場合は計算書の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	提案時は仮設橋構造計算書の添付は不要ですが、機能は満足するものとします。設計段階では仮設橋構造計算書の添付は必要です。
248	業務要求水準書	20	仮設橋	第2編	2-2	(2)	⑰				別紙10の道路橋③について、橋のすぐ横に送水管と思われる管(防護共)がありますが、この管は何の配管か、生きている管か死管かも含めてご教示願います。	橋に添架している管は現在使用している送水管であり、維持管理対象とします。
249	業務要求水準書	20	仮設橋	第2編	2-2	(2)	⑰				仮設橋の盛り替え・補強等の工事に際して、一時通行止めとなるかと考えますが、通行止めに関して制約条件は、①浄水場勤務者の通勤時間帯以外の通行止めは可能、②夜間通行止めは可能、③その他、のどの条件となるのでしょうか。また、その他の制約条件の場合は、条件をご提示願います。	旭町浄水場の工事及び維持管理時の車両の通行は事業者が主となるので特段の制約は設けません。ただし事業者提案において緊急時の対応を考慮してください。
250	業務要求水準書	20	清水沢浄水場設計	第2編	2-2	(3)					別紙20の図面2/57について、既存の浄水場の西側に記載されている「緩速ろ過池1号及び2号」の構造物については既に取り壊し撤去が完了(埋没ガラもなし)しているという理解でよろしいでしょうかご教示願います。	緩速ろ過池の底版は撤去されているか確認がとれておりません。
251	業務要求水準書	20	構造計算	第2編	2	2-2	(3)				『本浄水場は既設を一部改修利用するため、・・・』とありますが、当初緩速ろ過池として築造され、昭和44年に改修されとあり、当初とは、昭和28年に築造されたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
252	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				仮設橋工事において「・・・これに必要な一切の事務手続きを含むものとし・・・」の一切の事務手続きとは具体的にはどのような事項があるのでしょうか。河川協議も含むのでしょうか。	夕張市(市道占用協議)、北海道(保安林協議及び河川協議)等が想定されます。
253	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				「質問への第1回回答(その2)について」のNo.210において、道路法上の道路となっていますが、夕張市道と考えてよろしいでしょうか。又、仮設橋の設置、改修補強に関する諸手続きは貴市の負担によると考えてよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおり。 後段：事業者で実施願います。
254	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2 2-2	(3)	③				浄水池は耐震構造解析・耐震改修の対象外との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおり。
255	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2 2-2	(3)	③				当初既設緩速ろ過池、昭和44年改修、昭和53年増設躯体コンクリートの設計基準強度は既知でしょうか	当初既設緩速ろ過池は別紙45のとおりです。それ以外の設計基準強度は不明です。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
256	業務要求水準書	23	清水沢浄水場 浄水施設設計	第2編	2 2-2	(3)	③				既設建造物の構造計算書（有無をあわせて）をご提示願います	当初建造物（昭和28年建設）の構造計算書は別紙46のとおり。それ以外の構造計算書はありません。
257	業務要求水準書	23	清水沢浄水場 耐震性能	第2編	2-2	(3)	③				「清水沢浄水場の改修においては、水道施設耐震工法指針に示すレベル2耐震性能2を確保すること」と記載されていますが、業務要求水準書p8の耐震性能表で示されたものと同じ要求事項なのでしょうか。また、既存の清水沢浄水場は土木建造物としての扱いなのでしょうか。	前段：ご理解のとおり。 後段：回答213を参照ください。
258	業務要求水準書	23	清水沢浄水場	第2編	2-2	(3)	⑤				「既設浄水場北側に位置する……改修改良は一切認めない」と記載されていますが、別紙20の図5/57に示された青色部分の新設浄水場予定地の範囲は、その範囲外であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
259	業務要求水準書	23	構造計算	第2編	2 2-2	(3)	2				『既設建造物は緩速ろ過を改修し現在に至っている施設であることから改修においては「水道施設耐震工法指針・解説：2009年度版」に示すレベル2耐震性能2を確保することを原則とする。また、耐震計算フレームは、フラットスラブラーメン構造モデルとした3次元立体解析を行う。検討結果と改修方法は提案書に明記すること。』とありますが、3次元解析は、多大な時間と費用を費やし、実施設計時における業務と思われる。上記内容を削除願います。	経済設計を行うため、構造計算は3次元解析とします。
260	業務要求水準書	23	清水沢浄水施設 実施設計	第2編	2 2-2	(3)	⑤				『既設浄水場北側に位置する地形その他建造物の改修改良は一切認めない』とありますが、別紙14に示される旧緩速ろ過池（2池）と思われる場所での掘削工法（掘削深7m）は可能と考えてよろしいでしょうか。（既設浄水場北側に位置するに値しないということではよろしいでしょうか。）	①掘削は可能です ②ろ過池底版の残置は不明です ③掘削深に応じて適切な土留めを考慮ください
261	業務要求水準書	23	清水沢浄水施設 実施設計	第2編	2 2-2	(3)	⑥				『別紙13に示す既設浄水場の着色部分の施設は更新補修を行う』とありますが、着色部分には、浄水池及び送水ポンプ室、ポンプ井は含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。 ちなみに、改訂版9月には、浄水池が追記されています。	ご理解のとおりですが、浄水池池内防水は含みます。
262	業務要求水準書	23	清水沢浄水場 浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	⑦				清水沢の既設機器の設置年度が把握できるリストを開示いただけますでしょうか。	開示します。市で閲覧願います。
263	業務要求水準書	23	清水沢浄水場 浄水施設設計	第2編	2-2	(3)					「平成13年度高度浄水施設補助要望資料から」はP20からP22と理解しましたが、この範囲は要求水準ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準とします。
264	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問 回答（第1回）	23	清水沢浄水場 浄水施設設計	第2編 No.223	2-2	(3)	3				第1回質問回答（No.223）によりますと、既設緩速ろ過池の残置の有無について事業者側で現地確認との指示ですが、目視のみでは埋設物の有無については判断しかねます。現状の目視調査で埋設物が確認できない状況で、契約後の事前調査で残置が確認された場合、除去費用等は市側で負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
265	業務要求水準書	24	場内舗装工事	第2編	2-2	(3)	⑨				「場内舗装工事を300m2以上」と記載されています。現在の浄水場内は未舗装ですが、舗装をする目的は車両走行部との理解でよろしいでしょうか。また、「基準降雨量」とはどのような降雨量を指すのかご教示願います。	前段：ご理解のとおり。 後段：夕張市下水道認可で示された基準より37mm/hとします。
266	業務要求水準書	24	膜洗浄交換	第2編	2-2	(3)	⑫				「膜の洗浄交換時でも常に最大浄水量を確保する」と記載されています。膜の洗浄交換の所要時間にもよりますが、給水量の少ない時間帯で対応することで効率的な設計も可能かと考えますが、常に最大浄水量を確保するも目的についてもご教示願います。	不測の事態に備えるため、要求水準書のとおりとします。なお、ろ過流速は規程しません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
267	業務要求水準書	24	膜破断検知システム	第2編	2-2	(3)	⑬				「膜の破断検知システムを設置する」と記載されていますが、「検知方法は事業者の提案による」とも記載されています。これは破断がある方法で検知でき、かつ、浄水場の処理機能に問題がなければ、自動的にリアルタイムで検知できなくとも良いという理解でよろしいでしょうか。	リアルタイム検知の採用は事業者提案とします。膜破断による支障は事業者リスクとなります。
268	業務要求水準書	25	電力会社との協議	第2編	2-2	(5)	①				「受電点については、電力会社と協議の上決定すること」と記載されていますが、一般的に電力会社との協議は事業者が決まっている必要があるかと考えます。よって、協議結果を想定した計画となりますが、この想定によるリスクは乙の負担となるのでしょうか。あるいは、技術提案や入札金額の条件として明示し、条件が大きく変更となった場合は設計変更対象とすることは可能でしょうか。	乙の負担とし、設計変更の対象とはなりません。
269	業務要求水準書	25	薬品注入設備設計	第2編	2-2	(4)	②	コ			「注入前及び注入後の残塩濃度の計測が可能であること。」とは消毒剤（後塩）を対象としていると判断し、仮に前塩を注入した場合は、必ずしもこの前後に残塩計測を行う必要はないと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
270	業務要求水準書	25	電気設備設計	第2編	2-2	(5)	①	ア			受変電、自家発電室、電気室、監視室および計算機室は必ずそれぞれを完全な別室にしなければならないのでしょうか（例えば監視室と計算機室は同室に配置するなど）。	別室にする指定はありません。
271	業務要求水準書	25	電気設備設計	第2編	2-2	(5)	①				電力会社への問合せ窓口は貴市との理解でよろしいでしょうか。そうであれば、電力会社の連絡先、担当者を教えてください。	連絡は事業者が直接、電力会社へ行っていただきます。連絡先等は別途お知らせします。
272	業務要求水準書	25	電気設備設計	第2編	2-2	(5)	①				建設中の既設の管理、電力料金などは、どちらの所掌ですか。	事業者の所掌とします。
273	業務要求水準書	25	電気設備設計	第2編	2-2	(5)	①	ウ	(ア)		「100%の負荷」には、薬品洗浄に係わる電気容量を含まないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
274	業務要求水準書	25	電気設備設計	第2編	2-2	(5)	①	キ			「浄水場系統別に」とは、浄水場毎に全体の使用量が把握できることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
275	業務要求水準書	26	モニター設置目的	第2編	2-2	(5)	②	ア			「市庁舎にモニター設置……」と記載されていますが、現在の既設処理場も、監視システムがあるのでしょうか。また、現在の処理場で監視システムがない場合、本事業で新たに監視システムを設置する目的をご教示願います。（当然、事業費は大きくなるため、参考のためご教示願います。）	現在、監視システムは両浄水場に配置されております。市庁舎への設置は管理の効率化及び人件費の抑制を目的とするものです。
276	業務要求水準書	26	計測機器	第2編	2-2	(5)	②	イ			「連続して測定」という意味は、「1分毎に自動計測」ということでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
277	業務要求水準書	26	濁度の計測	第2編	2-2	(5)	②	イ	(ウ)		濁度の計測点として、原水、沈殿水、マンガ接触処理水、ろ過水、及び送水……とありますが、処理の途中の計測は提案によるものでよろしいでしょうか。 (必ずしも沈殿水、マンガ接触処理を行うとは限らないため)	ご理解のとおり。
278	業務要求水準書	26	計装設備設計	第2編	2-2	(5)	②				「電子データは、市へ提出できるようにすること」とありますが、表「データの保存ファイルの内容」の保存期間後は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
279	業務要求水準書	26	計装設備設計	第2編	2-2	(5)	②	ア			「市庁舎に別途設置するモニター」とありますが、モニターの設置については業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	業務範囲とします。
280	業務要求水準書	27	止水処理対象	第2編	2-2	(6)	⑤				「躯体貫通部における止水を確保する」と記載されていますが、止水を確保するとは、躯体外側から内部への漏水を防止するということでしょうか。	両面からの止水が必要です。
281	業務要求水準書	27	付帯設備	第2編	2-2	(8)					「入場者管理が必要な設備や侵入者防止対策を設置等」が記載されていますが、現状の浄水場にはそのような設備はなかったと思います。夕張市として、今後はそのような対策が必要であると判断していると理解してよろしいでしょうか。（当然、事業費は大きくなるため、参考のためご教示願います。）	「入場者管理が必要な設備や侵入者防止対策を設置等」を行ってください。方法は指定しません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
282	業務要求水準書	27	場内整備	第2編	2-2	(8)	④	イ			「・・・場内の緑化に努めること。」とありますが、緑化面積や植樹地率に規定はなく事業者側の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
283	業務要求水準書	28	付帯設備	第2編	2-2	(8)	⑥				「建物内の汚水及び雑排水は、浄化槽で処理する」と記載されていますが、現浄水場はどのような処理をしているのかご教示願います。	旭町浄水場：くみ取り式 清水沢浄水場：浄化槽
284	業務要求水準書	28	残土処理	第2編	2-2	(8)	⑨				「発生する残土」とは、本事業において、各浄水場の工事で発生する残土のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
285	業務要求水準書	28	残土処理	第2編	2-2	(8)	⑨				「残土処理は、夕張市と協議する」と記載されていますが、協議結果によっては、事業の計画及び事業費が大きく変わる場合も考えられます。よって、発生残土の場外への運搬費及び処分費については、本事業の対象外（発生残土は場内仮置を原則とする）であるとの理解でよろしいでしょうか。	対象となります。 土砂運搬距離は旭町浄水場から約12km、清水沢浄水場から約4kmです。
286	業務要求水準書	28	残土処理	第2編	2-2	(8)	⑨				本事業における残土処理は、場内仮置きという条件でよろしいでしょうか。	回答285のとおり。
287	業務要求水準書	28	別紙記載内容確認	第2編	2-2	(9)					「別紙25～28参照」と記載されています。別紙のリスト表について、表の設置年度の2列右側の「更新時期」に記載されている2014等の数値は、「2014年度に更新することで計画する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、おおよその目安を示したものです。
288	業務要求水準書	28	別紙記載内容確認	第2編	2-2	(9)					「別紙25～28参照」と記載されています。例えば、別紙28のp18のリスト表の101番の機器について、設置年度（2002と記載）の欄の2列右側の更新時期（2014と記載）とあり、その2列右側の更新年月の2011と2026に○印が付いています。2002年に設置し、耐用年数が12年であるので、2014年及び2026年が更新時期かと思いますが、2011年にも更新するようにも読み取れます。この表の見方をご教示願います。	更新年は2011年～2014年の4年間での参考時期を示しております。
289	業務要求水準書	28	設計照査	第2編	2-2	(10)					「本事業の設計業務は、工事監理業務を行う者が設計照査をする」と記載されていますが、設計業務を行う企業と工事監理を行う企業は同一業者でも良いものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
290	業務要求水準書	28	場内整備	第2編	2-2	(8)	⑤	ア			両浄水場の雨水排水の放流先河川および放流可能水量をご教示下さい。	放流河川：ポンポロカベツ川（旭町浄水場）、清水の沢川（清水沢浄水場） 放流可能水量：問題なしとして提案ください。
291	業務要求水準書	28	場内整備	第2編	2-2	(8)	⑤	ア			両浄水場において、場内の開発行為に伴う雨水調整池などの計画は特にないものと判断して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
292	業務要求水準書	28	場内整備	第2編	2-2	(8)	⑤	ア			両浄水場の雨水排水路設計のため、設計に必要な降雨強度をご教示願います。	回答265のとおり。
293	業務要求水準書	28	場内整備	第2編	2-2	(8)	⑥	ア			両浄水場の汚水排水の排水接続管位置および排水可能水量をご教示下さい。	排水は場内排水設備で集水し直接、河川へ放流とします。排水可能量は制約なしとします。
294	業務要求水準書	29	電波障害等対策業務	第2編	2-3	(2)	①				旭町・清水沢浄水場について、当該敷地は、イ騒音振動～カ周辺通行者状況の調査は該当しないように思いますが、調査を実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の判断とします。
295	業務要求水準書	29	電波障害等対策業務	第2編	2-3	(2)	①				イ騒音振動～カ周辺通行者状況の調査の調査方法については、事業者の提案で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
296	業務要求水準書	29	地下坑道	第2編	2-3	(2)	③				「地下坑道の調査は行っていないが、問題はない」と記載されていますが、地下坑道がある可能性はほとんどなく、地下坑道の調査も不必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
297	業務要求水準書	29	土壌汚染	第2編	2-3	(2)	④				「土壌汚染調査は行っていないが、影響がある場合は市の責任で対応する」と記載されていますが、問題があった場合は、事業開始が遅れる等の問題が発生する恐れがあります。市としてはどのような対応を考えているのかご説明願います。	工期の延長は行いません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
298	業務要求水準書	30	管理橋	第2編	2-4	(1)	①	キ			施設及び設備の工事について「キ 浄水棟（既設浄水池改修、既設浄水場解体撤去、管理橋含む）」とありますが、要求水準書p.14, 2-2, (1), ①では管理橋の設計が、「オ 浄水棟設計」と「キ 管理橋設計」が区別されて記載されています。 ①設計業務と工事業務で別の記載方法がなされている点につき、何か理由があつてのことでしょうか。 ②用語の定義として、管理橋は浄水棟に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。もし、管理橋が浄水棟に含まれるのであれば、国庫補助金の対象となるのでしょうか。項目によっては国庫補助金の対象になるならない等に関連してきますので、記載方法の整合をお願いします。	回答226のとおり。
299	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問 回答(第1回)	30	場外施設の工 事範囲	第2編 No.257	2-4	(1)	②④				場外門扉、配水池等の躯体、室内・室外改修など土木、建築工事は新設や事業期間中の維持管理を含め本事業の対象外であると考えてよろしいでしょうか。第1回質問回答(No.257)では範囲とすとなっていますが矛盾します。また範囲であるならば現地確認に相応の労力を費やし、また更新・修繕の程度、範囲が不明確となることから、判断基準の明示、あるいは更新が必要な施設名の提示をお願いします。	場外門扉、配水池等の躯体、室内・室外改修など土木、建築工事は市の指示によって事業者が改修していただき、費用は市が負担します。
300	業務要求水準書	32	道路橋対策	第2編	2-4	(2)	③	ア	(ウ)		道路橋について、工事用車両の通行に問題はないと検討判断した場合(橋を利用できる範囲の小型軽量の工事用車両のみ使用する場合など)、仮設橋設置や補強等の対策を講じなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
301	業務要求水準書	32	既存施設の撤 去、既設浄水 池の改修	第2編	2-4	(2)	③	(エ)			要求水準書p.32, 2-4, (2), ②に「新旭町及び・・・は平成27年4月供用開始する」とあり、③には「旭町浄水場は新浄水場の供用開始後、既存施設を撤去する。また、既設浄水池は改修を行う。」とあることから、既存施設の撤去・既設浄水池の改修は平成27年4月以降に行うものとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、既存施設の撤去・既設浄水池の改修工事に対するサービス対価の支払について時期、支払方法、完成検査の有無等についてご教示下さい。	前段：既存浄水池の改修は平成26年度までに完了し、既存施設の撤去は平成27年度に実施・完了とします。 後段：回答116を参照ください。
302	業務要求水準書	33	工事期間中の 対応	第2編	2-4	(2)	⑧	ア			2-5(2)②かの追記に伴い、内容が重複している本項の記述は不要と思われるので、削除願います。	削除します。
303	業務要求水準書	33	工事用水・工 事用電力	第2編	2-4	(2)	⑧	イ			工事用電力、工事用水について、既存の浄水場からの利用(有償利用でも可)はいいできないという理解でよろしいでしょうか。	工事用電力設備は事業者で別途用意願います。 工事用水は既存浄水場からの利用(有償)は可能です。
304	業務要求水準書	33	浄水場設備台 帳システムの 構築	第2編	2-4	(2)	⑤				「設備台帳システムは市が所有するシステム」について、概要を教示願います。	関係資料を開示します。市で閲覧願います。
305	業務要求水準書	34	試運転時の原 水	第2編	2-4	(2)	④				試運転時(水槽の水張り試験を含む)の原水量等の制約はないものと考えますがよろしいでしょうか。	上限は水利使用許可水量の範囲内とし、甲乙協議とします。
306	業務要求水準書	34	経費の負担	第2編	3-1	(2)	⑩				市庁舎に運転員を常駐する場合、浄水場に常駐する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。また、市庁舎に運転員を常駐する場合、P25に記載の「市庁舎に別途設置するモニター」の使用は可能でしょうか。	前段：事業者の提案とします。 後段：回答279を参照ください。
307	業務要求水準書	35	維持管理要員 実績	第2編	3-1	(1)					参考までに旭町及び清水沢浄水場における施設運転維持管理等の業務のために配置されている要員数の実績についてご教示願います。	平成22年9月現在の要員数は、 旭町浄水場：1人 清水沢浄水場：2人 となっております。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
308	業務要求水準書	35	業務範囲	第2編	3-1 4-1						8月9日公表の実施方針に関する質問の回答No.29において、ダム の堰堤および監査廊の巡回点検、ダム検査の準備(除草、枝払い)の補助、清水の沢ダムの間欠曝気筒の運転操作、コンプレッサの維持管理は事業者が行うとのことですが、業務要求水準書(改正版)にも本件についての記載が一切ありません。実施方針の質問回答No.29に記載の業務は今回範囲外と理解してよろしいですか。	該当業務は業務範囲内とします。業務要求水準書に記載します。
309	業務要求水準書	35	業務範囲	第2編	3-1 4-1						実施方針に関する質問の回答No.29におけるダム関連の業務が今回範囲の場合、その対象機器、業務内容を対象図面を含め詳細にご提示下さい。	回答308のとおり。
310	業務要求水準書	36	維持管理・ 保守点検業務	第2編	3 3-3	(1)					搬入道路(市道)の範囲をご提示願います	清水沢浄水場への搬入道路は全て市道です。旭町浄水場については、道路橋⑤までが市道であり、それから上流は林道(市の管理)です。
311	業務要求水準書	36	本業務の内容	第2編	3-3	(1)					「搬入導路(市道)の除雪を行うものとする。」とありますが、これは北海道道38号夕張岩見沢線の取付き部から浄水場までの区間を指すのでしょうか。それとも一般の民家がある区間までは市で除雪していただけなのでしょうか。	310の回答にある市道は市が実施し、林道は事業者が委託費用により実施します。
312	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問 回答(第1回)	36	経費の負担	第2編 No.268	3-1	(2)	⑫				第1回質問回答(No.268)の回答内容についての解釈ですが、既存施設において事業者側で更新補修を行った部分に対して、維持管理期間中に補修工事を行った場合についても市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
313	業務要求水準書(変更案) 入札説明書等の質問 回答(第1回)	36	経費の負担	第2編 No.268 No.283	3-1	(2)	⑫				業務範囲外の時は市が費用を負担する、とありますが範囲内は具体的にどのような範囲でしょうか。第1回質問回答(No.268)では「新設施設は事業者負担、既存施設の補修は市が行う」、とありますが、例えば、既存電気機械設備、既存フェンス、既存場外施設自体が補修等の対象となった場合は市の全額負担となるのでしょうか。No.283の回答も含め、費用負担の責任と範囲(プラント、土木、建築別)を、再度ご教示願います。	・事業者が行う管理範囲は、導送配水管を除く全施設とします。(業務要求水準のとおり) ・既存施設の補修等に要する費用(材工共)のサービス対価の支払いは毎年度精算し、市が負担します。
314	業務要求水準書	37	本業務の実施 に当たっての 留意事項	第2編	3-3	(2)	⑥				「市の除雪作業との連携を図ること。」とありますが、これは事業者は浄水場の維持管理の範囲内で連携するのであって、一般市民が通行する市道の維持管理としての除雪作業の責任は、道路管理者である市にあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
315	業務要求水準書	40	場内給水	第2編	3-6	(2)	④				各浄水場の衛生用水、作業用水の取出し箇所検討のため、現在の給水管ルートをご教示下さい。ちなみに地中埋設の場合、現地確認は困難と思われます。	浄水場施設内で分岐・取り出しとします。
316	業務要求水準書	40	場内給水	第2編	3-6	(2)	④				現在の場内給水方法及び取出点についてご提示下さい。ちなみに地中の場合、現地確認は困難と思われます。	回答315のとおり。
317	業務要求水準書(改訂版)	41	見学対応業務	第2編	3-8						見学対応業務は旭町及び清水沢とも必要でしょうか。どちらかの浄水場のみで良いでしょうか。	両浄水場とも対象です。
318	業務要求水準書	42	事故・緊急時 対応業務	第2編	3-11						これまでの災害及び事故発生等による浄水及び排水処理施設並びに場外系施設等の故障、機能停止等の実績について、データを開示願います。	保存されている平成20年度からの実績について、開示します。市で閲覧願います。
319	事業契約書(案)	42	維持管理業務	別紙1	5						要求水準書P.14第2編1(3)表中では「水道事業検針・集金・窓口業務」と修正されましたが、本項では「水道事業検針・集金業務」と修正されています。どちらが正しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。事業契約書を訂正します。
320	業務要求水準書	43	事故・緊急時 対応業務	第2編	3-12						本業務の名称は「水道事業検針・集金・窓口業務」に修正されておりますので、その旨訂正願います。	訂正します。
321	業務要求水準書	43	事故・緊急時 対応業務	第2編	3-12	(2)	④				「市が貸与するハンディターミナル」とありますが、貸与に係る料金等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
322	業務要求水準書	43	事故・緊急時 対応業務	第2編	3-12	(2)	③				本項の水道使用料の滞納整理補助業務で示された納付書・督促状・催告書の発送件数の合計が、別紙37の「使用料納付書発行件数」に含まれるのでしょうか、それとも「滞納使用料集金件数」に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
323	業務要求水準書	43	事故・緊急時 対応業務	第2編	3-12	(2)	③				「市が指示する未納者（月20件）に対して、訪問により集金する。」とありますが、別紙37の「滞納使用料集金件数」の数値（偶数月100、奇数月50）との関係をご教示願います。	別紙37を別紙のとおり修正します。
324	業務要求水準書	47	本業務の実施 に当たっての 留意事項	第2編	4-2	(2)	⑧				「回線使用料は事業者が支払うこと。」とありますが、現在市が支払っている回線使用料の実績を開示願います。	開示しますので市で閲覧願います。
325	業務要求水準書	47	本業務の実施 に当たっての 留意事項	第2編	4-2	(2)	⑨				本項で場外系施設等の緊急時対応が追記されましたが、同時に3-11事故・緊急時対応業務において「本業務は「4. 場外系施設等維持管理業務」の対象施設も含めるものとする。」と追記されているため、本項は3-11に含めるべきと考えますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
326	業務要求水準書	47	本業務の実施 に当たっての 留意事項	第2編	4-2	(2)	③				現状の電気主任技術者を教示願います。受注後は、浄水場も含め、外部機関に業務委託しても良いですか。	現在は第三者委託としております。受注後の外部機関への委託は問題ありません。
327	業務要求水準書	47	本業務の実施 に当たっての 留意事項	第2編	4-2	(2)	⑧				既設の通信回線の仕様、料金を教示願います。NTTの連絡先、担当者を教示願います。	開示しますので市で閲覧願います。
328	業務要求水準書	48	維持管理・ 保守点検業務	第2編	4 4-2	(2)	⑨	オ			緊急時の広報業務支援には、断水時の広報車による広報活動も含まれるのでしょうか	含まれます。
329	04業務要求水準書 (改訂版)	04	施設の立地条件	第1編	2	(6)					清水の沢ダムの堤体詳細図ならびに擁壁の詳細図について、第1回質問回答では、「現地で確認願います。」との御回答となっておりますが、地下部の詳細の把握は不可能です。なにとぞ詳細図の御提示をお願い致します。	関係資料について開示します。市で閲覧願います。
330	04業務要求水準書 (改訂版)	04	施設の立地条件	第1編	2	(6)					清水沢浄水場の敷地境界について、現地では確認出来ません。図面で御教示願います。	回答190のとおり。
331	04業務要求水準書 (改訂版)	08	要求する機能	第1編	4	(3)	②				浄水水質要求で残留塩素管理をSPCが定めた目標値で管理することになっておりますが、既存の追加塩素注入設備の不具合による注入不良が発生したリスクは貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、今後の更新予定があればご教授ください。	既設の塩素注入設備については、不具合が維持管理に係わるものでない場合、市の負担とします。更新計画は事業者の提案とします。
332	04業務要求水準書 (改訂版)	10	対象施設・業務 範囲	第2編	1	(2)					旭町浄水場系、場外系施設にある日吉配水池の機能増設にあたり現状では電力が未供給となっておりますが、受電に必要な設備・申請等も事業者で行うことになるのでしょうか。	監視設備は日吉ポンプ場に設置するものとします。
333	04業務要求水準書 (改訂版)	11	対象施設・業務 範囲	第2編	1	(2)					清水沢浄水場系、場外施設にある沼ノ沢配水池は現在未共用施設ですが更新施設になっています。今後再使用するお考えでしょうか。	監視設備は沼ノ沢量水器室に設置するものとします。
334	04業務要求水準書 (改訂版)	17	設計条件	第2編	2-2	(1)	④				表の中で示されております「設計水位」欄の着水井水位は既設の水位であり、新たな浄水施設の着水井水位は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか？	事業者の提案とします。
335	業務要求水準書	17 18	施設概要	第2編	2 2-2	(1)					周辺整備の別紙参照は、別紙10・別紙20を指しますとの事ですが、その内容についてご提示下さい。	別紙10・20は現況図です。周辺整備の内容は提案ください。
336	業務要求水準書	18 24	計画浄水量	第2編	2-2	(2) (3)	③ ⑫				「膜ろ過流束が・・・原水に対して適切なもの」について、貴市がお考えになる「適切」の具体的な判断基準、要求水準について、ご教示下さい。	膜ろ過は分離対象物によって様々な種類があり、膜ろ過流束は一概には規定出来ないため、事業者の提案とします。なお膜モジュールは、膜分離技術振興協会の認定が必要です。
337	非公表											

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
338	04業務要求水準書 (改訂版)	23	清水沢浄水場 施設設計	第2編	2-2	(3)	④				市道と敷地境界の関係を図面にて御呈示願います。	回答190のとおり。
339	04業務要求水準書 (改訂版)	23	清水沢浄水場 施設設計	第2編	2-2	(3)	⑥				屋根等の設計に関しまして、積雪量及び積雪荷重について御教示願います。	建築基準法規解説2009(全道建築行政連絡会議)では、夕張市の積雪深は150cmと規定されております。積雪荷重は土木・建築各指針等によります。
340	非公表											
341	04業務要求水準書 (改訂版)	27	付帯施設設計	第2編	2	(8)	④	イ			旭町浄水場ならびに清水沢浄水場ともに近隣に民家が無く一般の市民の目に触れることが殆ど無いと考えられますが、「周囲の景観に配慮する」とは見学者にとっての景観に配慮するということでしょうか？	ご理解のとおり。
342	非公表											
343	04業務要求水準書 (改訂版)	37	維持管理・保 守点検業務	第2編	3-3	(2)	⑥				「夕張市建設課農林建設グループと連絡を密に行い」とありますが、協議の結果、事業者の除雪要請が認められなかった場合は事業者が市道を除雪することになるのでしょうか。また、その場合の費用、維持管理リスクは貴市の負担が適当と考えますが如何でしょうか。	夕張市建設課農林建設グループと連絡を密に行った結果、事業者が除雪する場合が想定されますが、この除雪業務は事業範囲ですので、提案書に含めてください。なお、現在の第三者委託受託者が行った過去の除雪回数は別紙資料49のとおりです。
344	04業務要求水準書 (改訂版)	37	維持管理・保 守点検業務	第2編	3-3	(2)	⑥				除雪に関して、貴市の除雪作業の範囲をご教示ください。市道から先の浄水場敷地内、および駐車スペースまで除雪していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	過去の除雪回数は別紙資料49を参照ください。市は市道までの除雪を原則として行いますが、市の除雪作業が追いつかず浄水場維持管理に支障が生じる場合は、市と協議の上、事業者を実施願うものとします。
345	04業務要求水準書 (改訂版)	38, 39	水質管理業務	第2編	3-4	(1)	②				水質検査項目の表中に(注3)の表記が見当たりませんが該当なしとの理解でよろしいでしょうか。	該当なしです。訂正します。
346	04業務要求水準書 (改訂版)	39	総アルカリ度	第2編	3-4	(1)	②				送水側における総アルカリ度について、「毎日測定」を要求水準とする目的をご教示ください。仮に、腐食性を見る指標としてであれば、表(71)ランゲリア指数が該当しますので送水側の総アルカリ度は不要と考えます。また、本試験項目をはじめ、法定水質試験頻度を下回らない範囲において、受託水道業務技術管理者が不要と判断できる場合は、除外可能と考えますが、如何でしょうか。	浄水アルカリ度は月1回の検査とします。
347	04業務要求水準書 (改訂版)	40	水質管理業務	第2編	3	3-4	(2)①				1日1回20L採水し14日間冷暗所保管を実施する記載となっておりますが、冷暗所は市殿の施設を使用可能と考えて宜しいですか。	ご理解のとおり
348	04業務要求水準書 (改訂版)	40	修繕業務の対 象範囲	第2編	3-5						修繕業務の対象範囲は、第1回質問回答(その2)No.283により「導配水管を除く既存施設全体」と回答がありました。同回答No.268における補修工事の範囲については「新設施設は事業者、既存施設は貴市が負担」とされています。補修と修繕でここまで範囲が変わる理由はございますか。修繕についても補修工事と同じく、新設=事業者、既設=貴市という住み分けで如何でしょうか。	維持監理業務の範囲は業務要求水準書第2編1.(2)に示す施設とします。補修・修繕・保守費用の負担は新設施設は事業者とし、既存施設は市とします。併せて202の回答も参照ください。
349	04業務要求水準書 (改訂版)	41	見学対応業務	第2編	3-8	(2)	③、④				「見学対応業務の日程やタイムスケジュール調整は協議の上」となっておりますが、PFI事業で新設の浄水場となれば相当数の見学者が来ると考えます。運転管理業務を最優先した上で事業者側の都合等勘案した結果、協議の際に中止・延期することも可能でしょうか。	可能とします。
350	04業務要求水準書 (改訂版)	41	見学対応業務	第2編	3-8	(2)	③、④				事業者で行う見学対応業務は、市内学校並びに市民団体に限ってを想定されているのであれば、ご明記いただけませんか。	要求水準書のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
351	04業務要求水準書 (改訂版)	41	見学対応業務	第2編	3-8	(2)	③				見学者受入可能人数について「30人(10人/回×3サイクル)」とありますが、第1回質問回答(その2)No.291では「40人・年間200人想定」と回答がありました。いずれが正でしょうか。また、前者が正の場合、年間累計人数の想定がございましたか。	「40人・年間200人」を正とします。要求水準書を訂正します。
352	04業務要求水準書 (改訂版)	43	集金業務	第2編	3-12	(2)	③				法定外委託である滞納整理補助業務について、貴市の指示に基づき催告書の発行・発送を行うとありますが、「指示」の基準と想定頻度をご教示ください。	市への催告書提出日・発送日を指示します。頻度は年1回です。
353	04業務要求水準書 (改訂版)	43	集金業務	第2編	3-12	(2)	①、③				集金予定件数についてですが、【水道使用料集金等業務】①において別紙-37のとおりとしていますが、③では「(月20件)」と追記されてあります。後者を正として理解してよろしいでしょうか。	回答323のとおり。
354	04業務要求水準書 (改訂版)	44	検針・集金・ 窓口業務	第2編	3-12	(2)					当初の要求水準書に比べ、窓口及び電話の全てについて対応することや、督促・催告に関する事務手数等の【検針・集金・窓口業務】の業務量・ユーティリティ費用が大きく増加しております。20年間に渡る配置人員、調達費の増加が確実ですが、全体事業費に影響すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
355	04業務要求水準書 (改訂版)	45	運転管理業務	第2編	4-1	(1)					場外施設設の運転管理項目の中に、既存施設で機器の設置が無く、別紙26、28と照合しても機能増設の予定の無い項目が御座います。運転管理項目は別紙26、28の設備機器に従って検討すればよろしいでしょうか。	回答323及び333を参照ください。
356	04業務要求水準書 (改訂版)	47	維持管理・保 守点検業務	第2編	4-2	(2)	⑨				導送配水管の見廻り点検とありますが、総延長で180kmを超える全ての配水管や付帯する仕切弁等が対象となるのでしょうか。また、導送配水管は法定外委託範囲なので、貴市にて想定されている通常の点検頻度をご教示ください。	前段：ご理解のとおり。 後段：点検頻度を開示します。市で閲覧願います。
357	非公表											
358	04業務要求水準書 (改訂版)	48	維持管理・保 守点検業務	第2編	4-2	(2)	⑨	ウ			漏水現場でのバルブ操作とありますが、同項(エ)に示される緊急対応時のバルブ操作と違い、市殿が随時発注される漏水修繕工事に付帯する作業と考えます。法定外委託範囲である本業務について、想定する人工数をご教示ください。	本市職員での対応が困難な漏水に対し、仕切弁操作を要求しています。 人工については、1~2人工を想定しています。 なお、21年度以降の漏水回数を開示いたします。
359	04業務要求水準書 (改訂版)	全	DRAFT								DRAFT版の業務要求水準書(改訂版)は夕張市長 藤倉肇とした公文書として有効との理解でしょうかお示しください。	回答188を参照ください。
360	業務要求水準別紙	別紙 10	変更箇所確認								別紙10について、9/22付けのホームページで変更版が公表されていますが、変更箇所の内容について、ご提示願います。	別紙資料10 14/16図のPDF化の再整理
361	業務要求水準別紙	別紙 10	断面確認								別紙10の図番10の現況浄水場沈でん池断面図について、どの断面であるかわかりません。断面位置平面図を提示願います。	図番9のNO. 2 アクセラレータの断面を示します。
362	業務要求水準別紙	別紙 10	標高確認								別紙10の図番10の現況浄水場沈でん池断面図について、左側に標高らしき数値(373.321等)がありますが、標高を示した数値でしょうか。	標高を示しております。平成22年度に実施した測量では、旭町第1ダム~昭和第1配水池の標高を以下のとおり整理しております。 ダムHWL(旧)386.00m→(新)390.85m 旭町浄水場浄水池HWL (旧)367.70m→(新)372.55m 昭和第1配水池HWL (旧)358.54m→(新)357.02m 図番2と3に示す標高は、上記測量成果から転記したものです。図番4以降は(旧)標高です。
363	業務要求水準別紙	別紙 10	断面確認								別紙10の図番11の現況浄水場急速ろ過池断面図について、どの断面であるかわかりません。断面位置平面図を提示願います。	図番9のNO. 1 グリーンリーフの断面を示します。
364	業務要求水準別紙	別紙 10	標高確認								別紙10の図番11の現況浄水場急速ろ過池断面図について、左側に標高らしき数値(373.321等)がありますが、標高を示した数値でしょうか。	回答362を参照ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
365	業務要求水準別紙	別紙 10	標高確認								別紙10の図番13の断面図について、現況の浄水池の断面図と思われますが、標高（現状の地盤との関係）がわかりにくい図面ですので、ご教示願います。	図番13のA-A断面図上床版天端高さは、（新）373.55mとお考えください。
366	業務要求水準別紙	別紙 10	図面確認								別紙10の図番14の図面について、2階平面図とあるのは、現状で地上部に出ている範囲という理解でよろしいでしょうか。また、1階平面図は現状では地下部分の平面図という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
367	業務要求水準別紙	別紙 10	図面確認								別紙10の図番14の図面について、1階平面図の左側（現浄水池＝旧ろ過池の左側）の旧浄水池部分の躯体の断面図をご提示願います。	断面図はありません。
368	業務要求水準別紙	別紙 10	図面確認								別紙10の図番14の図面について、1階平面図の左側（現浄水池＝旧ろ過池の左側）の旧浄水池部分の躯体の平面形状が、別紙10の図番5の形と違いますが、どのような状況になっているのかご教示願います。	図番14に示す1階浄水池及び2階洗砂場と図番2の現況平面図は整合がとれています。図番5は参考としてください。
369	業務要求水準別紙	別紙 10	図面確認								別紙10の図番14の図面について、1階平面図の左側（現浄水池＝旧ろ過池の左側）の旧浄水池部分の躯体は、現在地下部分に残置されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
370	業務要求水準別紙	別紙 10	図面確認								別紙10の図番14の図面について、1階平面図の左側（現浄水池＝旧ろ過池の左側）の旧浄水池部分の躯体の鉄筋図はあるのでしょうか。	ありません。
371	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 13	新設施設								清水沢浄水場改修平面図で、新設浄水場の位置が示されています。新設予定地にかかる搬入道路は、5m以上の高低差があり、清水沢浄水場北側の法面に影響が無いように、搬入道路を改造することは難しいものと考えます。新設浄水場は、別紙13で示されている位置から西側に配置してもよろしいでしょうか。	可能です。別紙20 図番1～5を参照ください。
372	業務要求水準別紙	別紙 13	図面確認								別紙13について、右上の旧管理人住宅の右横の浄水池について、図面では見えていますが、現状は地下部分になっているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
373	業務要求水準書	別紙 26 別紙 28	各機器仕様								「仕様以上の製品」として、構成部品が少ない、稼働部品がないものは提案可能でしょうか。	基本的には可能ですが、具体的な機器名称を挙げて再質問ください。
374	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 30	浄水要求水準								浄水水質要求水準旭町現況において23クロロホルムの要求水準値が0.002mg/Lとなっておりますが、過去5年の平均値が0.0048mg/Lであることを考えると達成は困難と思われます。要求水準の見直しをお願いします。	0.02mg/l とします。
375	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 30	浄水要求水準								浄水水質要求水準新施設運用時において水質管理目標設定項目について浄水要求水準が設定されておりますが、原水の引渡し基準が明示されておらず、設計できません。引渡し基準について協議させていただきます。	水質管理目標設定項目の検査は削除します。
376	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水要求水準								水質基準値について・・・ジエタシン0.00002mg/L以下⇒0.00001mg/L以下 2-メチルイソボルネオール 0.00002mg/L以下⇒0.00001mg/L以下、 非イオン界面活性剤0.005mg/L以下⇒0.02mg/L以下、 フェノール類 0.0005mg/L以下⇒0.005mg/L以下と理解いたしますが、宜しいでしょうか？。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
377	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水要求水準								清水沢水系浄水 および 旭町水系浄水について・・・20ベンについて 最高値・平均値・最小値とも <0.06mg/Lとありますが、別紙30平成21年度 夕張市水道水質検査結果表によると 両水系浄水 とも、<0.001mg/Lとなっていますので、最大値・平均値・最小値とも <0.001mg/Lと理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおり。
378	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水要求水準								浄水水質要求水準について・・・23.硝酸 0.002mg/L以下⇒0.02mg/L 以下 と理解致しますが 宜しいでしょうか？	回答374のとおり。
379	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・10硝酸態窒素および亜硝酸態窒素の数値 について、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で 0.28mg/L、旭町 浄水で0.28mg/Lであり、アンモニア性窒素が増大した場合、 要求水準0.3mg/Lを超過する可能性があります。・・・例えば、水 質基準値の1/10程度(10mg/L⇒1～2mg/L程度の要求水準としていただければ 幸いです)	2mg / 1 とします。
380	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・337μmおよびその化合物の数値につい て、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で 0.01mg/L、旭町 浄水で0.03mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準 0.01mg/Lを超過する可能性があります。・・・例えば、水質基準値 の1/4程度(0.2mg/L⇒0.05mg/L程度)を 浄水水質要求水準としていただ ければ幸いです)	0.05mg / 1 とします。
381	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・32亜鉛の数値について、協議のうえで若 干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で0.007mg/L、旭町 浄水 で0.003mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準0.003mg/Lを超過する可能性 がありますためです。・・・例えば、水質基準値の1/10程度(1mg/L⇒0.1mg/L 程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	0.1mg / 1 とします。
382	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・35銅およびその化合物の数値について、 協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で0.005mg/L 、旭町 浄水で0.007mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準0.006mg/Lを 超過する可能性があります。・・・例えば、水質基準値の1/10程度 (1.0mg/L⇒0.1mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	0.1mg / 1 とします。
383	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・36トリムおよびその化合物の数値につい て、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で 10.3mg/L、旭町 浄水で8.1mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準9mg/L を超過する可能性があります。・・・例えば、水質基準値の1/10程 度(200mg/L⇒20mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	20mg / 1 とします。
384	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・38塩化物イオンの数値について、協議の うえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で13.4mg/L、旭町 浄水で10.3mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準11mg/Lを超過する可能性 がありますためです。・・・例えば、水質基準値の1/10程度(200mg/L⇒20mg/L 程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	20mg / 1 とします。
385	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・39鉛、マグネシウム等の数値について、協 議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で21.6mg/L、 旭町 浄水で32.8mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準23mg/Lを超過する 可能性があります。・・・例えば、水質基準値の1/4程度 (200mg/L⇒75mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	75mg / 1 とします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
386	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・40発残留物の数値について、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で69mg/L、旭町 浄水で60mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準70mg/Lを超過する可能性があるためです。・・・例えば、水質基準値の1/4程度(500mg/L⇒125mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	1 2 5 m g / 1 とします。
387	05業務要求水準書の 添付資料	別紙 30	浄水水質要求 水準 水質基 準項目 (新施設運用 時) につい て								浄水水質要求水準について・・・その他の水質項目の数値についても、浄水水質で要求水準を超過する可能性のある項目については、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？	見直しを行い、再提示します。
388	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 31	浄水要求水準	別紙31							浄水水質要求水準について・・・27総トリハロメタンの数値について、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で0.026mg/L、旭町 浄水で0.023mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準0.025mg/Lを超過する可能性があるためです。・・・例えば、水質基準値の1/2程度(0.1mg/L⇒0.05mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	0. 0 5 m g / 1 とします。
389	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 32	浄水要求水準	別紙32							浄水水質要求水準について・・・28トリクロロ酢酸の数値について、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(清水沢 浄水で0.01mg/L、旭町 浄水で0.008mg/Lであり、両水系浄水で 要求水準0.009mg/Lを超過する可能性があるためです。・・・例えば、水質基準値の1/4程度(0.2mg/L⇒0.05mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	0. 0 5 m g / 1 とします。
390	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 33	浄水要求水準	別紙33							浄水水質要求水準について・・・42ジェオスミンの数値について、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(一般的な水質計器における下限値であるためです。・・・例えば、水質基準値の1/2程度(0.0001mg/L⇒0.00005mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	0. 0 0 0 0 5 m g / 1 とします。
391	04業務要求水準書 (改訂版)	別紙 34	浄水要求水準	別紙34							浄水水質要求水準について・・・43 2-メチルイソボルネオールの数値について、協議のうえで若干の変更は可能でしょうか？(一般的な水質計器における下限値であるためです。・・・例えば、水質基準値の1/2程度(0.0001mg/L⇒0.00005mg/L程度に 浄水水質要求水準としていただければ幸いです)	0. 0 0 0 0 5 m g / 1 とします。
392	業務要求水準書	別紙 25_2 7	場外系計装フ ローシート								別紙25,26,27につきまして、より鮮明な資料をいただくことは可能でしょうか。	CADデータのあるものについて、提示します。
393	業務要求水準書	別紙 29	原水引渡し条 件								原水の引渡し条件が示されていますが、既設で行われている薬品注入率をご教示ください。また、原水にて臭気が検出されていることがありますが、現在粉末活性炭などによる処理は行われているのでしょうか。行われている場合、注入率や時期についてご教示下さい。	旭町浄水場及び清水沢浄水場の管理日報(平成21年度)を提示します。市で閲覧願います。
394	業務要求水準書	別紙 29 別紙 30	原水引渡し条 件								原水のうちアルミニウム、鉄、マンガンについて溶解性と不溶性の内訳が分かりましたらご教示下さい。	把握していません。
395	業務要求水準書	別紙 30	浄水引渡し条 件								浄水引渡し条件に示されている水質は、浄水池出口水質との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
396	業務要求水準書	別紙 30	水質管理目標 設定項目の浄 水水質要求水 準								別紙資料30 浄水水質要求水準(変更) (9月22日交付)の「水質管理目標設定項目」において、これらの項目は原水引渡し条件がありません。よって、これらの原水水質は現在満足しているものとして考えて宜しいでしょうか。	現在、管理目標設定項目の水質試験は行っておりません。浄水要求水質は設定しません。
397	業務要求水準書										一般的な降雪期間と降雪量を教示ください。 業務区域の除雪は業務範囲との理解でよろしいでしょうか。一方で、浄水場の場外道路の除雪は貴市範囲との理解でよろしいでしょうか。	降雪期間と降雪量は気象庁ホームページを参照ください。併せて回答30、31、32及び344を参照ください。
398	業務要求水準書		施設整備計画 一覧	別紙4							備考欄に、日吉送水ポンプ室：H36年度更新、昭和第1配水池：H31年度更新、東山配水池：H34年度更新、日吉配水池：H36年度更新、南部高区送水ポンプ室：H41年度更新、南部低区配水池：H41年度更新とそれぞれ記載がありますが、これらの記載の意味は何でしょうか。また、これらの更新業務は本事業外と考えるとよろしいでしょうか。	本事業の範囲外なので、備考欄の記載は無視願います。
399	業務要求水準書		添付 別紙資 料	別紙4							旭町浄水池の形状寸法欄に、『全容量1,053m <sup>3</sup> 』、備考欄に、『浄水池容量 V=130m <sup>3</sup> 』と表記されていますが、備考欄の容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。 また、各配水地も同様の考えで備考欄の容量を確保するという考えでよろしいでしょうか。	回答398のとおり。
400	業務要求水準書		添付 別紙資 料								添付 別紙資料のうち、CADで描かれた図面が見受けられます。それら図面のCADデータをHPでダウンロードまたは個別に配布願います。	回答392を参照ください。
401	基本協定書(案)	3	秘密保持	第7条							但書の「解する場合」は「開示する場合」の誤りと考えますが、ご確認ください。また、「甲が法令等に基づき解する場合」と規定されていますが、「乙が法令等に基づき開示する場合」も同様に開示が認められると理解いたしますが、ご確認ください。	ご理解のとおり。条文を訂正します。
402	基本協定書(案)	6	出資者誓約書 兼保証書	5							「譲渡予定者から別添の誓約書を徴収の上、市へ提出する」と規定されていますが、ここで「譲渡予定者」とは「譲渡先として予定された者」という理解でよいでしょうか。事業契約案(改訂版)別紙8「出資者誓約書兼保証書」第5項と、その別添「誓約書」第3項で、「譲渡人」が誓約書を作成するように規定されているため、念のため確認させていただくものです。 また、この「誓約書」は、譲渡された後に直ちに徴収・提出するという理解でよいでしょうか。これに関連して、別添「誓約書」第1条では誓約書作成日現在の株式保有数を記載することが要求されていますが、これは譲渡を受けた後の保有数を記載するという理解で宜しいでしょうか。ご確認ください。	前段：譲渡人→譲受人 と訂正します。 後段：ご理解のとおり。
403	02基本協定書(案) (改訂版)	02	事業契約の締 結	第5条	1						本基本協定締結後、平成23年3月31日までに、事業契約を締結するとの事ですが、入札説明書ページ15で(3)契約の締結は市が実施する水道法上の手続きが必要となる為、基本契約(事業契約)の締結時期の変更が想定されています。整合を図り事業契約をあえて平成23年とする必然性をお示ください	平成23年4月1日より新事業者による維持管理が開始するので、回答140の内容を踏まえ、事業契約は平成22年度内に行います。
404	02基本協定書(案) (改訂版)	全	DRAFT								DRAFT版の基本協定書(案)(改訂版)は夕張市長 藤倉肇とした公文書として有効との理解でしょうかお示ください。	回答188を参照ください。
405	基本協定書(案)		株式の譲渡		4						各構成員は、保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他処分を行う場合には、事前に書面による貴市の承諾を得なければならないと規定されていますが、少なくとも各構成員間における株式の譲渡については予めお認め頂ければと思いますが、いかがでしょうか。	事業の履行確保と秘密保持のため、認めません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
406	基本協定書（案）		秘密保持		7						「甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手方の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと」と規定されていますが、本基本協定につきましては、貴市と各構成員間で締結するものであることから、事業者も当該第三者に該当し、事業者に対して開示する際にも貴市の事前の承諾を得る必要がある、との解釈でよろしいでしょうか。また、「乙が本事業の対象業務を委託し、又は請負わせる者」との文言がありますが、乙ではなく、事業者が本事業の対象業務を委託し、又は請負わせることとなると考えますが、いかがでしょうか。	前段：ご理解のとおり。 後段：基本協定書（案）改定版 第1条に示すとおり、乙と事業者は同義語とします。
407	事業契約書（案） （改訂版）	3	履行保証	10条	1	(1)					第1回質問回答No.378では、利息分を含まないとのこと回答でしたが、9月24日に公表された事業契約書（案）（改訂版）では、「これに係る支払利息の」が削除されています。9月24日改訂版を正とするならば、支払利息は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	第1回回答378では「含む」とありましたが今回、「含まない」と訂正します。事業契約書（案）改定版を正とします。
408	事業契約書（案）	3	規定の適用関係	11条	2						公表されている質問回答の記載を本条項の順番に追記願います。通常PFI案件でも定められた事項であり各種文章の解釈として必須と考えます。	ご意見として承ります。
409	事業契約書（案）	3	履行保証	第2章	第10条	(1)					「事業契約締結と同時に納付する。」との部分の「事業契約」は、「本契約」と同義と思いますが、定義されておりませんので、ご確認ください。その他の部分についても同様です。	「本契約」に統一します。
410	事業契約書（案）	3		第2章	第10条	(1)					「工事請負人等」について、定義されておりませんので、定義していただくか、「設計企業又は工事企業」等と本契約で定義されている用語に修正していただくようご検討ください。	用語を「設計企業又は工事企業」に統一し、訂正します。
411	事業契約書（案）	3	規定の適用関係	第2章	第11条						第1回質問回答（その3）No.376に関して確認させていただきたいのですが、質問に対する回答書の内容は、実施方針、入札説明書等に反映される必要があるため、本条項における「業務要求水準書」、「入札説明書等（業務要求水準書を除く。）」及び「実施方針」は、それぞれに関する質問回答書と一体化し、質問回答書の内容が反映されたものを意味すると理解しておりますが、この点ご確認下さい。（PFI推進委員会の契約ガイドライン（平成15年6月23日付け）の1-6の3（15頁）も、「入札説明書等の質問回答書は入札説明書等と一体のものとする。」と記載しております。）	「PFI推進委員会の契約ガイドライン（平成15年6月23日付け）」より、入札説明書等の質問回答書は入札説明書等に準じたものと考えております。
412	事業契約書（案）	4	責任の負担	第2章	第12条	2					不可抗力の定義（別紙4）によれば、「天災その他自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことのできない事由」であるため、甲帰責・乙帰責・法令等変更以外の事由は全てこの「不可抗力」に該当すると考えられます。よって、もし本項が「甲帰責・法令等変更・不可抗力のいずれにも該当せず、乙の帰責事由でもないが乙帰責事由とみなされる事由」というものを念頭に置いているとしても、このような事由はそもそも想定できません。従って、本条項は削除いただくか、または、本条項はいかなる事由を想定されているものか具体例をご教示下さい。	乙に対していかなる場合でも確実に事業を履行していたくことの観点から、変更する予定はありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
413	事業契約書(案)	4	業務受託企業 の使用等	第2章	第13条	2					「・・・契約締結予定日の14日前(閉庁日を含む)までに、甲に対し・・・書面により通知するとともに・・・甲の事前の書面による承諾を得なければならない。」とありますが、入札説明書p.8,第4章,1.(1)入札のスケジュールでは事業契約の締結日が「平成23年3月22日(火)」となっています。 上記のことから、運営・維持管理の開始が平成23年4月ですので、14日前(閉庁日を含む)までには甲に対し書面による通知ができません。この場合、事業契約締結後速やかに書面にて通知すれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
414	事業契約書(案)	4	業務受託企業 の使用等	第2章	第13条	2					基本的に乙と業務受託者の間の契約は甲に不利益を及ぼさないと考えますので、甲は契約書案を承諾しないケースを想定しにくいいため、どのような場合に承諾しないことが考えられるのか、具体例をお示し下さい。 さらに、これに関連して、「重要な部分を変更しようとするとき」の規定は、かかる承諾の付与にあたって、どのような部分を「重要な部分」と位置付けるものか、具体例または判断基準をお示し下さい。	事業実施の確実性が損なわれるような重要な部分を指します。仕様の変更などが考えられます。
415	事業契約書(案)	4	業務受託企業 の使用等使用 等	第2章	第13条	3					乙が使用する者として「業務企業又は第三者」が二回記載されていますが、ここでいう「第三者」は、どのような者を想定していますでしょうか。第1項、第2項より、乙が委託する先は業務受託企業と理解されるため、「第三者」を想定しにくいいため、ご教示下さい。	事業契約書(案)第2回改定版を確認ください。
416	事業契約書(案)	5	乙の資金調達 等	15条	4						国庫補助金申請に係る事業者の業務は「支援」との回答がある一方で「乙の帰責事由による10%減額」との定めがあり、且つ、その事由の基準も示されず「協議」とされるのは過大な条件であります。また、事業者は減額された後、なおも損害賠償を請求されることとなっており、事業者にとって過度の負担と考えます。つきましては、①当該規定の削除、若しくは②乙事由の具体的内容の記載、について再度検討いただきたく。	本条項は、かかる事態が生じないよう規定するものです。よって、変更する予定はありません。 なお②の例として、設計者の能力不足により受けられる補助金がもらえない場合が考えられます。 第1回質問403の質疑も併せて参照ください。
417	事業契約書(案)	5	乙の資金調達 等	15条	4						本条項の10%負担リスクは「乙の帰責事由」の詳細且つ具体的な例示が無い状況では、保険による補填も出来ず事業者のコントロール不能なリスクと判断せざるを得ません。また、仮に申請時点で10%削減と判定された場合には当該金額相当の資金調達が不可能となりますので、改定を再度依頼します。	回答416のとおり。
418	事業契約書(案) (改訂版)	5	乙の資金調達 等	第15条	4						「本事業の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により、前項に定める国庫補助金が交付されないことが確定した場合には、甲は、乙に対して支払うべき施設整備費から、得られるべき交付金金額の10%に相当する金額を減額する。」とありますが、第1回質問回答No.403『甲乙の協議によります』とのことですが、協議が調わない場合は10%減額されるのでしょうか。	良識ある判断を出すために甲乙の協議を行うものです。
419	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第2章	第15条	3					平成22年9月21日公表の「入札説明書等に関する質問への第1回回答(その他)」について「No.417にて、「・・・建設費」の範囲は、・・・どれに該当するのでしょうか。・・・具体的な範囲をご教示下さい。」の回答で、「参考資料を提示します。」とあります。 しかし、該当する参考資料と思われる平成22年9月22日に公表された別紙45では、国庫補助事業スケジュールのみしか提示されておらず、建設費の具体的な範囲が示されておりません。 再度具体的にどの範囲が建設費の範囲かご教示下さい。	建設費とは施設整備費をいいますが、補助対象範囲は事業契約書(案)第2回改訂版 別紙5 1(1)の表に示す施設整備費(建中金利、金融手数料、開業費及び支払い利息を除く)をいいます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
420	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第2章	第15条	3					平成22年9月21日公表の「入札説明書等に関する質問への第1回回答(その他)」についてNo.418にて、「・・・建設費の2/3相当額を起債で充当する・・・起債される時期についてご教示下さい。」の回答で、「時期はNo.417の参考資料を参照ください。」とあります。上記に該当する参考資料と思われる平成22年9月22日に公表されている別紙45では、国庫補助事業スケジュールのみしか提示されておらず、起債の時期が把握できません。再度起債の時期についてご教示下さい。	回答116を参照ください。
421	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第2章	第15条	3					「・・・甲に対する国庫補助金の支給が確定した場合には、これを乙が負担する施設整備及び支払利息の一部に充当するものとし、・・・の支払義務を免れるものとする。」とありますが、これはどのようなことを意味するのでしょうか。甲が国庫補助金相当額を乙には支払わず、建設企業へ直接支払うことを意味するのでしょうか。	甲が乙に支払う建設一時払い金の一部として国庫補助金を充当するものです。これにより甲は自己資金等の支払いが減ぜられるものと理解ください。
422	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条	4					乙の責めに帰すべき事由により国庫補助金が交付されない場合は、具体的にどのような事態が想定されるか、ご教示下さい。乙としては、かかる事態を引き起こさないよう、義務を明確に把握しておく必要があると考えております。国庫補助金の支給を受けるために乙の行うべき協力の具体的内容をご教示下さい。	前段：第1回回答403及び第2回回答416を参照ください。 後段：補助事業を熟知した設計コンサルタントを選定するなどについても検討ください。
423	事業契約書(案)	5	財務書類の提出	第2章	第16条	3					なお書き部分で、乙の解散決議につき甲の事前の書面による承諾が要求されていますが、合理的な理由のない限り甲はこれを承諾していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
424	事業契約書(案)	5	設計・工事期間の保険	第2章	第17条	1					第二文の「不保」は「付保」の誤りと考えますが、ご確認ください。また、「原本証明写し」は、「原本証明付写し」のことと理解いたしますが、ご確認ください。	前段：ご理解のとおり。訂正いたします。 後段：ご理解のとおり。
425	事業契約書(案)	5	維持管理期間の保険	第2章	第18条	1					第二文の「不保」は「付保」の誤りと考えますが、ご確認ください。また、「原本証明写し」は、「原本証明付写し」のことと理解いたしますが、ご確認ください。	前段：ご理解のとおり。訂正いたします。 後段：ご理解のとおり。
426	事業契約書(案)	6	許認可の取得等	第2章	第20条	1					但書で、甲が「当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じる」と規定されていますが、乙の協力行為としてどのようなものが想定されるか、具体的にご教示下さい。	第3者委託の届出に係る資料の提供や書類の作成などが考えられます。
427	事業契約書(案)	6	許認可の取得等	第2章	第20条	2					ISO認証の取得にかかる第66条は削除されることですので、「及び第66条第2項ただし書に定める場合」との部分も削除されると理解しておりますが、ご確認ください。	削除します。
428	事業契約書(案)	6	法令等の変更による措置	第2章	第21条	3					法令変更は事業者においてリスクを管理できないため、基本的に甲にリスク負担していただくべきものであるところ、本契約では別紙3により一般的法令変更については乙負担としているものと理解しております(PFI推進委員会「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」40頁参照)。第二文の「この場合において生じる損害、損失又は費用は、第1項の規定にかかわらず、第89条以下に別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする」との部分は、この考え方と矛盾するため、削除していただきますようお願いいたします。また、仮に残す場合には、第95条3項、第98条3項でそれぞれ甲の支払い義務が規定されているため、これらは第21条3項の場合にも適用があるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、「この場合において生じる損害、損失又は費用」は何を指すか、具体的内容をお示ください。	原文のとおりとします。第95条3項、第98条3項の本項への適用は、ご理解のとおりです。「この場合において生じる損害、損失又は費用」は、法令等の変更内容及びその時点の事業の状況により生じる損害、損失又は費用ですので、現時点で具体的にお示しすることは難しいと考えます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
429	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条	3					別紙4において、事業契約の解除に伴う各種増加費用の負担についても定められており(別紙4の3(1)②、同(2)②)、第二文「この場合において生じる損害、損失又は費用は、第1項の規定にかかわらず、第89条以下に別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする」との部分はこれと矛盾するため、削除していただきますようお願いいたします。 また、仮に残す場合には、第95条3項、第98条3項でそれぞれ甲の支払い義務が規定されているため、これらは第21条3項の場合にも適用があるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、「この場合において生じる損害、損失又は費用」は何を指すか、その具体的内容をお示しください。	原文のとおりとします。第95条3項、第98条3項の本項への適用は、ご理解のとおりです。「この場合において生じる損害、損失又は費用」は、不可抗力の内容及びその時点の事業の状況により生じる損害、損失又は費用ですので、現時点で具体的にお示しすることは難しいと考えます。
430	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条	4					平成22年9月21日公表の「入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)」についてNo.430では、第22条第4項を削除するとの回答があり、本回答から「台風及び風水害」は不可抗力に含まれる理解しました。しかし、同質問回答No.674にて、「・・・それ以上を「不可抗力」とします。」とあり、この場合「旭町浄水場創設以来最大規模までの台風及び風水害」は不可抗力に含まれないと史料します。再度どちらの趣旨が正しいかご教示下さい。	「台風及び風水害」は不可抗力には含めないものとし、第1回回答674を変更し、「原水水质(濁度)引渡条件を超えるもの」とします。なお原水水质引渡条件を以下のとおり変更します。 旭町浄水場原水濁度： (旧) 20→(新) 200 清水沢浄水場原水濁度： (旧) 200→(新) 400
431	事業契約書(案)	8	不可抗力による措置	第2章	第22条	2					不可抗力の場合は、第三者に生じた損害を賠償する責任は、甲にも乙にもないため、本条項が適用される場面はないと考えております。よって、当該条項を削除いただけるよう、お願いいたします。 仮に削除いただけない場合は、もし甲が将来的に、本条項に該当すると判断して第三者に賠償金等の支払いを行うような場合には、事前に乙と協議いただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段：原文のとおりとします。 後段：ご理解のとおり。
432	事業契約書(案)	8	不可抗力による措置	第2章	第23条	2					「対象施設」について、別紙1に定義されておきませんので、定義していただくか、対象を明示していただくようお願いいたします。以下の条項についても同じです。	条項を追加します。また対象施設は回答202を参照ください。
433	事業契約書(案)	8	不可抗力による措置	第2章	第23条	2					不可抗力の場合は、第三者に生じた損害を賠償する責任は、甲にも乙にもないため、本条項が適用される場面はないと考えております。よって、当該条項を削除いただけるよう、お願いいたします。 仮に削除いただけない場合は、もし甲が将来的に、本条項に該当すると判断して第三者に賠償金等の支払いを行うような場合には、事前に乙と協議いただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段：原文のとおりとします。 後段：ご理解のとおり。
434	事業契約書(案)	9	成果物及び新設対象施設の利用及び著作権	第2章	第26条	5					「事前の甲の書面による承諾は、この限りではない。」と規定されていますが、合理的な理由のない限り承諾いただけるという理解で、宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
435	事業契約書(案)	9	成果物及び新設対象施設の利用及び著作権	第2章	第26条	5	(1)				事業者が、新設対象施設を建設等したこと自体を公表することはビジネス上通常のことであり、また貴市にとっても問題ないと思われれます。よって、公表に事前承諾を要する「内容」を、具体的に教示下さい。	基本契約書(案)改定版 第26条5(1)～(3)をいいます。
436	事業契約書(案)	9	用地の使用等	第2章	第28条	2					「無償使用可能用地」は別紙1の定義によれば「甲の所有する事業場所の土地」であり、このうち乙が使用していない部分についても乙が善管注意義務を負うことはできないため、本条項は、前項に基づき乙が甲から使用の許可を得た部分と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
437	事業契約書(案)	10	監視員	第2章	第30条	4					監視員が置かれたことを乙が認識する必要があり、また、第1項、第3項によれば監視員が置かれたことやその権限が乙に通知されるまでに最長で14日かかるため、本条項は、甲が監視員を置いたこと(及び複数いる場合はその権限)が乙に通知された場合に適用されると理解いたしました。ご確認下さい。	「14日」は削除しました。 本条項の適用はご理解のとおり。
438	事業契約書(案)	11	関係者協議会	第2章	第34条						関係者協議会につきまして、協議会の組織、会員構成、権限、運営等についての記載がありませんが、現時点で想定されている項目がありましたらご教授下さい。 また、関係者協議会を開催するにあたっての費用につきましては甲・乙どちらが負担するのでしょうか。 可能であれば一回当たりの開催費用をご教示下さい。	事業者提案とします。
439	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財に関する費用負担	第3章	第36条	2					第35条4項で地中埋設物に起因して発生する増加費用の負担につき規定されていますが、別紙1「定義」によれば「地中埋設物」は「埋蔵文化財」を含んでいるため、第35条4項と第36条との適用関係をお示し下さい。 また、「また、甲はかかる本発掘調査の実施により」は、「また、甲はかかる本発掘調査の実施により」の誤記と考えますが、ご確認下さい。 また、「本発掘調査」に限らず、埋蔵文化財調査は乙の意思・努力のみでコントロールしたり終了させられるものではないと理解しております。 従って、「また」以降の第二文は、埋蔵文化財の調査一般につき、乙との協議の上引渡日の変更ができるように、修正をお願いいたします。	前段：地中埋設物の定義から埋蔵文化財を削除します。 中段：ご理解のとおり。 後段：原文のとおりとします。
440	事業契約書(案)	14	業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	第3章	第41条 第42条						事業者提案書は乙が作成して甲に提出した書類であることから(別紙1「定義」参照。)、業務要求水準書を変更する必要・事態は想定されても、事業者提案を変更する必要・事態は想定されないと考えられ、一般的にもそのような考えられていると理解しておりますし、他のPFI事業契約でも事業者提案の変更の規定は置いていないと思いますので、事業契約(案)の改訂版で「事業者提案」と追加された箇所を削除いただくよう、お願いいたします。仮に削除されない場合は、「事業者提案」を変更する必要がある場合としてどのような場合が想定されるか、ご教示下さい。	原文のとおりとします。 原稿する必要が想定される場合は、要求水準を変更した後、提案内容が要求水準を下回り不合理となる場合などの最悪のケースを想定しております。
441	事業契約書(案)	15	業務要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	第3章	第42条						「業務要求水準書」とありますが「業務要求水準書」のことと理解いたします。また、「甲の責めに帰すべき事由の事由」は、「甲の責めに帰すべき事由」とされるべきものと理解いたします。	ご理解のとおり。訂正します。
442	事業契約書(案)	22	対象施設の引渡し	第3章	第62条	2					「乙の対象施設の完成通知書を交付した日」は、「前条第1項に基づいて甲が乙に対して完成通知書を交付した日」を意味すると理解しましたが、ご確認下さい。 また、「交付した日から3カ月以内」に引渡しとされていますが、甲乙協議によりこれより後に引渡日を設けることも可能である旨ご確認下さい。	前段：ご理解のとおり。 後段：ご理解のとおりですが、平成27年3月31日を超えないものとします。
443	事業契約書(案)	23	対象施設の引渡し	第3章	第67条	1					「新設施設」及び「既存施設」について、別紙1に定義されておられませんので、定義していただくか、対象を明示していただくようお願いいたします。	新設施設：回答202を参照ください。 既存施設：回答193を参照ください。
444	事業契約書(案)	24	性能保証等	第4章	第70条	1					「業務要求水準書に定める原水に関する条件」は、業務要求水準書別紙29「原水水质引き渡し条件」の記載内容と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
445	事業契約書(案)	24	性能保証等	第4章	第70条	4					「業務要求水準書に定める条件」は、業務要求水準書別紙29「原水水质引き渡し条件」の記載内容と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
446	事業契約書(案) (改訂版)	24	水道法に基づく 第三者委託	第68条	7						『～受託水道技術管理者は、現場業務責任者と兼ねることができる』とありますが、第1回質問回答No.525において『現場業務責任者は水道業務技術管理者を兼ねることができない』との回答です。事業契約書が正しいのでしょうか。	ご理解のとおり。なお、回答101を参照ください。
447	事業契約書(案)	24	災害・事故対 策業務	第69条							事業契約書(案)別紙1定義5にて「事故・緊急時対応業務」とされましたので、本条のタイトルも同様に修正願います。	訂正します。
448	事業契約書(案)	25	業務要求水準 書又は事業者 提案の変更、 業務要求水準 書又は事業者 提案の変更 に伴う増加費用 の負担	第4章	第75条 第76条						事業者提案書は乙が作成して甲に提出した書類であることから(別紙1「定義」参照。)、業務要求水準書を変更する必要・事態は想定されても、事業者提案を変更する必要・事態は想定されないと考えられ、一般的にもそのような考えられていると理解しておりますし、他のPFI事業契約でも事業者提案の変更の規定は置いていないと思いますので、事業契約(案)の改訂版で「又は事業者提案」と追加された箇所を削除いただくよう、お願いいたします。仮に削除されない場合は、「事業者提案」を変更する必要がある場合としてどのような場合が想定されるか、ご教示下さい。	回答440の内容を参照ください。
449	事業契約書(案)	25	業務要求水準 書の変更に伴 う費用負担	第4章	第76条	1					第75条第1項に基づき維持管理業務に係る条件が変更された場合は、それが本条第2号、第3号、第4号に該当しない場合は、甲の希望による変更として第1号が適用されると理解しましたが、ご確認ください。	「甲の希望」ではなく、必要があるために適用されるものと考えます。
450	事業契約書(案)	25	業務要求水準 書の変更に伴 う費用負担	第4章	第76条	1	2				入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)N.539で、「乙の提案内容を盛り込むことによる費用の増加」が「当該業務要求水準書の変更が乙の責めに帰すべき事由」に該当することですが、第11条4項により、事業者提案書の提案内容が業務要求水準書を上回る場合以外は業務要求水準書がそのまま適用され、また、上回る場合にのみ事業者提案書が優先しますが、この場合も業務要求水準書を書き換える必要はないことから、乙の提案内容を業務水準書に盛り込む必要があるという事態を想定できないと考えます。現状では、第2号に該当する事由は想定されていないという理解で宜しいでしょうか。	回答440を参照ください。
451	事業契約書(案) (改訂版)	28	施設整備費及 びこれにかかる 支払利息の 支払	82条	1、2						施設整備費の後に「開業費及び金融手数料を含む」の追加をお願いします。9月24日改訂版事業契約書(案)別紙1定義51.施設整備費とはの後に、除外するものとして括弧書きで「開業費及び金融手数料」が挿入されましたので本条への追加が必要と考えます。本条に両項目の追加規定がないと、当該項目が支払われないことになってしまいます。	別紙1. 定義51を訂正します。 併せて回答106を参照ください。
452	非公表											
453	事業契約書(案)	28	甲の解除権	第7章	第84条	1	(8)				維持管理段階においては、本号に基づく解除の具体的手続きとしては、別紙7「維持管理業務に関するモニタリング及び改善要求措置等」の2(8)によるという理解で宜しいでしょうか。	緊急解除も想定しているので原文のとおりとし、別紙7. 2(8)の規程は準用しません。
454	事業契約書(案)	29	乙の解除権	第7章	第85条						サービス対価の支払が遅延した場合は、特に甲の財務状況も勘案すると、乙としては本事業を続行することはできないと判断するのが一般的かつ合理的と考えます。よって、サービス対価の支払いが遅延した場合も、本条の「その違反によって本契約の履行が不可能となったとき」に該当することをご確認ください。	ご理解のとおり。
455	事業契約書(案)	30	違約金	87条	2						引渡し以降の違約金算定(維持管理費の残額の10%)の根拠に付き再度ご教示ください。通常案件(維持管理費の年額の10%程度)と比較して保険付保若しくは現金保有のいずれにしても事業費のコスト増の要因になります(このコストは入札価格に転嫁されます。)ので、ご再考をお願いします。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
456	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	第7章	第89条	5					括弧内の「甲の責めに帰すべき事由に起因する場合」は、既に乙は新設対象施設を甲に引き渡し、その後甲がどのような維持管理・運転をしていたかについては情報・資料がないことから、乙としては甲の責めに帰すべき事由に起因するかどうかの検討をすることは不可能です。よって、甲は、乙から甲への引渡し後の維持管理・運転のデータ等を乙が合理的に要求する範囲で乙に開示し、原因解明に協力していただけないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
457	事業契約書(案) (改訂版)	30	違約金	第87条	2						『乙は、引渡し以降に第84条第1項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残額の100分の10に相当する額を違約金として甲から契約解除の通知を受けた後直ちに甲へ支払わなければならない。』とあり、第1回質問回答No.549『原文のとおりとします』とありますが、再度年間維持管理費の100分の10程度とすることをお願いします。	変更する予定はありません。
458	事業契約書	30	違約金	第87条	2						質問の回答No.554に第87条第2項を削除する旨回答されておりますが、削除されておりません。	事業契約書(案)改訂版第87条第3項にある「及び第2項」を削除しております。
459	事業契約書(案)	31	事業期間の終了時における乙の責務	第7章	第90条	2					括弧内の「甲の責めに帰すべき事由に起因する場合」は、既に乙は新設対象施設を甲に引き渡し、その後甲がどのような維持管理・運転をしていたかについては情報・資料がないことから、乙としては、甲の責めに帰すべき事由に起因するかどうかの検討をすることは極めて困難です。よって、甲は、乙から甲への引渡し後の維持管理・運転のデータ等を乙が合理的に要求する範囲で乙に開示し、原因解明に協力していただけないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
460	事業契約書(案)	33	乙の帰責事由による契約解除の効力	93条	3	(3)					第1回質問回答No.572からは、事業者が負担する額は、出来高部分の残金10%と違約金(施設整備費相当の10%、損害賠償額は除く)の2つと読み取れます。契約保証金を充当したとしても、残る部分が生じ、事業者に課されるペナルティとしては、他案件に見られないほど過大な金額と考えます。最終的には、これらをヘッジするために余分なコストが生じ、これは全て入札金額に転嫁されることとなりますので、出来高部分は他案件の通例同様100%のお支払として頂くようお願いします。	回答168を参照ください。
461	事業契約書(案)	41	災害・事故対策業務	別紙1	40						事業契約書(案)別紙1定義5にて「事故・緊急時対応業務」とされましたので、本項の用語も同様に修正願います。	訂正します。
462	事業契約書(案)	46	不可抗力による費用分担	別紙4	3	(1) (2)					「工事期間中に発生した不可抗力」と「維持管理期間中に発生した不可抗力」に分類されていますが、本件では工事期間と維持管理期間が重複しますので、適用関係につきご教示下さい。	重複する期間は各業務毎に適用します。
463	事業契約書	48	整備割賦払金	別紙5	1	(3)	ア				回答640に関する再質問です。「現在の考え方は～」、「その考え方は～」と回答にありますが、将来に亘って「考え方が変更となることはない」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。併せて回答25及び57を参照ください。
464	事業契約書(案)	48	建設一時払金の支払	別紙5	1	(2)	1)				「建設一時支払金は、甲が国庫補助金等及び起債等により調達し、建設終了後、施設の受け渡しの後、乙へ支払われる」とありますが、業務要求水準書p.9,第2編,1,(2)のうち、具体的にどの対象施設及び業務範囲が建設一時支払金の対象となりますか。	事業契約書(案)第2回改訂版別紙5.1(1)2)に示します。
465	事業契約書(案)	48	建設一時払金の支払	別紙5	1	(2)	1)				入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)のNo.633に「補助対象事業費は全額が建設一時払い金となります」とあり、業務要求水準書の第2編2.2-4工事業務における①の旭町浄水場は全て補助対象事業(建設一時払い金の対象)になると想定されますが、①旭町浄水場キ浄水棟における既設浄水池改修、既設浄水場解体撤去、管理橋工事も、補助対象事業(建設一時払い金の対象)となるのでしょうか。	ご質問の3工事は補助対象とはなりません。建設一時払い金の対象となります。工事に係る仮設橋は補助対象となります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
466	事業契約書(案)	48	建設一時払金の支払	別紙5	1	(2)	1)				入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)のNo.633に「補助対象事業費は全額が建設一時払い金となります」とあります。補助対象事業外として業務要求水準書の第2編2.2-4工事業務における②の旭町浄水場場外施設、④の清水沢場外施設が想定されますが、これらについては、整備割賦払い金の対象となるのでしょうか。	一時払い金の対象となります。
467	事業契約書(案)	48	整備割賦払金の支払	別紙5	1	(2)	2)				平成22年9月21日公表の「入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)について」No.630にて、「事前に417によるスケジュールに沿って事業を行えば、支払いされる可能性があります」とありますが、この場合、整備割賦払金の支払開始日も1年間前倒しで支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	第1回回答638に付け加えて説明しますと、建設一時払い金及び整備割賦払金は施設完成移転登記後にお支払いする予定です。現段階では回答116にお示しした予定としております。一時金等支払いのスケジュール関連を別紙資料50に示します。
468	事業契約書(案)	49	サービス対価の支払方法	別紙5	1	(2)	1)		(ク)		サービス対価の支払方法1(2)1(ク)の建中金利とは事業者(SPC)が金融機関から借入した額にかかわる利息との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
469	事業契約書(案)	49	建設一次払金の支払	別紙5	2	(1)					「(1)建設一次払金」とは建設一時払金のことでしょうか。	ご理解のとおり。訂正します。
470	事業契約書(案)	49	建設一時払金の支払	別紙5	2	(1)					「甲による本施設の竣工に係る検査が完了した場合、・・・」とありますが、ここでいう竣工に係る検査とは、事業契約書(案)第61条に定めてある「完成検査」を意味するのでしょうか。	ご理解のとおり。
471	事業契約書(案)	49	建設一時払金の支払	別紙5	2	(1)					「・・・建設終了後、甲による本施設の竣工に係る検査が終了した場合、乙は速やかに甲へ請求書を提出する。」とありますが、事業契約書(案)第61条及び第62条では、甲による完成検査及び完成通知書の交付がされた後、新設対象施設の引渡しが行われるとあります。この場合、乙による施設の引渡しが行われる前でも完成検査が終了していれば甲への支払請求が可能との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第2回改定版 第8条第2項を参照ください。
472	事業契約書(案)	49	建設一時払金の支払	別紙5	2	(1)					平成22年9月21日公表の「入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)について」No.645にて、建設一時金の「支払いは国庫補助金及び起債借入金調達後となります。」とありますが、 ①スケジュール通りH27年3月に完成検査を終えた場合、入金月は何月頃を想定されていますか。 ②この場合、整備割賦払金の支払開始月は翌四半期報告後の7月からでしょうか。 ③何らかの理由により入金が遅延した場合でも、整備割賦払金の支払開始日には影響しないという理解でよろしいでしょうか。	①H26年度施設完成、H27年4月供用開始、回答116に示した支払いの予定です。 ②整備割賦払金の支払は、事業契約書(案)第2回改定版 別紙5を参照ください。 ③ご理解のとおり。
473	事業契約書(案)	50	修繕費	別紙5	2	(3)		イ			平成22年9月21日公表の「入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)について」No.660にて、事業期間中における長期修繕計画の見直しについて、「乙の提案を持って甲乙協議とします。」とありますが、突発的な補修及び故障に伴う事後保全としての修繕を実施した場合についても、甲乙協議に基づき、対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。甲乙協議の上、対応するものとします。
474	事業契約書(案)	54	サービス対価の変更	別紙6	5						別紙3では「法人の利益に関する税制……の変更又は新設の場合」は乙が100%リスク負担するとされており、リスク負担の趣旨からすれば、どのように変更されても、利益・不利益を問わず乙が負担するものと考えられること、および、5(1)で「法人の利益に関する税制」が除外されていることとのバランス・公平性から、5(2)、(3)においても「法人の利益に関する税制」の減免の場合は除外されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
475	事業契約書（案）	55	サービス対価 の変更方法	別紙6	6	(2)					サービス対価の変更において、想定外の変化が発生した場合に協議を行い、合意に至らない場合には市の決定に従うとの記載がありますが、想定外の変化における一方的な決定を受け入れるのは事業者にとっては過大な事業リスクとなります。本条項の後段部分の削除、あるいはリスク負担の基準・方法については別途取り決めるなどの措置を講じて頂きたい。	甲は合理的な変更案を示すものとします。 原文のとおりとします。
476	事業契約書（案）	57	維持管理業務 に関するモニ タリング及び 改善要求措置 等	別紙7	3						3においては全般的に「サービス対価」の減額等と記載されていますが、事業契約第83条第4項によれば施設整備費及び支払利息は減額の対象としないということであるため、これは「維持管理費」の減額等の意味と理解してよいと考えますが、ご確認ください。	ご理解のとおり。
477	事業契約書（案）	57	サービス対価 の減額等	別紙7	3	(3)					(3) サービスの対価の減額又は留保では、「・・・サービスのうち修繕費を除く維持管理費を減額するか又は・・・」とありますが、実施方針に関する質問への回答の公表について（平成22年8月9日公表）No. 87では「施設整備費も減額の対象となる」との記載があります。 ①改めて質問しますが、施設整備費も減額の対象となるのでしょうか。 ②施設整備費が減額の対象となる場合、どのような割合で減額がなされるのでしょうか。	施設整備費は減額の対象となりませんので、ご配慮ください。第1回答87を訂正します。
478	事業契約書（案）	58	維持管理業務 に関するモニ タリング及び 改善要求措置 等	別紙7	3	(4)					「明らかに乙の責めに帰さない事由による場合は、減額ポイントを計上しない」と規定されていますが、事業契約第83条4項によれば、そもそも別紙7が適用されて維持管理費が減額されるのは「乙の責めに帰すべき事由により維持管理業務が業務要求水準書を達成していない場合」であるため、別紙7の3(4)は「明らかに乙の責めに帰さない事由による場合」以外には減額ポイントが計上されるのではなく、「乙の責めに帰すべき事由による場合」に減額ポイントが計上されるという意味と考えますが、ご確認ください。	ご理解のとおり。
479	事業契約書（案）	58	維持管理業務 に関するモニ タリング及び 改善要求措置 等	別紙7	3	(5)					乙は本件の事業以外の事業を禁止されたSPCであるため、本件事業を離れて「夕張市水道事業又は夕張市民」に「多大な」貢献をすることは、考えられないように思われます。どのような事態を想定されているのか、目安として具体例をご教示下さい。	電気代・薬品代・ユーティリティ費用の削減等を想定します。添付資料（4）に地域貢献度に関する記載がありますので参照ください。
480	03事業契約書（案） （改訂版）	02	本契約の期間	第6条							本契約の効力は締結日から生じ、本契約に基づく設計・建設期間及び運営・維持管理期間は、入札説明書（改訂版）の3頁に示されるとおり何れも平成23年4月から、との理解でよろしいでしょうか。	現在の第3者委託は委託終了後、引き継ぎを行うこととなっておりますのでご理解のとおり。回答137も併せて参照ください。
481	03事業契約書（案） （改訂版）	03	履行保証	第10条		(1)					「施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）」とありますが、別紙1の50で定義される「施設整備費」と同義でしょうか。混乱を避けるため、契約保証金算定の基準となる金額について、明確な定義付けを御願い致します。	施設整備費の定義を訂正します。 訂正後は同義となります。
482	03事業契約書（案） （改訂版）	03	履行保証	第10条		(1)					契約保証金の額は施設整備費の10%の金額を事業契約締結時に納付する（履行保証保険契約の付保で免除）との事ですが、本件はPFI/BTO事業方式ですので市との契約は事業契約となります。事業契約締結時点では施設整備費はSPCから切り分けられて請負契約は出来ていないのが一般的です。事業契約を締結し、その内容を事業者間で合意する書類が請負契約書となります物理的に不可能と考えますので同時に納付を「速やかに」とすることを再考願います。関連質問381	契約保証金の額は提案時の施設整備費の10%となります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
483	03事業契約書(案) (改訂版)	03	規定の適用順位	第11条							公示された入札説明書等の資料での優先順位をお伺いしました(関連質問376)が、事業契約書に示すとおりとの回答ですが、質問回答に対する記述がありませんでした。優先順位はその入札説明書等に関する質問回答も付帯する順位と理解するのでしょうか、ご教示ください。	回答411を参照ください。
484	03事業契約書(案) (改訂版)	03	遅延利息	第9条							平成22年2月24日財務省告示第60号による遅延利息である胸の回答を頂きました。本契約の期間(第6条)は平成43年3月31日までの期間ですので、財務省告示が変更した場合の取扱について、ご教示ください。また、適用するタイミングは発生時でしょうか、終了時でしょうか、それとも別のお考えでしょうか。関連質問379	原文のとおりとします。
485	03事業契約書(案) (改訂版)	05	乙の資金調達等	第15条	3						「補助金の支給が確定・・・施設整備の支払義務を免れる」とありますが、入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)No.398では「交付予定年度の前年に提出する国庫補助要望書に対する補助金内示があった時点」が「確定」であり、同No.645では「国庫補助金及び起債借入金調達後」に建設一時金が支払われる建付けとなっており、確定と支払には相当期間が有るものと思料致します。確定から支払までの間に、乙の帰責以外の事由によって補助金額が変更されても建設一時金の支払額に変更は無い、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。回答472を併せて参照ください。
486	03事業契約書(案) (改訂版)	05	乙の資金調達	第15条	3項						国庫補助金の支給の確定とは、交付予定年度の前年に提出する国庫補助金要望書に対する補助金内示があった時点との回答(関連質問398)ですが、具体的な年度をお示しください。また、補助金申請での申請額の算定根拠の基準資料もお示しください。	水道の国庫補助金は、H26年度末に北海道の総額が確定し、遅くともH27年度末(H28.3)に支払予定となります。国庫補助要綱を別途提示します。市で閲覧願います。
487	03事業契約書(案) (改訂版)	05	乙の資金調達	第15条	4項						関連質問395で10%に対する減額の手続きは、建設一時払い金若しくは整備割賦金から減額との回答を頂きました。本件は金融機関から資金調達を一部行って施設整備を行うことが前提です。金融機関が融資を行う前提として自己資本金額の充実が求められます事から整備割賦代金からの減額は再考願います。	回答141を参照ください。
488	03事業契約書(案) (改訂版)	05	財務書類の提出	第16条	1						「事業期間中の各事業年度」とありますが、第1回目の提出は平成23年度分としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
489	03事業契約書(案) (改訂版)	06	財務状況の報告	第16条	2項						一般的に財務書類は年度で作成し年度決算を行うのが会社法で求められています。半期毎に作成し甲に提出する目的をお示しください。また、甲が要求した時は、その財務状況を甲に報告するとの事ですが、財務状況はサービス対価と割賦返済と維持管理委託費から構成され、変動する要素は極小です。にも拘らず甲が要求する要件はどのような状況となった場合かお示しください。	「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について - (H15.6.23民間資金等活用事業推進委員会)」の規程より、年2回の報告を求めるものです。
490	03事業契約書(案) (改訂版)	06	設計・工事期間の保険	第17条	1項						関連質問回答415で保険の付保は事業者提案となっています。保険の中に保証事業会社による保証の引受も提案として受け入れられるのでしょうかお示しください。	本事業では前払い金の設定がありませんので、前払金保証特約として附される建設業保証会社による保証はありません。
491	03事業契約書(案) (改訂版)	06	設計・工事期間の保険の規定	第17条	2項	(1)					別紙2に規定された種類及び内容の保険を同項で規定された日までに付保との記述がありますが、別紙2は事業者提案となっています。規定について、どの条項を指しているかご教示願います。	選定された事業者に対して市が指示します。
492	03事業契約書(案) (改訂版)	06	維持管理期間の保険	第18条	1項						別紙2に規定された種類及び内容の各保険を付保との記述がありますが、別紙2は事業者提案となっています。規定について、どの条項を指しているかご教示願います。	選定された事業者に対して市が指示します。
493	03事業契約書(案) (改訂版)	07	許認可の取得	第20条	1項						一切の許認可には水道事業の変更の許認可取得は、事業計画書や工事設計書が求められています。乙が自らの責任及び費用負担で取得する範囲ではないと考えます。PFIのBTO事業方式である以上施設の所有者は市となる事から確認の為、ご教示願います。	ご理解のとおり。水道事業の変更届出は現時点では事業期間中は想定しておりません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
494	03事業契約書(案) (改訂版)	07	法令等の変更による措置	第21条	6						「協議開始の日から60日(閉庁日を含む)」となっておりますが、年末年始等を踏まえて乙側に不利とならないよう、実質協議可能な”閉庁日を含まない60日間”として戴きたく御願い申し上げます。	原文のとおりとします。
495	03事業契約書(案) (改訂版)	08	第三者に対する損害	第23条	1項						通常避けることが出来ない騒音、振動等で第三者に損害が発生した場合の賠償義務が乙となっておりますが、本事業は市が行う事業と認識していません。事業そのものに起因するリスクを市が負わないとする根拠をお示してください(関連質問429)。	「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について - (H15.6.23民間資金等活用事業推進委員会)」p-48に準じた考え方です。
496	03事業契約書(案) (改訂版)	08	対象設備	第2章	第22条	2					対象施設とは、別紙1定義の66「新設対象施設」と理解してよろしいでしょうか。以下の条項も同様に理解してよろしいでしょうか。	回答108を参照ください。
497	03事業契約書(案) (改訂版)	10	用地の使用等	第28条	1項						関連質問451で清水沢で使用する無償使用用地には国有地が存在する。その回答は許可権者と協議するとの事ですが、国有地を所管する窓口との事前協議記録の公表をお示しください。	今後協議を行います。
498	03事業契約書(案) (改訂版)	11	乙の総括代理人	第31条	1						「甲の承認を受け」とありますが、甲は合理的な理由がある場合を除き承認する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
499	03事業契約書(案) (改訂版)	11	乙の総括代理人	第31条	3						「甲の了解を得」とありますが、甲は合理的な理由がある場合を除き了解する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
500	03事業契約書(案) (改訂版)	13	事前調査企業	第37条							条文からは、乙が「事前調査企業」に対して直接業務を委託又は請負わせるものと推察致しますが、「事前調査企業」とは構成員又は協力企業であることを要するのでしょうか。その場合には入札時点で「事前調査企業を」明示する必要がある、との理解でよろしいでしょうか。	事前調査企業の明示は必要ありません。
501	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	1						対価内訳を「本契約の締結後14日以内」と「基本設計の完了後」の2回提出するのでしょうか。別紙6に規定される「サービス対価の変更」以外では契約金額が変更されない(入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No. 471)ことから、当該業務の必要性が理解できません。	ご理解のとおり。工事内容確認のため、基本設計終了時に再度対価内訳を提出いただきます。事業契約書(案)第40条に示すとおり、対価内訳は提案時・基本設計終了時・詳細設計終了時の計3回の提出となります。
502	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	1						本条文に関する質問回答(入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3) No. 472)では、対価内訳提出の意図として「入札時の提案について、詳細設計の内訳を求めるもの」との御回答が示されており、この趣旨に則れば、対価内訳の提出は”詳細設計の完了後”の1回でよろしいかと存じますが如何でしょうか。	第1回回答472は「詳細設計」を「できるだけ詳細な内訳」と変更します。対価内訳の提出回数は回答501により、3回となります。
503	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	1						「別紙5に記載する・・・規定に基づき」とありますが、別紙5には当該業務(内訳の作成及び提出)に関する規定が見当たりません。別紙5の該当項目を御教示願います。	別紙5は事業契約第40条を補足するものであり、必要事項は全て第40条に示します。
504	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	1						「甲の了解を得」とありますが、甲は合理的な理由がある場合を除き了解する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
505	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	3						「甲の了解を得」とありますが、甲は合理的な理由がある場合を除き了解する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
506	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	3						「乙との間で契約金額の変更を行う」とありますが、当該変更には議会の承認等は不要と考えてよろしいでしょうか。また議会承認等の要否にかかわらず、貴市の「了解」を得た金額変更後のサービス対価は貴市の責任にて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	債務負担行為の議決額を超えた場合は議会の承認が必要となります。併せて回答25と57を参照ください。
507	03事業契約書(案) (改訂版)	14	対価内訳の提出	第40条	1項						関連質問471で事業者が基本設計の完了後に施設整備費、支払利息、維持管理費の内訳を再度作成し市に提出する事は、入札書類の差し替え変更に該当する恐れもあり、事業者としては入札の公平性の観点やコンプライアンスの観点からも問題ある行動は行わないとしています(PFIで事業者が関与して入札書類の差し替えを行った事例をお示しください)。また、補助申請書は乙の範囲ではないとの理解から甲若しくは甲の委託を受けたADが行う業務と理解しています。再考願います。	前段：提案時と基本設計時のそれぞれで示された対価内訳に差異が生じることを想定するので提出を求めるものです。 後段：補助申請書作成業務は全て乙の範囲とします。
508	03事業契約書(案) (改訂版)	14	基準金利の確定	第40条	3項						別紙5に記載する基準金利の確定に合わせて、内訳の支払利息を再計算し、～略～サービスの対価を変更しとありますが、サービス対価の変更は別紙6の2に記載されていますので、あえて煩雑な条項は不要と考えますが、如何でしょうか	原文のとおりとします。
509	03事業契約書(案) (改訂版)	15	業務要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	第41条	3						「協議開始の日から60日(閉庁日を含む)」となっておりますが、年末年始等を踏まえて乙側に不利とならないよう、実質協議可能な”閉庁日を含まない60日間”として戴きたく御願い申し上げます。	原文のとおりとします。
510	03事業契約書(案) (改訂版)	15	業務要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	第42条	3						「協議開始の日から30日(閉庁日を含む)」となっておりますが、年末年始等を踏まえて乙側に不利とならないよう、実質協議可能な”閉庁日を含まない30日間”として戴きたく御願い申し上げます。また、他の条文(第21条6項、第41条3項)では協議期間が60日となっておりますが、本条分で30日とされている合理的な説明を御願い致します。	前段：原文のとおりとします。 後段：協議内容を勘案し、日数を設定したものです。
511	03事業契約書(案) (改訂版)	15	施設整備費の増額	第42条	3項						甲は、施設整備費の増額又は費用の負担額の変更をすることが出来る。変更内容を甲と乙は協議して定めるが、30日以内に協議が整わない場合は、甲が定めとなっております。本内容は事業契約が締結される前若しくは金融機関から融資契約の締結がなされる前との理解で宜しいでしょうか。それ以降であれば、一括でその増額分の差額を甲が支払うとの理解で宜しいでしょうか、それとも第85条に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	本条項は、事業契約後、設計段階及び建設段階想定したものです。「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について - (H15.6.23民間資金等活用事業推進委員会)」p-26～に準じた考え方です。したがって事業契約書(案)第85条の要件には該当しません。 建設一時払い金に当該増額分を含めます。
512	03事業契約書(案) (改訂版)	16	近隣対策等	第3節	第46条	3					第46条3にて、前項に定める以外の住民要望活動・訴訟に起因する増加費用は全額乙が負担するものとされていますが、現状にて住民等の要望・訴訟はないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおり。
513	03事業契約書(案) (改訂版)	17	工期の変更	第48条							「甲は・・・工期の変更(工期の短縮を含む。以下同じ。)を請求することができる。」とありますが、工期短縮の請求は合理的理由に基づく場合に限られ、かつ短縮される期間は客観的に実現可能なものとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおり。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
514	03事業契約書(案) (改訂版)	17	工期の短縮	第48条	1項						工期変更と工期短縮を甲は乙に対して請求する事が出来るとなっています。仮に工期短縮となった場合での施設整備費の支払い方法について、ご教示ください。	請求に応じて支払う予定とします。
515	03事業契約書(案) (改訂版)	18	環境汚染物質	第52条							入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)No.486で「開示するものではありません。」とされていることから、ただし書きは不要と思量致します。混乱を排除するため、ただし書きの削除を御願致します。	原文のとおりとします。
516	03事業契約書(案) (改訂版)	22	対象施設の引渡し	第62条	1						「維持管理業務を実施可能な体性にあることを確認」とありますが、確認方法について具体的にご教示願います。	甲の検査基準に基づき、検査を行います。
517	03事業契約書(案) (改訂版)	22	対象施設の引渡し	第62条	1項						甲は乙から対象施設の引渡しを受けたときは、目的物引渡書を乙に交付するとの事ですが、この時点で甲は乙に対して完工一括支払いを行なう手続きとなるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおり。
518	03事業契約書(案) (改訂版)	22	対象施設の引渡し	第62条	2項						乙が原始取得していた対象施設の所有権を甲が取得する。完成通知書を交付した日から3ヶ月以内に行うとは、3ヶ月間は誰の所有で誰が運転するのでしょうか。どうして3ヶ月を必要とするのでしょうか、不動産取得税は乙の負担では無いことを再度確認させていただきます。	関連質問もあることから、引渡時のスケジュールを別紙資料に示します。不動産取得税は発生しないと考えますが、発生する場合は乙の負担とします。
519	03事業契約書(案) (改訂版)	22	部分使用	第63条	2項						対象施設の引渡し前に乙の承諾を得て部分使用が出来るとの事ですが、出来高での支払が存在していない場合、所有権の移転は無いとの理解でしょうか、また、本施設の部分使用部の瑕疵担保開始日はどうなるのでしょうか。所有者は甲ですか乙ですか、乙とした場合の施設に掛かる租税は非課税との理解で宜しいでしょうか。お示しください	前段：ご理解のとおり。 後段：瑕疵担保責任開始日は部分仕様開始日とします。 この段階の所有者は乙とし、乙とした場合の租税は発生しないと考えます。
520	03事業契約書(案) (改訂版)	22	引渡しの遅延	第64条	2						入札説明書等に関する質問への第1回回答(その3)No.504の御回答とは異なる修正と見受けられます。修正の意図を御教示願います。	事業契約書(案)改訂版を精査した結果、本文のとおり訂正します。
521	03事業契約書(案) (改訂版)	26	業務要求水準書又は事業者提案書の変更に伴う増加費用の負担	第75条	1						「協議開始の日から60日(閉庁日を含む)」となっておりますが、年末年始等を踏まえて乙側に不利とならないよう、実質協議可能な”閉庁日を含まない60日間”として戴きたく御願ひ申し上げます。	原文のとおりとします。
522	03事業契約書(案) (改訂版)	26	部分使用	第75条	2項						乙の発案において、業務要求水準書又は事業者提案を変更できる時期は事業期間と理解すれば宜しいでしょうか、お示しください。	ご理解のとおり。
523	03事業契約書(案) (改訂版)	28	施設整備費の増加	第82条	2項						甲の責めで当該増加費用を甲が負担する場合の支払について、甲乙協議して決まっておりますが、支払は甲が一括して支払うことを前提とした協議と理解します。PFI/BTO事業方式での金額増加は融資契約に及ぼす内容であることをご配慮頂きたく確認とします。	ご理解のとおり。
524	03事業契約書(案) (改訂版)	29	損額賠償額	第83条	4項						減額された維持管理費以上の金額の損害賠償請求を妨げるものではないとのことですが、どのような重過失を想定されているのでしょうか、軽過失であれば減額のみとの理解で宜しいでしょうか、お示しください	現時点では想定しているものではありません。
525	03事業契約書(案) (改訂版)	29	甲の解除権	第84条	2項						甲が政策変更等の理由で本事業を解除できるとの事ですが、政策変更の状況変更は現段階では想定できないとの回答ですが、政策変更を行う場合の根拠関連条例が現に存在するのであれば、ご教示願います。関連質問546	特にありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
526	03事業契約書(案) (改訂版)	30	施設整備費相当額	第7章、 第1節	第87条	1					別紙5に記載する「2(1)建設一時払い金、(2)整備割賦払い金」に係る施設整備費相当額とは、(1)建設一時払い金と(2)ア整備割賦払い金のうち割賦元金の合計額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
527	03事業契約書(案) (改訂版)	30	違約金	第87条	3						第2項(引渡し以降に違約金支払事由が生じた場合)において、履行保証保険契約の保険金を違約金に充当することが認められない合理的な理由(第1項において履行保証保険金の充当が認められる場合との違い)をお示し下さい。	甲は乙に対して維持監理業務に対する履行保証を付することを求めていることが理由です。併せて回答166を参照ください。
528	03事業契約書(案) (改訂版)	30	違約金	第87条	2項						引渡し以降に第84条第1項の規定で解除された場合に違約金の支払を規定していますが、第84条は引き渡し前との理解ですが、本条項はあくまでも引渡し以降と理解しますがお示しください。	ご理解のとおり。
529	03事業契約書(案) (改訂版)	30	違約金	第87条	2項						維持管理費の残金の10%に相当する違約金請求が求められています。実損害額(市にあるかどうか不明)を今後実施する維持管理費用の残金とすることは、事業者にとって過大な要求となります。また、優良な維持管理企業に対する保険の付保も閉ざされます。その意図をご教示ください。	回答166を参照ください。
530	03事業契約書(案) (改訂版)	32	運転管理マニュアル	第7章、 第1節	第89条	6					(以下「運転マニュアル」等と言う。)とありますが、(以下「運転管理マニュアル等」と言う。)ではないでしょうか。	訂正します。
531	03事業契約書(案) (改訂版)	32	事業期間の終了時における乙の責務	第90条	1						「前条(第6項を除く。)の規定は、事業期間終了の場合に準用する。」とありますが、準用されるのは”乙の責務”のみと考えてよろしいでしょうか。また、その場合でも乙の帰責以外の事由に伴う乙の負担は無い、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
532	03事業契約書(案) (改訂版)	32	保全義務	第91条							「第90条第1項」は、事業契約書(案)(改訂版)にて修正されていますが、本条分については修正はなされないのでしょうか。	原文のとおりとします。
533	03事業契約書(案) (改訂版)	33	遺失利益	第93条	4項						乙の帰責事由による契約解除で甲に発生した合理的な費用及び遺失利益が含まれるとの事ですが、現段階で甲が被る遺失利益とは具体的にどの様な拳証を想定されますでしょうかお示しください。	現時点では想定しているものではありません。
534	03事業契約書(案) (改訂版)	36	履践	第99条	1項	(2)					乙による事実の表明保証及び誓約で乙は社内規則上要求されている一切の手続きが履践されていること、とは過去に乙が実践されている事を意味するのでしょうか、事業者(乙が契約者)が将来実施するとの意図でしょうか。お示しください。	S P C の設立から解散までの期間に実践されることです。
535	03事業契約書(案) (改訂版)	37	乙による事実の表明保証及び誓約	第99条	2	(1)					「乙は、受託企業をして、甲との間で締結した基本協定に従わせる。」とありますが、ここでの「基本協定」とは、基本協定書(案)を指すのでしょうか。その場合、基本協定は甲と代表企業及び各構成員との間で締結される契約ですが、乙に当該協定に関する責務が負われるのでしょうか。	ご理解のとおり。
536	03事業契約書(案) (改訂版)	37	乙による事実の表明保証及び誓約	第99条	2	(1)					「乙は、受託企業をして、甲との間で締結した基本協定に従わせる。」とありますが、ここでの「基本協定」とは、基本協定書(案)を指すのでしょうか。その場合、「受託企業」には基本協定の契約当事者とならない者(協力企業)が含まれる場合も有り得ます。かかる場合には、乙は”業務受託企業をして、基本協定に従うよう努める”ことでよろしいでしょうか。	協力会社は基本協定には関わりません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
537	03事業契約書(案) (改訂版)	41	撤去企業	別紙1	35						「撤去企業」の定義を御教示願います。『入札説明書(改訂版)』の応募者の構成等には記載されていないことから、入札時点では明らかにする必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。入札時点で明示する必要が有れば、当該企業の資格要件を併せて御教示願います。	撤去企業及び撤去業務は削除します。
538	事業契約書	48	建設一時払金	別紙5	1	(2)	2)				回答628に関する質問です。「国庫補助金等」又は「起債等」について、北海道、厚生労働省及び総務省と事前相談を行っておられるとのことですが、左記事前相談の結果を踏まえ、貴市として「国庫補助金」又は「起債等」による資金調達を確実に実行されることを示す書面の提供等をご検討いただけませんか。	水道の国庫補助制度、地方債の貸付制度から市として独自に判断しています。
539	事業契約書	48	建設一時払金	別紙5	1	(2)	2)				回答629に関する再質問です。乙(事業者)の帰責事由によることなく、「国庫補助金」又は「起債等」による資金調達が不可能になった場合の甲の支払原資をご教示願います。また、乙(事業者)の帰責事由によらない場合において、上記資金調達ができないことについては、事業者側のリスクとらないと考えますが、ご確認願います。	民間事業者と契約を締結することから、市が責任をもって支払います。
540	事業契約書	48	建設一時払金	別紙5	1	(3)	ア				回答640及び回答673に関連して再質問します。整備割賦払金により支払われる「施設の設計及び建設に関する業務の対価」は、建中金利、開業費、金融手数料に限定され、国庫補助金の交付額に関わらず、上記整備割賦払金支払対象費用以外については、貴市が起債により調達を行い一括で支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
541	事業契約書	49	建設一時払金	別紙5	2	(1)					「建設一時払金」の支払については、旭町浄水場及び清水沢浄水場の建設終了後の一括払となることから、「国庫補助金等」又は「起債等」による資金調達についても、建設期間中は発生せず、建設終了後における各一回のみになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
542	03事業契約書(案) (改訂版)	49	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				「建設一時金は、甲が国庫補助金及び起債等により調達」とありますが、国庫補助金が想定金額よりも少ない場合(事業契約書(案)(改訂版)第15条4項を除く)でも、建設一時金は事業者提案に基づいて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	回答25及び57を参照ください。
543	03事業契約書(案) (改訂版)	49	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				「建設一時金は、甲が国庫補助金及び起債等により調達」とありますが、起債等による調達金額が想定よりも少ない場合でも、建設一時金は応募グループの提案に基づいて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	回答542のとおり。
544	03事業契約書(案) (改訂版)	49	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				「建設一時金は、甲が国庫補助金及び起債等により調達」とありますが、万が一、甲の資金調達が不調になった場合には、事業契約書(案)(改訂版)第85条に基づき本契約を解除できる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、かかる状況は想定しておりません。
545	03事業契約書(案) (改訂版)	49	整備割賦払金	別紙5	1	(2)	3)	ア			「割賦元金」は、応募グループが提案する金額から変更されることはない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
546	事業契約書	5	乙の資金調達	第2章	第15条	第1項					回答397及び回答677に関する質問です。SPCが融資を受ける際に、応募グループの構成員が連帯保証を行ったうえで資金調達を行うことは、事業者の判断により可能との理解でよろしいでしょうか。	資金調達方法はプロジェクトファイナンスに限ります。資金借入時の保証等は事業者の判断によります。
547	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一次払金	別紙5	2	(1)					「建設一次払金」とは、「建設一時払金」の誤植でしょうか。	誤植です。訂正します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など			a、 b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
548	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一時金	別紙5	2	(1)					「国庫補助金及び起債が充当された後、速やかに」とありますが、支払期日(支払予定日もしくは乙の請求書を受領してから支払いに要する期間)を具体的に御教示願います。当該事項はSPCのキャッシュフロー及び資金調達計画に重大な影響を与え、応札に際して金融機関との協議にも必要不可欠な条件となります。	国庫補助金及び起債が充当された後、H27年度末(H28.3)に支払う予定です。回答472を併せて参照ください。
549	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一時金	別紙5	2	(1)					旭町浄水場及び清水沢浄水場の建設にかかった費用のうち、補助金対象外の建設に関して、起債の充当は何%を考えられているかご教示下さい。	制度上100%です。
550	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一時金	別紙5	2	(1)					「平成30年度以降に予定されている場外系機械電気計装設備の整備に関する費用について・・・乙に対して建設一次払金を支払う」とありますが、当該整備に関する費用は、全て「建設一時払金」で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。仮に平成30年度以降に「整備割賦払金」が発生することになると、64回の均等払いと平仄が合わなくなるため確認致したく存じます。	ご理解のとおり。回答180を併せて参照ください。
551	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一時金	別紙5	2	(1)					「平成30年度以降に予定されている場外系機械電気計装設備の整備に関する費用について・・・乙に対して建設一次払金を支払う」とありますが、当該建設一次払金も国庫補助金及び起債等により甲が調達されるのでしょうか。	回答550のとおり。
552	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一時金	別紙5	2	(1)					「平成30年度以降に予定されている場外系機械電気計装設備の整備に関する費用について・・・乙に対して建設一次払金を支払う」とありますが、万が一、甲の資金調達が不調になり当該建設一次金が支払われない場合には、事業契約書(案)(改訂版)第85条に基づき本契約を解除できる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、かかる状況は想定しておりません。
553	03事業契約書(案) (改訂版)	50	建設一次払金	別紙5	2	(1)					甲は国庫補助金及び起債が充当された後、速やかに乙に建設一次払い金を支払う。この申請タイミング時期をご教示願います。また、国庫補助金や起債が充当されない場合の処置はどのような事業者に対する債権提供がなされるのでしょうかお示しください。	申請について、国庫補助金はH27.4、起債は、同年9月末に申請する予定です。また、これらが充当されなかったことがあるとしても、市は契約を交わす以上責任をもって支払いを行います。回答472を併せて参照ください。
554	03事業契約書(案) (改訂版)	51	建設一次払金	別紙5	2	(1)					場外系機械電気計装設備につきましては「平成30年度以降」で区切られておりますが平成29年度以前は一次払金の扱いはどうなるのでしょうか？	現時点では平成27～29年度の場外系施設整備はありません。
555	03事業契約書(案) (改訂版)	52	施設整備費の うちの工事費	別紙6	1	(1)					「施設整備費のうちの工事費」とありますが、「工事費」の定義について御教示願います。別紙5 1 (2) 1) (7)の「工事費」と同義と考えてよろしいでしょうか。その場合、「施設の設計及び建設に関する業務の対価」のうち、「工事費」以外の費目についてはサービス対価の変更がなされないのでしょうか。	ご理解のとおり。
556	03事業契約書(案) (改訂版)	52	施設整備費の うちの工事費	別紙6	1	(1)		イ			「変動前工事費(本契約に定められた工事費をいう。以下同じ。)」とありますが、工事費として金額が記載される条項又は別紙の該当項目を御教示願います。	事業契約書(案)第2回改訂版 第40条2に示すとおりです。
557	03事業契約書(案) (改訂版)	52	施設整備費の うちの工事費	別紙6	1	(1)		エ			「上記アにおいて「入札日」とあるのは・・・」とありますが、アでは「本契約締結の日」となっていますので、整合を図るよう御願ひ致します。	ア「本契約締結の日」を「入札日」に訂正します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
558	03事業契約書(案) (改訂版)	53	維持管理費の 改定	別紙6	1	(2)					指標の変動率が±3%以上の場合、これに基づく改定を行うとは3%に満たない場合は事業者の負担と読み取れます。国内企業においてROA (return on assets) は3から5%とされています。100万円年間稼いで3万円の経常利益が現実です。建設業では0.5%、サービス業では1.0%とも言われています。3%まで事業者負担させるとしたデータの根拠について、ご教示願います。	3%以下に設定すると、改訂の頻度が高まることが予測され双方にとって大変煩雑な作業となるため、3%程度で設定。(さらに、3%増減であれば民間は持ちこたえらるるとの判断も一般的には加わっています)
559	03事業契約書(案) (改訂版)	59	ボーナスポ イント	別紙7	3	(5)					夕張市水道事業又は夕張市民に多大な貢献をした場合、乙にボーナスポイントを付与するとの内容ですが、多大な貢献のイメージをご教示願います。	回答479のとおり。
560	事業契約書(案)	61、 62	出資者誓約書 兼保証書	別紙8	5						第5項及び別添「誓約書」第3項で、「譲渡人」が別添の誓約書を作成するように規定されていますが、「譲渡人」は既に同内容を「出資者誓約書兼保証書」(又は「誓約書」)で誓約しており、ここでは譲り受ける者が同内容の誓約をすることに意味があると思われまますので、「譲渡人」は「譲渡先として予定された者」と理解してよいと考えますが、ご確認下さい。また、この「誓約書」は、譲渡された後に直ちに徴収・提出するという理解でよいでしょうか。これに関連して、別添「誓約書」第1条では誓約書作成日現在の株式保有数を記載することが要求されていますが、これは譲渡を受けた後の保有数を記載するという理解で宜しいでしょうか。ご確認ください。また、これに関連して、別添誓約書第1条では誓約書作成日現在の株式保有数を記載することが要求されていますが、これは譲渡を受けた後の保有数を記載するという理解で宜しいでしょうか。ご確認ください。	前段：譲渡人→譲受人 と訂正します。 後段：ご理解のとおり。
561	事業契約書(案)		鑑 夕張市上水道 第8期拡張計 画に係るPFI 事業契約書 (案)								本項では修正箇所を、赤字+訂正線(いわゆる「見え消し」)にて表示されていますが、他の削除・修正・追記等の箇所(他の書類も含む)につきましても、見え消し表示にしていただけませんか。	今後、ご指摘のとおりとします。
562	事業契約書(案)		鑑 夕張市上水道 第8期拡張計 画に係るPFI 事業契約書 (案)								元の案文では「PFI事業事業契約書(案)」となっていたのが、今回の変更案では「PFI事業契約書(案)」となっています。「事業」はひとつ消すだけで良いのではないかと思いますので、その旨訂正願います。	訂正します。
563	03事業契約書(案) (改訂版)	全	DRAFT								DRAFT版の事業契約書(案)(改訂版)は夕張市長 藤倉肇とした公文書として有効との理解でしょうかお示しください。	回答188を参照ください。
564	03事業契約書(案) (改訂版)	全	入札説明書等 の範囲								平成22年8月の事業契約書(案)に対する質問回答についての有効性について確認させてください。平成22年9月付け事業契約書(案)(改訂版)で改定された条項は除き、事業契約書(案)に対する平成22年9月15日、17日、21日付けの質問回答は入札説明書等の付属資料として有効と理解しますが如何でしょうかお示しください	ご理解のとおり。
565	事業契約書(案)		規程の適用関 係	第2章	11	第4項					「事業者提案に記載された提案内容が業務要求水準書に記載された業務要求水準を上回る」と規定されておりますが、「上回る」とご判断される基準について具体的にご教示下さい。また、事業者提案には、入札企業が甲に提出した事業提案資料が含まれており、必ずしも落札者(乙)による提案に限られないことから、事業者提案をご採用の場合は業務要求水準書をご変更頂きたく、お願いいたします。	前段：現時点では想定しているものではありません。 後段：著作権の保護及び秘密の保持の観点から、落札者以外の事業者提案は使用しないものとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
566	事業契約書(案)		規定の適用関係	第2章	11	第4項					回答376において、質問回答集の取扱いについて質問があったものの、優先順位は事業契約書(案)に示すとおりのご回答がなされました。事業契約書(案)においては質問回答集の適用関係には言及されておりません。改めて質問回答集の取扱いについてご教示願います。	回答411を参照ください。
567	その他										第二回質問回答後も入札前は随時疑問点について質問の許可を頂けませんでしょうか。	入札書類の記入方法等に限り、メールでの質疑応答を認めます。
568	事業契約書(案)		新設対象設備	別紙1							契約案において「新設対象設備」という文言が「対象設備」に変更されておりまして、改めてご定義をお願いいたします。なお、業務要求水準書においては「対象設備」との文言が使用されておりませんので、併せてご整合をお取り頂きますよう、お願いいたします。	「設備」を「施設」に読み替えて回答いたします。 回答202を参照ください。
569	事業契約書(案)		事業者提案	別紙1	43						「入札企業が本事業の入札手続において甲に提出した事業者提案」も含まれておりますが、入札企業か必ずしも落札者(乙)とはならないことから、入札企業による事業者提案については除外して頂きたく、お願いいたします。 →第41条に「事業者提案」が追加されていますが、「事業者提案」の定義は変更されておりません。	回答565の後段を参照ください。
570	事業契約書(案)		法令等	別紙1	92						ガイドラインについては、平成22年8月の「PFI実施方針に関する質問の回答書」回答No49において、「水道施設設計指針、水道施設更新指針、水道施設維持管理マニュアルなど」とのご回答がございましたが、本定義におけるガイドラインについても具体的にご教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
571	事業契約書(案)		共通事項		第5条	10					「ただし甲が書面によることを不要と認めた場合にはこの限りでない」との但し書が添えられておりますが、貴市において上記ご判断をなされるのは貴市長との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。市長が分任する代理人も含むとお考えください。
572	事業契約書(案)		履行保証		10						契約保証金を納付する目的は、設計・工事の履行保証を目的としているものとの解釈でよろしいでしょうか。またその場合は条文上に明記して頂きたく、お願いいたします。	ご理解のとおり。原文のとおりとします。
573	事業契約書(案)		責任の負担		12	第2項					「法令等の変更又は不可抗力による場合を除き」との文言がありますが、法令等が新たに制定された場合も含むとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
574	事業契約書(案)		乙の資金調達等		15	第4項					「乙の責に帰すべき事由」について、貴市がご想定されている事由を具体的に教示ください。	回答416を参照ください。
575	事業契約書(案)		財務書類の提出		16	第3項					「甲の事前の書面による承諾がない限り、解散を決議することができない」と規定されておりますが、本契約終了後の乙の解散に際して貴市のご承諾を必要とご判断されるご趣旨についてご教示ください。 →回答414で原文のとおり、と回答されておりますが、文言の修正ではなく、理由をご教示願います。	事業契約終了後1年間の瑕疵担保責任の対応が明確でないこと等も含めて、市の承認を必要とするものです。
576	事業契約書(案)		第三者に対する損害		23	第1項					「本事業対象業務を履行する過程で、又は履行した結果」と規定されておりますが、「履行した結果」とは、どの時点をご想定されているのか具体的に教示下さい。	現時点では具体的な事象は想定できません。
577	事業契約書(案)		第三者に対する損害		23	第1項					「本事業対象業務の履行に伴い、通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する」と規定されておりますが、本事業対象業務の履行に伴い発生する事象については、事業用地等の原始的な要因によることも想定されますので、原始的な要因による場合には貴市にご負担頂きたく、お願いいたします。	甲の帰責が原始的な要因である場合には、甲の負担と考えます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
578	事業契約書（案）		第三者に対する 損害		23	第1項					「通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償する」と規定されておりますが、別紙4「不可抗力による費用分担」における不可抗力による損失及び損害の範囲には、第三者に発生した損害の賠償が含まれておりません。つきましては、不可抗力により第三者に発生した損害の賠償について貴市のお考えをご教示下さい。 →回答448において「回答429のとおり」とありますが、回答429における質問内容は、理由をご説明頂きたいとの質問であり、「原文のとおり」では理由について理解しかねますので、改めてご教示頂きたく、お願いいたします。	現時点で想定しきれないため、発生の都度、甲乙協議の上、対処することとします。
579	事業契約書（案）		第三者の知的 財産権等の侵 害		27	第2項					「乙の責に帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。」と規定されておりますが、知的財産権の侵害が発覚した場合には、その解決を乙にご一任頂きたいものと考えます。また、損害賠償の範囲といたしましては、通常損害として頂きたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。
580	事業契約書（案）		用地の使用等		28	第3項					回答451において「許可権者と協議願います」とありますが、国有地の許可権者は国、ということでしょうか。なお、国有地については、貴市が国から借り受けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
581	事業契約書（案）		事前調査業務		35	第4項					「市側管理範囲」と「事業者側管理範囲」について、具体的にご教示ください。なお、定義42及び46においては、「業務要求水準書『第1 総則』に記載のある事業」と定義されておりますが、「業務要求水準書『第1編総則 2. 事業内容（7）管理範囲』」を示しているのでしょうか。 この場合、業務要求水準書の管理範囲については、業務の管理範囲についての規定であることから、「地中埋設物」「地中埋蔵物」といった文言は「事業場所」に関する事項と考えますので、「事業者側管理範囲」ではなく「事業場所」との文言が相応であると考えますが、「事業者側管理範囲」とされるご趣旨についてご教示下さい。	前段：ご理解のとおり。 後段：原文のとおりとします。
582	事業契約書（案）		事前調査業務		35	第4項					「事業場所」は貴市の所有および貴市が国から借り受ける国有地であることから、当該事業場所における地中埋設物および地中埋蔵物については、原始的な要因でありますので、貴市にてご負担頂きたく、お願いいたします。 (上記質問14記載の理解に基づく質問であります。)	原文のとおりとします。
583	事業契約書（案）		事前調査業務		35	第5項					土壌汚染に関しても「事業場所」にかかる事項でありますので、「事業者側管理範囲の用地」ではなく、「事業場所」と規定することが相応と考えますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。
584	事業契約書（案）		事前調査業務		35	第5項					「業務要求水準書」第2編2-3(2)本業務の実施に当たっての留意事項④土壌汚染においては、「土壌汚染調査は行っていないが、問題はないものと考えている。影響がある場合については、市の責任で対応するものとする」と記載されておりますので、貴市にご負担頂きたく、お願いいたします。	市の責任で対応するものとします。
585	事業契約書（案）		埋蔵文化財に 関する費用負 担		36	第1項					埋蔵文化財に関しては、事業場所が貴市の所有または貴市が国から借り受けるものであることから、貴市にご負担頂きたく、お願いいたします。 (上記質問14記載の理解に基づく質問であります。)	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
586	事業契約書(案)		事前調査業務 に従事する作 業員の健康診 断		37						水道法の規定は水道事業に係る規定であり、本事業においては「維持管理業務」が該当するものと考えますが、事前調査業務に従事する作業員についても適用する理由についてご教示ください。(第51条同様)	衛生管理上必要な措置として求めるものです。
587	事業契約書(案)		対価内訳の提 出		40	第1項					「施設整備費」とは別紙5記載の「施設の設計及び建設に関する業務に係る費用」との理解でよろしいでしょうか。事業契約書、別紙における文言の統一をお願いいたします。	回答106及び107を参照ください。
588	事業契約書(案)		業務要求水準 書又は設計図 書等の変更		41	第3項					甲乙間で協議が整わなかった場合には、甲が変更案を定める旨規定されておりますが、この場合は次条(第42条)第6項の「甲の責めに帰すべき事由による変更」と解釈してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)改定版を参照ください。
589	事業契約書(案)		近隣対策等		46	第3項					「前項に定める以外の事由」について具体的にご教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
590	事業契約書(案)		近隣対策等		46	第3項					第59条(乙による実施事項)および「業務要求水準書」第2編2-3(2)本業務の実施に当たっての留意事項①においては、清水沢浄水場においてのみ、電波障害調査、騒音及び振動、臭気等の調査および対策を講じることと規定されておりますが、本条との整合性について具体的にご教示下さい。	業務要求水準書を訂正します。
591	事業契約書(案)		工事の中止		47	第1項					「甲は、必要と認めた場合」と規定されておりますが、どのような場合をご想定されているのか、具体的にご教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
592	事業契約書(案)		工期の変更		48	第1項					「甲は、必要と認める場合」と規定されておりますが、どのような場合をご想定されているのか、具体的にご教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
593	事業契約書(案)		乙による実施 事項		59	第1項					第46条においては、清水沢浄水場に限定しない規定として、周辺影響調査等を行う旨規定しております。本条との整合性についてご教示下さい。	事業契約書(案)改定版を参照ください。
594	事業契約書(案)		甲による完成 検査及び甲に よる完成通知 書の交付		61	第3項					新設対象施設に関する破壊検査を行った場合における責任負担について、甲は一切負担しないものと規定されておりますが、破壊検査を行った結果、新設対象施設が業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書の内容を逸脱していなかった場合には、貴市にご負担頂きたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。
595	事業契約書(案)		甲による完成 検査及び甲に よる完成通知 書の交付		61	第5項					「破壊の復旧に要する費用並びに前項の是正に要する費用」を乙が負担することと規定されておりますが、破壊検査を行った結果、新設対象施設が業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書の内容を逸脱していなかった場合には、貴市にご負担頂きたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。
596	事業契約書(案)		瑕疵担保		65	第1項					「ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補の請求に代えて乙に対して損害賠償を請求する。」と規定されておりますが、当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、修補を請求することができないとすることが民法上の原則であり、また、国土交通省が示している「PFI事業における事業契約書例」における瑕疵担保条項においても採用されております。よって、原則どおり、「ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。」として頂きたく、お願いいたします。	国交省が示している「PFI事業における事業契約書例」では、当該事象に関して損害賠償請求を妨げるものではありません。よって本条は原文のとおりとします。
597	事業契約書(案)		性能保証		70	第3項					本項に定める「損害」の範囲は通常損害との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
598	事業契約書(案)		性能保証		70	第4項					「合理的な範囲で甲がこれを負担する」と規定されておりますが、「合理的な範囲」について具体的にご教示下さい。	「合理的な範囲」とは、「甲乙双方が納得できる範囲」と理解ください。
599	事業契約書(案)		甲の解除権		84	第1項	1号				第85条(乙の解除権)同様、猶予期間を設けて頂きたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
600	事業契約書(案)		乙の解除権		85						第35条(事前調査業務)第4条及び第5条、第36条(埋蔵文化財に関する費用負担)及び第47条(工事の中止)において、乙の責に帰すべからざる事由により、長期間工事が遅延・中止となった場合または工事が著しく減少する等の事象が発生した場合にも乙の解除権をお認め頂きたい、お願いいたします。	認めません。
601	事業契約書(案)		法令等の変更又は不可抗力の場合の解除		86						法令等の変更又は不可抗力の場合の解除については、貴市が解除に伴う措置をとることができるかと規定されておりますが、(1)及び(2)いずれの事項についても、乙から解除を申し入れることが想定されます。よって、「甲は乙と協議の上」ではなく、双務規定として頂きたい、お願いいたします。	原文のとおりとします。
602	事業契約書(案)		違約金		87						第93条(乙の帰責事由による契約解除の効力)における規定との整合性についてご教示下さい。	事業契約書(案)第87条4.を訂正します。(第2項→第1項)
603	事業契約書(案)		違約金		87	第2項					「本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費」は、例えば引渡日後間もない時期においては、20年分を算定根拠とすることとなり、乙にとって過大な負担となります。本契約解除日までに乙が受領した維持管理費を上限とする等の措置を講じていただくことはできないでしょうか。 回答549において「原文のとおりとします」との回答がなされておりますが、やはり乙にとって過大な負担となることから、ご再考頂きたい、お願いいたします。	変更の予定はありません。
604	事業契約書(案)		違約金		87	第5項					「本契約による違約金の定めは、損害賠償額の予定を意味しない」と規定されておりますが、当該損害賠償について、ご想定されている損害の範囲等具体的にご教示下さい。	現時点では想定しているものではありません。
605	事業契約書(案)		事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務		89	第1項					検査費用については貴市にご負担頂きたい、お願いいたします。	訂正版の原文のとおりとします。
606	事業契約書(案)		事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務		89	第4項					本条は、事業期間終了以外の事由による本契約終了時の取扱いであり、新設対象施設については原状引渡しとなると考えます。つきましては、「乙の責に帰すべき事由による損傷等」について貴市がご想定されている内容について具体的にご教示ください。	現時点では想定しているものではありません。
607	事業契約書(案)		事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務		89	第6項					本契約終了後における役員提供となりますので、運転指導につきましては別途有償とするべきであると考えますが、いかがでしょうか。	本事業の範囲内とします。
608	事業契約書(案)		事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務		89	第7項					甲が指定する者が能力不十分であった場合には、引継ぎにより過大な負担が発生することもあるのではないのでしょうか。その場合の措置についてのお考えをご教示下さい。	要求水準を満たす者の選定を想定しているため、かかる状況は想定できません。
609	事業契約書(案)		事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務		89	第8項					「本契約終了時の手続に関する諸費用」と規定されておりますが、どのような費用をご想定されているのか、具体的にご教示下さい。	事業者内で協議ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
610	事業契約書(案)		事業期間の終了時における乙の責務		90	第2項					「全ての新設対象施設が業務要求水準書に示された性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態で引渡すことを要する」と規定されておりますが、事業期間終了後につきましては、乙が維持管理業務を担っておりませんのでその間に乙の責に帰すべからざる事由による業務要求水準書に示された性能を発揮できる機能を有しなくなった場合ならびに修繕を要する状態が生じた場合につきましては、免責として頂きたい、お願いいたします。	原文のとおりとします。
611	事業契約書(案)		事業期間の終了時における乙の責務		90	第4項					「事業期間の終了に伴う新設対象施設の運転マニュアルを編集したものを提出するものとする」および「甲に対し、運転マニュアルを基に運転方法等の指導を行うことを要する」と規定されておりますが、運転マニュアルの作成および運転方法等の指導につきましては、本事業の範囲外と思われませんが、その対価の考え方についてご教示下さい。	本事業の範囲とします。
612	事業契約書(案)		乙の帰責事由による契約解除の効力		93	第3項	4号				乙の帰責事由による契約解除の場合ではありますが、契約解除に際しては、極力早期に債権債務関係についても終了させたいと考えます。つきましては、支払残金については甲乙協議の上定める期日に一括にてお支払頂きたい、お願いいたします。	原文のとおりとします。
613	事業契約書(案)		乙の帰責事由による契約解除の効力		93	第4項					「逸失利益」に対する考え方についてご教示ください。	事業提案で提示いただいたVFM相当額をお支払いいただけます。
614	事業契約書(案)		甲の帰責事由による契約解除の効力		94	第1項	1号				本項本文において、本条は、甲の帰責事由による契約解除時と「第84条第2項により本契約を解除できる場合」についての措置を定めている旨、規定されております。第84条第2項においては、貴市の政策変更等の理由により、貴市が本契約を解除することができる旨を規定しております。よって、本項(1)において「乙は、甲に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する」との規定を「第84条第2項により本契約を解除できる場合」に適用するとすると、貴市の政策変更等の理由により貴市が本契約を解除する場合であっても、乙が甲に対して本契約を解除する旨を通知することとなります。規定のご趣旨についてご教示下さい。	事業契約書(案)改定版 第84条2項と第94条2項の条分より、双務規程となっておりますので、乙が不合理な不利益となる場合は異議を申し立ててください。
615	事業契約書(案)		甲の帰責事由による契約解除の効力		94	第2項					「乙に発生した合理的な費用及び逸失利益」と規定されておりますが、「合理的な費用」について具体的にご教示下さい。	「合理的な範囲」とは、「甲乙双方が納得できる範囲」と理解ください。
616	事業契約書(案)		法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力		95	第2項					契約上の地位および乙の全発行済株式の譲渡に際し、その譲渡価格の算定方法についてご教示ください。	事業者側で監査法人等にご相談ください。
617	事業契約書(案)		解釈		101						「甲の定める規則」と規定されておりますが、具体的に貴市の定める規則についてご教示下さい。	市で定めている全ての条例、規則、要綱等をいいます。
618	PFI事業者選定基準(案)	6	監視制御設備								「中央監視」とは、浄水場の監視設備のことでしょうか。	両浄水場と市庁舎等に設置する監視設備をいいます。
619	提出書類作成要領及び様式集	6	技術提案書様式	第3章	2	(2)					9/1付けで夕張市ホームページに公表された様式集について、9/1公表時はすべての様式がword版でしたが、その後公表された修正版では、すべての様式がexcel版となりました。最新版が正しい様式とするとすべてがexcel版となりますが、word版・excel版どちらの様式でも可という理解でよろしいでしょうか。	回答203を参照ください。
620	提出書類作成要領及び様式集	6	技術提案書様式	第3章	3	(1)	②				入札書に「グループ名」を記入することとなっておりますが、「グループ名」の定義をご教示願います。	代表企業名としてください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など										
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					
621	提出書類作成要領及 び様式集	7	技術提案書様式	第3章	3	(1)	③他			文字の大きさ等の指定はあるのでしょうか。	MS明朝体(10.5ポイント)とします。様式集に追加記述します。
622	提出書類作成要領及 び様式集	9	技術提案書様式	第3章	3	(2)	②			「全てのページに通しのページ番号を付ける」と記載されていますが、(1)～(5)で合冊製本したものと、(10)～(14)で合冊製本したものの、施設計画図集、有価証券報告書は、それぞれの合冊製本毎にページを付ける(目次共)ことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
623	提出書類作成要領及 び様式集	9	技術提案書様式	第3章	3	(2)	②			「全てのページに通しのページ番号を付ける」と記載されていますが、入札書や委任状やその他の書類もページを付けるのでしょうか。	提出書類(8)(9)(16)はページ不要とします。
624	提出書類作成要領及 び様式集	11	様式I-1入札参加資格確認申請時書類一覧表							添付資料の6番目に、「認定登録証の写し」とありますが、入札説明書第3章1(2)②より膜ろ過装置製造企業の項が削除され、これに伴って、同企業の資格要件であった「膜ろ過装置の技術認定」も削除されておりますので、本添付資料は不要という事でしょうか。	選定基準の対象とはしませんが、膜ろ過装置の認定証の添付をお願いします。
625	提出書類作成要領及 び様式集	11	様式I-1入札参加資格確認申請時書類一覧表							添付資料の7番目に、「膜ろ過装置の製造を担う者の、日量1千m3以上の膜ろ過装置の製造・設置実績を確認できる契約書原本及び仕様書等の写し」とありますが、変更前の入札説明書第3章1(2)②より膜ろ過装置製造企業の項が削除されています。また、入札説明書第3章1(2)②エより、機械器具設置工事及び水道施設工事を担当する企業の項に同様の要件(ただし、製造はなく設置のみ)が記載されていますので、本項は当該企業に係るものという理解でよろしいでしょうか。	当該項目は削除します。
626	提出書類作成要領及 び様式集	11	様式I-1入札参加資格確認申請時書類一覧表							添付資料の9番目に、「工事業務の実施を担う者に関する「総合評価値通知書」の写し」とありますが、現在、「総合評価値通知書」の通知の時期であり、平成22年度の通知が届いている企業、まだ届いていない企業があるようです。最新版である事を前提に、企業によって平成21年度ないし平成22年度が添付される事をご確認ください。	平成21年度分は全ての企業が提出してください。 平成22年度分は通知が届いている企業は提出してください。
627	提出書類作成要領及 び様式集	12	様式I-1入札参加資格確認申請時書類一覧表							添付資料の10番目に、「維持管理業務のうち、運転管理業務を担う者が受託した、日量1万m3以上(公称能力)の浄水能力を有する浄水場の1年以上の運転管理業務に関する契約書原本の写し、及び各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類」とあります。しかし、入札説明書変更案第3章2(2)④イでは「浄水場(公称能力3千m3/日以上)となっており、相違しています。従って、例えば本資料を「日量3千m3以上」と修正するのが宜しいかと思料いたします。	「日量3千m3以上」に訂正します。
628	提出書類作成要領及 び様式集	12	様式I-1入札参加資格確認申請時書類一覧表							添付資料の11番目に、「水道技術管理者の資格を有する者」とあります。ここでいう「水道技術管理者の資格」とは、入札説明書第3章2(2)④エの「水道浄水施設管理技士(社)日本水道協会認定資格」2級以上」を指すという理解で宜しいでしょうか。	水道技術管理者とは、水道法施行令第6条に規定する資格をいいます。
629	提出書類作成要領及 び様式集	14	様式I-3							各企業の最上部に「業種名」の欄がありますが、これには入札説明書第3章2(2)各業務の実施を担う者の資格要件に定められた、設計業務(建築設計、浄水場設計)、工事業務(土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事、電気工事)、工事監理業務、維持管理業務を、グループとして全ての業種が含まれるように記載すればよろしいでしょうか。(※応募グループの資格要件をどの企業が満たしているのか整理するために必要なのではないかと思料いたします。)	回答124を参照ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、 2 など	(1) (2) など	①、 ② など	ア、 イ など	(7)、 (1) など	a、 b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)						
630	提出書類作成要領及び様式集	14	様式 I-3								設計業務のうちの「建築設計」と「浄水場設計」の業務範囲・区分をご教示下さい。(例えば、「浄水場設計」は本事業の新設対象施設の設計全般を担当する者で、「建築設計」はそのうち建築基準法の建築物の確認申請を行う者、という区分かと思料いたします。)	ご理解のとおり。
631	提出書類作成要領及び様式集	48	技術提案書記載内容								旭町浄水場の工事計画提案書(様式Ⅲ-13-①)について、電波障害等対策については、清水沢浄水場のみの提案項目ではないでしょうか。	旭町浄水場を含みます。第1回回答及び要求水準書を訂正します。
632	提出書類作成要領及び様式集	13 14 15 16	様式 I-2~5								各様式の代表者名の欄には、当該代表者の役職名も記載する必要がありますでしょうか。	全て必要です。
633	提出書類作成要領及び様式集	13 14 15 16	様式 I-2~5								代表者が年間委任されている場合、当該事実を証明するための書類(例:提出済みの年間委任状の写し)は必要でしょうか。	市へ委任期間を平成22年4月1日からとする年間委任状を既に提出している場合は不要です。
634	06提出書類作成要領及び様式集	14	入札参加者の構成員一覧表	第4章	様式 I-3						入札説明書(改訂版)第3章1(6)に拠れば、協力会社の名称と各企業が担う業務内容を明示する必要があるものと思料致します。協力会社についても、様式 I-3 に準じて記述するとの理解でよろしいでしょうか。	協力会社の記載は不要です。
635	06提出書類作成要領及び様式集	15	委任状	第4章	様式 I-4						当該様式は、「グループの各構成員の代表者から代表企業の代表者への委任状」となっていますが、協力会社の代表者からの委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。必要な場合は当該様式に協力会社の欄を追記することでよろしいでしょうか。	協力会社の記載は不要です。
636	提出書類作成要領及び様式集	27、 31	技術提案書様式								「土木構造物の施設」と「建築構造物の施設」に分けて、施設計画書の提案様式となっていますが、土木構造物施設と建築構造物施設の定義をご教示願います。	回答213を参照ください。
637	提出書類作成要領及び様式集	31、 32	技術提案書記載内容								建築施設計画書について、「構造解析結果」が旭町浄水場には提案項目としてなく、清水沢浄水場には提案項目としてある理由について、ご説明願います。	旭町浄水場は新設するので不要です。清水沢浄水場は既設改修を想定して求めたもの。既設を改修しない場合は提案は不要です。併せて回答259を参照ください。
638	提出書類作成要領及び様式集	50、 51	技術提案書記載内容								浄水場施設の建設及び運転に関する環境面への配慮計画の提案書が、様式Ⅲ-14-①、②にあります。様式Ⅲ-3-①及び②、様式Ⅲ-5-①及び②、様式Ⅲ-8-①及び②、Ⅲ-10-①及び②、Ⅲ-13-①及び②にも同様の提案テーマがありますが、どのような記載をすれば良いかご教示願います。	記載項目の例として、省エネルギー対策、浄水汚泥の有効利用、グリーン購入法適合商品の活用、クロードシステムの採用、環境配慮型VE提案 など
639	提出書類作成要領及び様式集	98 99	浄水場維持管理見積	様式 IV-5D IV-5E							浄水場維持管理は、既設設備と新設設備に分かれますが、本書類は、同様式1枚にて20年間分を記載と理解してよろしいでしょうか。又、様式に記載されている年度は参考用と考え実年度に訂正します。	4年毎に1枚に記載し、小計を入れてください。最終年は小計の後に合計を記入ください。
640	提出書類様式集差し替え										9月1日に「提出書類様式集差し替え(EXCEL:136KB)」が公表されましたが、「添付書類(5)提出書類作成要領及び様式集」第2章2(2)(P.6)及び第3章2(2)③(P.9)において「Microsoft社製Wordで作成し」とありますので、当該様式についてはMicrosoft社製Wordで作成すればよろしいでしょうか。またその場合、「提出書類様式集差し替え」の公表に伴いWORD版の様式集が削除されておりますので、WORD版のダウンロードファイルを再度公表して下さいようお願いいたします。	提出番は全てExcel版とします。